

弘前市景観計画の変更 変更箇所一覧

章	ページ	変更内容
第6章	80～82	景観形成重点地区に「大森勝山遺跡周辺地区」を追加
第6章	90～93	眺望景観保全地区に「大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区」を追加
第7章	95	屋外広告物のルール 配置・規模に「大森勝山遺跡から見えない配置・規模とすること」を追加

参考：その他時点修正等

章	ページ	修正内容
表紙	—	変更年月の追記
目次	—	ページのズレの修正
第1章	3	弘前市の面積及び県全体に占める割合更新
	4	写真の更新
	5	字句・文言等の整理
	6	写真の更新
	7	字句・文言等の整理 地図の更新
	8	字句・文言等の整理 地図の更新 写真注釈の更新
	9	字句・文言等の整理 地図・写真、写真注釈の更新
	10	字句・文言等の整理 注釈の更新
	11	字句・文言等の整理 地図の更新
	13	字句・文言等の整理 写真の更新
	14	字句等の整理 地図の更新
	15	字句・文言等の整理
	16	字句・文言等の整理
	17	図の更新
第2章	18	字句・文言等の整理
	22	写真、写真注釈の更新
	23	字句・文言等の整理
	25	表中の字句等の整理
	29	字句・文言等の整理 写真注釈の更新
	30	写真の更新
	31	字句・文言等の整理 写真の更新

章	ページ	修正内容
第2章	3 2	字句・文言等の整理 写真の更新
	3 3	字句・文言等の整理 写真注釈の文言の整理
	3 5	字句・文言等の整理
	3 9	表中の文言の整理
第5章	4 3	写真の更新
	4 5	写真の更新
	4 6	写真の更新
	4 7	字句・文言等の整理 写真の更新・注釈の文言の整理
	4 9	写真の更新
	5 0	写真の更新
	5 1	写真の更新
	5 2	写真の更新
	5 3	写真の更新
第6章	5 4	字句・文言等の整理
	6 0～6 2、 6 5、6 7、 6 9	表中写真の更新・文言の整理
	7 1	景観形成重点地区の数を追加、体裁の調整
	7 2～7 3	体裁の調整
	8 3	眺望景観保全地区の数 2→3 体裁の調整
	8 7	体裁の調整
第9章	9 8	写真の更新
第10章	1 0 6 ～1 0 8	削除
	(新) 1 0 7	字句・文言等の整理
裏表紙	—	計画変更の経緯の追記

※青字表記は現計画における強調を示すためのものであり、修正を行った箇所ではございません。

弘前市景観計画

～自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち 弘前～



弘 前 市

平成 24 年 (2012) 3 月策定

【平成 26 年 (2014) 2 月変更】

【令和 2 年 (2020) ○月変更】

目 次

前 文	1
<u>第1章 弘前市景観計画の策定に当たって</u>	3
1. 弘前市の風土	3
2. まちづくりの歩み	4
3. 産業の概要	12
4. 景観づくりのこれまでの歩み	15
5. 景観計画策定の目的	16
6. 景観計画の位置づけ（関係計画等）	17
<u>第2章 弘前市の景観特性と課題</u>	18
1. 市民アンケートと風景募集の結果から	18
2. 景観の類型	24
3. 弘前の景観特性と課題	26
<u>第3章 景観づくりの目標</u>	36
1. 目標とする景観像	36
2. 景観づくりの基本方針	36
<u>第4章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号関係）</u>	38
<u>第5章 景観づくりの方針（景観法第8条第3項関係）</u>	39
1. 景観の類型と構成	39
2. 景観づくりの方針	40
<u>第6章 景観づくりのルール（景観法第8条第2項第2号関係）</u>	54
1. 景観づくりのルールの枠組み	54
2. 景観づくりのルール	56
<u>第7章 屋外広告物のルール（景観法第8条第2項第4号イ関係）</u>	86 94
1. ルール設定の考え方	86 94
2. 屋外広告物のルール	89 95
<u>第8章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</u>	88 96
（景観法第8条第2項第3号関係）	
1. 景観重要建造物の指定の方針	88 96
2. 景観重要樹木の指定の方針	89 97
<u>第9章 公共施設の整備の方針</u>	90 98
1. 弘前市の景観と公共施設	90 98
2. 公共施設の整備の方針	91 99
3. 景観重要公共施設の基本的な考え方	92 100
<u>第10章 計画の実現に向けた取り組み</u>	94 102
1. 取組体制の構築	94 102
2. 届出制度の円滑な運用	95 103
3. 市民で創る景観に向けての取り組み	96 104
4. 都市計画制度の活用	101 106
5. 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの推進	103 108

前 文

作家太宰 治は、小説『津軽』の中で弘前を次のように描いています。

あれは春の夕暮れだと記憶しているが、弘前高等学校の文科生だった私は、ひとりで弘前城を訪れ、お城の廣場の一隅に立って、岩木山を眺望したとき、ふと脚下に、夢の町がひっそり展開しているのに気がつき、ぞっとした事がある。私はそれまで、この弘前城を、弘前のまちのはずれに孤立しているものだばかり思っていたのだ。けれども、見よ、お城のすぐ下に私の今まで見た事もない古雅な町が、何百年も昔のままの姿で小さい軒を並べ、息をひそめてひっそりとうずくまっていたのだ。ああ、こんなところにも町があった。年少の私は夢を見るような気持で思わず深い溜息をもらしたのである。萬葉集などによく出て来る「隱沼(こもりぬ)」というような感じである。私は、なぜだか、その時、弘前を、津軽を、理解したような気がした。……

この一節は、弘前市の景観の特徴として、山並みや街並みなどのいろいろな要素がつながりを持っていることをよく表しています。そして、この本丸からの岩木山と城下町の眺めは、今も変わらずに、「弘前市民が大切にしたいと思う景観」であり続けています。

岩木山や城下町らしい街並み、また、宵宮や四季のまつりが行われている情景は、市民が日常的に触れるができる景観であるとともに、訪れる多くの人々を引き付けている景観です。これらの景観は、私たちのまわりに当たり前のように存在していますが、景観は時の流れとともに変わります。城下町ならではの趣を醸し出す歴史的建造物や街並みなどには、すでに失われたもの、又は今まさに失われようとしているものもあります。市民アンケートでも、城下町らしさが薄れたことについて多くの指摘が寄せられました。

このまま、景観づくりのルールを設けないままにしておくと、良好な景観を阻害する建築物や屋外広告物などにより、市民に安らぎと潤いをもたらしている景観や魅力的な観光資源としての景観が失われてしまう可能性があります。

一方で、弘前市には明治初頭から多くの外国人教師が招かれ、西洋の文化が流入しました。藩政時代の趣を強く残していた明治・大正期の弘前市に、斬新なデザインの洋館や近代建築が建てられ、今では、弘前市を象徴する街並みの一つとなっています。このことは、新しくハイカラなものをいち早く取り入れる弘前市民の「進取の気質」を物語っています。

市では、先人から受け継いできたものをより良い状態で将来に引き継いでいくとともに、

前文

「進取の気質」をもって弘前ならではの景観を新たに創りだし、市民が愛着を感じ、訪れる人々も満足できる「住んでみたい、訪れてみたい」の景観づくりを目指します。

また、より良い景観は、「人の営み」（そこに住む人や働く人がいること）が存在して成り立つものであることから、行政はもとより、市民や事業者が景観づくりへの思いを共有することが大切です。したがって、本計画は、市民や事業者、行政が協働して、弘前ならではの景観をはぐくんでいくための指針となるものです。



第1章 弘前市景観計画の策定に当たって

1. 弘前市の風土

弘前市は、青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置し、総面積 524.~~12~~²⁰ km²と県全体の 5.45 ~~5.43~~%を占めています。

東に奥羽山脈の八甲田連峰を望み、南に世界遺産に登録されている白神山地が連なり、西に青森県最高峰の岩木山を有し、山々に抱かれた平野部においては、白神山地に源を発し、津軽平野を縦断し十三湖を経て日本海に注ぐ県内最大流域の岩木川が、約 30 kmにわたり緩やかに北流しています。

この岩木川には、平川、浅瀬石川などが合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の穀倉地帯となっています。

また平野に連なる丘陵地帯には、青森県の基幹農産物であるりんごの約 4 割を生産するりんご園が広がっています。

さらに、その地域を取り巻くように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれています。

○地図：弘前市周辺の地形



2. まちづくりの歩み

(1)武家屋敷と寺社、寺院街

全国の城下町の多くは、いわゆる戦国時代末期から江戸時代初期に創建されており、弘前も慶長8年(1603)、初代藩主津軽為信が城下の町割に着手し、慶長16年(1611)、2代藩主信枚のときに城下町が形づくられました。

18世紀初頭の侍屋敷の郭外移転に続き、武家の農村への移住などにより、城下は拡大・変容し、現在の城下町の町割がほぼ完成しました。

現在でも、藩政時代の街並みがよく残されているのは、弘前公園の北側に位置する[仲町伝統的建造物群保存地区](#)です。

仲町伝統的建造物群保存地区は、当時の地割の様子をよく残し、道路沿いに連続するサワラの生垣、点在する薬医門や板塀、茅葺や板葺の主屋など、武家町の景観を今に伝えています。



仲町伝統的建造物群保存地区

市街地を中心に、禅林街や新寺町寺院街のほか、弘前八幡宮や天満宮など多くの古寺社が残り、歴史的な趣を醸し出しているとともに、寺社林は地域に貴重な緑地空間を提供しています。

[禅林街](#)は、弘前城築城の翌年、2代藩主信枚が津軽一円から曹洞宗の寺院(禅寺)を結集させたもので、禅寺が林のように並んでいることからこのように呼ばれるようになりました。全国的に見て33もの同一宗派寺院が同じ場所に集まっているのはとても珍しく、さらに、参道の両側の杉並木が独特の落ち着いた雰囲気を醸し出しています。



禅林街

[新寺町](#)寺院街は、慶安2年(1649)の火災で焼失した元寺町の寺院街を、城の南方防御のために新寺町に移転し形成されたものです。現在は、五重塔のある最勝院を始め、23カ寺が並び寺院街を形づくっています。

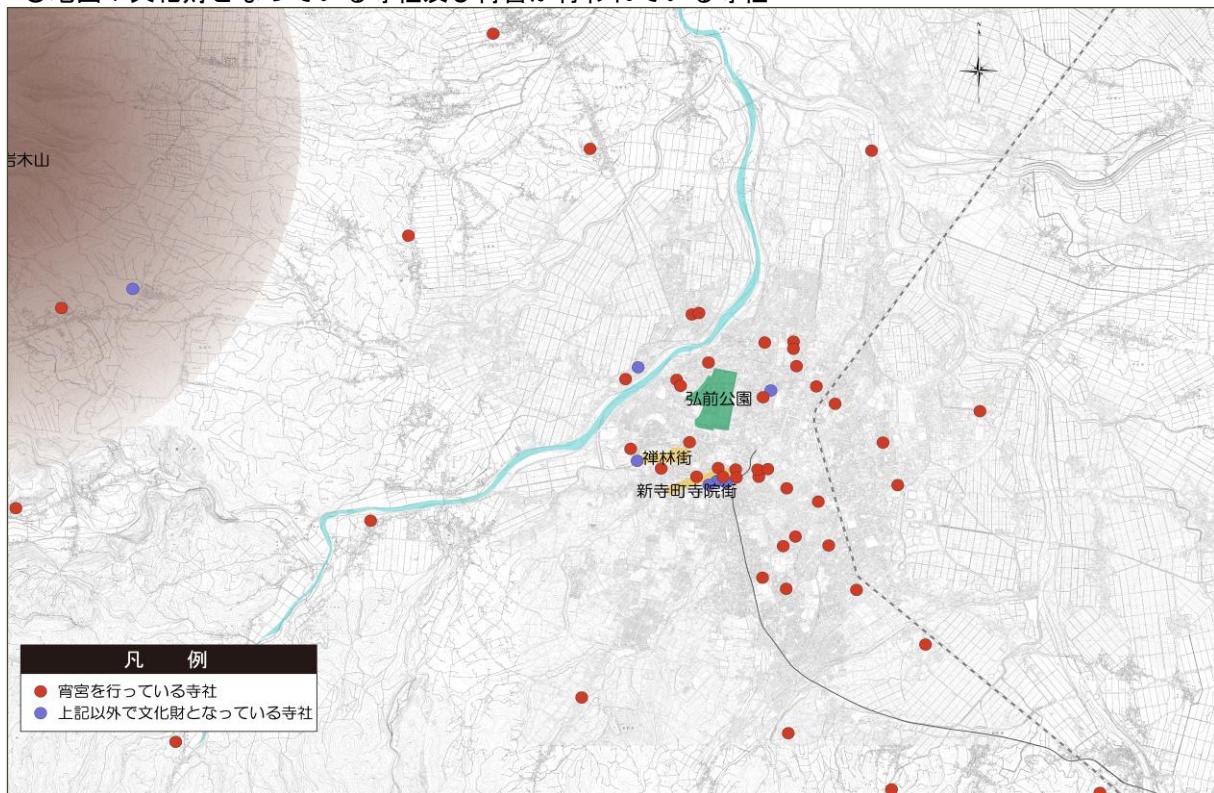


新寺町寺院街

津軽地方で「ヨミヤ」と呼ばれる寺社の祭りの前日に行われる宵宮は、多くの寺社が弘前市には残っていることもあります。初夏から初秋にかけて、ほぼ毎日のように開かれ、地域と密接に結びついています。露店が立ち並び、津軽神楽や獅子舞といった伝統芸能が奉納される神社もあり、夏の風物詩として親しまれ、市民が身近に歴史を感じることができます。

津軽地方の人々にとって「岩木山」はかけがえのないシンボルであり、古くから「お山（おやま）」とかや「お岩木様（おいわきさま）」と崇め親しまれてきましたが、「お山参詣」が現在の形式で行われるようになったのは藩政時代の中頃です。お山参詣は、旧暦の8月1日に「五穀豊穣」と「家内安全」を祈願して岩木山に集団登拝するもので、山麓の岩木山神社を拠点として行われる民間信仰行事です。

○地図：文化財となっている寺社及び宵宮が行われている寺社



(2)キリスト教の伝来

弘前市には数多くの洋風建築が残っています。

これは、弘前市がキリスト教伝来の先進の地であつたことと深く関係しています。

旧藩校の流れを引き継ぎ明治5年(1872)に設立された東奥義塾は、開学当初から外国人教師が教鞭をとり、そのほとんどがキリスト教の宣教師であったため、同校を拠点に津軽地方へキリスト教や西洋文化が広がりました。

最も早いキリスト教関係の洋風建築は、明治15年(1882)に百石町小路の現在地に建てられた天主堂(現カトリック弘前教会)で、現存する会堂は、明治43年(1910)に再建されたものです。

元寺町の日本基督教団弘前教会教会堂は、明治39年(1906)に、クリスチャン棟梁と呼ばれた桜庭駒五郎¹の設計により再建されたものです。

また、山道町の日本聖公会弘前昇天教会は、明治33年(1900)に建てられ、大正9年(1920)に改築されたものです。正面 上部の三葉飾りのアーチにある鐘は、今でも朝夕の祈りの時間に清澄な音で時を告げ、市民に親しまれています。

藩政時代に起源を持つ禅林街や新寺町寺院街、城下町の各所にある神社などと、明治以降に受け入れられたキリスト教を象徴する教会とが調和して、弘前市の特徴的な景観を形づくっています。



旧東奥義塾外人教師館



カトリック弘前教会



日本基督教団弘前教会教会堂



日本聖公会弘前昇天教会

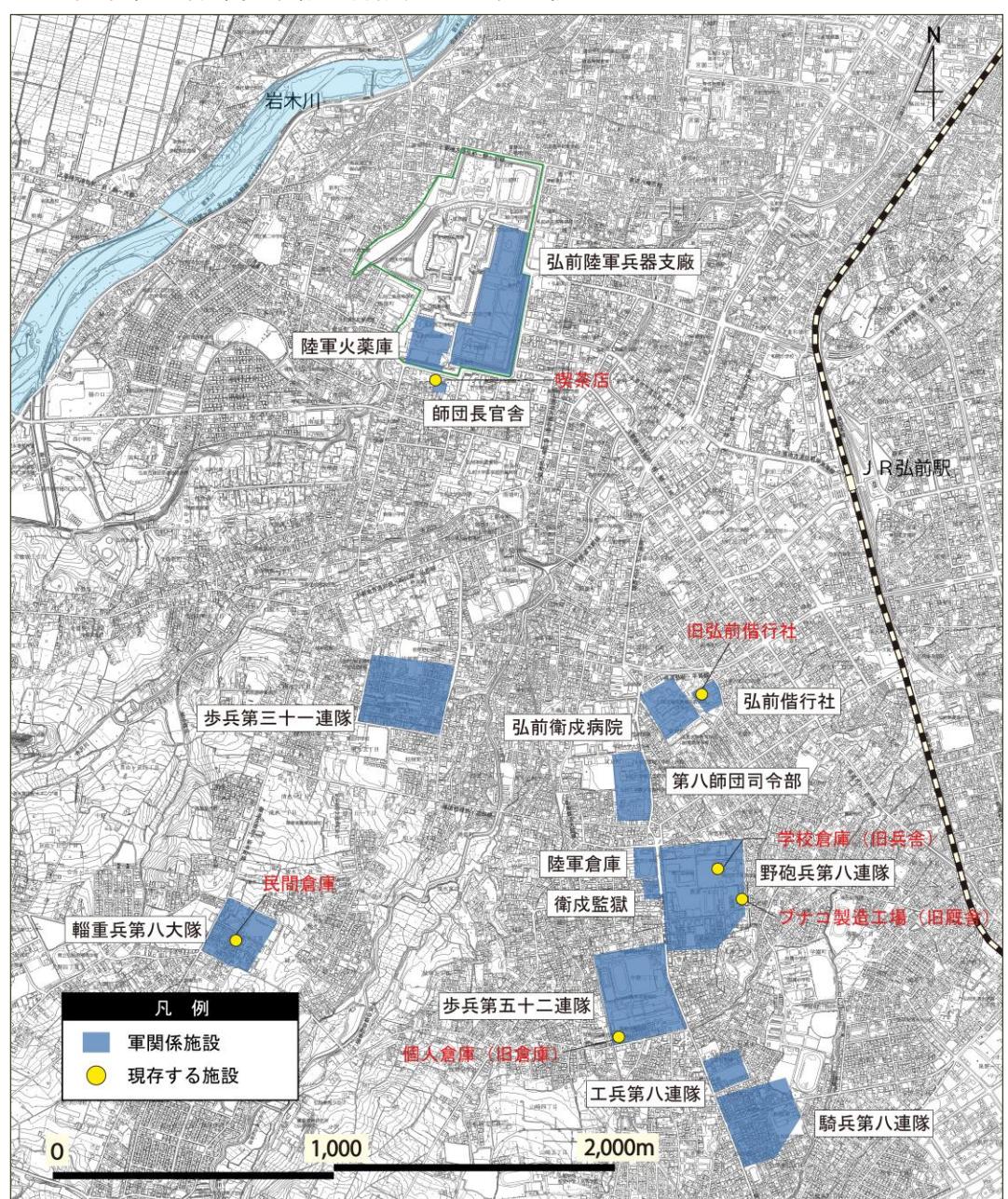
¹ 桜庭駒五郎（さくらばこまごろう、1871-1955）　旧中津軽郡和徳村（現弘前市）出身。日本基督教団弘前教会のほか、弘前学院外人宣教師館（1906年、重要文化財）や岡山県の津山基督教図書館など市内外のキリスト教関係施設を手掛け、クリスチャン棟梁とも呼ばれた。

(3)軍都としての歩み

明治4年(1871)7月の廃藩置県後に県庁が青森市に置かれて以来、政治の中心が青森市に移り、弘前市は経済的にも衰退の途をたどりましたが、明治27年(1894)の弘前～青森間の鉄道開通と明治29・31年(1896・1898)の陸軍第八師団司令部の設置により、弘前市は再び経済活力を取り戻しました。

現在の中心市街地である土手町や元寺町などは、師団設置により商業の中心地として発展し、関連施設が多く設置された富田や桔梗野一帯の田園地帯は新たな市街地に生まれ変わり、近接する富田町や住吉町には、将校や下士官のための下宿屋や飲食店などが立ち並びました。

○地図：陸軍第八師団関連施設と現存する主な建造物



陸軍第八師団設置による経済効果が、建築ブームを引き起こすとともに、市街地の建築様式も変えていきました。以前は、商家も住宅も杁（まさ）葺きの屋根だったものが、次第に洋風建築や蔵造りなど都会風の外観に変わっていきます。

旧第五十九銀行本店本館は、棟梁・堀江佐吉²の手による明治時代を代表する洋風建築です。佐吉はこのほかにも、旧弘前市立図書館や将校の親睦・研修施設である旧弘前偕行社（現・弘前厚生学院記念館）を手掛けました。

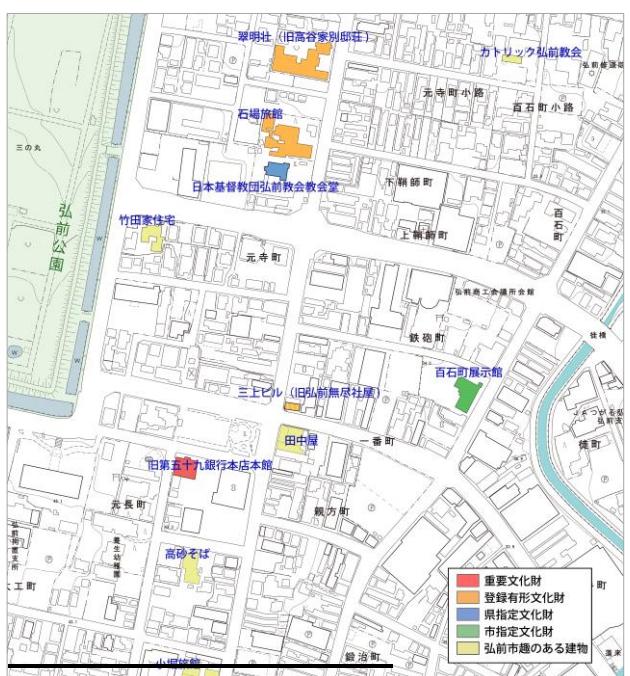
明治後期から大正時代にかけての弘前市を代表する実業家・福島藤助³は、数多くの煉瓦造の建造物を手掛け、現存する吉野町の煉瓦倉庫（現・吉井酒造煉瓦弘前れんが倉庫美術館）や、富田町の煉瓦倉庫（現・弘前銘醸煉瓦倉庫）は、現在の街並みと調和して存在しています。

今では、旧軍関連施設の多くは残っていませんが、旧弘前偕行社や旧第八師団長官舎のほか、民間施設として活用されている施設が一部現存しています。

明治・大正期の建物や街並みは、弘前市が空襲を受けなかったことに加え⁴、建物疎開（空襲対象となるような建物を取り壊し、道路・水路などを確保すること）の規模が小さかったことで、比較的よく残されています。

特に、元寺町界隈、和風の石場旅館と洋風の日本基督教団弘前教会、津軽塗製造・販売店の田中屋の黒塗りの柱と白壁、向かいにある東北で初期、弘前市で最古の鉄筋コンクリート造の三上ビル（旧弘前無尽社屋）は、歴史の奥深さと弘前市民の進取の気質を感じさせる街並みを形づくっています。

○地図：元寺町界隈の街並み



昭和初期の鉄筋コンクリート造の三上ビル（旧弘前無尽社屋）と田中屋（手前）



明治期の洋風建築；日本基督教団弘前教会教会堂（奥）と和風建築；石場旅館（手前）

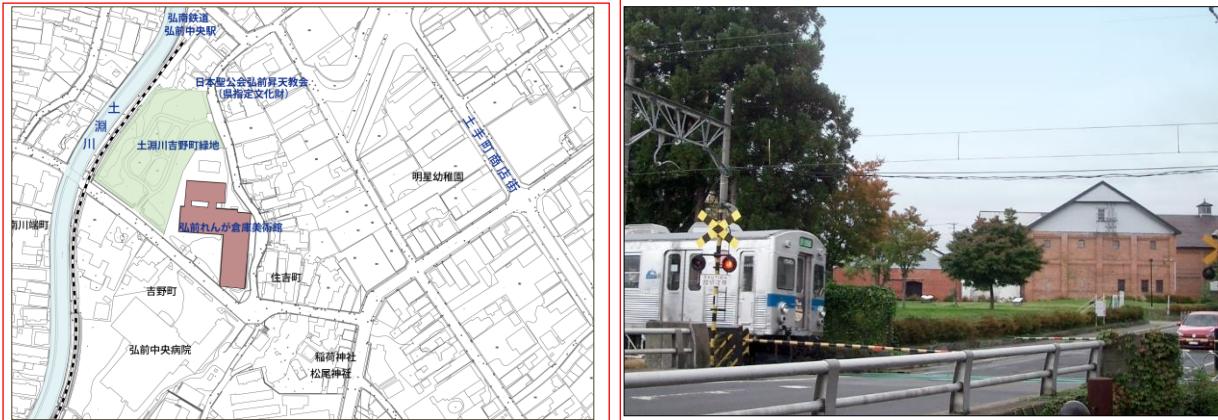
²堀江佐吉（ほりえさきち、1845-1907） 弘前市出身。明治時代の青森県において数多くの洋風建築を手がけた大工棟梁。長男彦三郎（旧第八師団長官舎）を始めとする多くの弟子たちも活躍した。

³福島藤助（ふくしまとうすけ、1871-1925） 弘前市出身。大工から酒造業に転じる。近代的醸造法により、東北・北海道地区で首位の生産量を誇り、食品製造業や製糸業などにも進出した。

⁴弘前が第八師団という軍事的拠点が置かれていたにも関わらず空爆を受けなかった理由として、アメリカ人美術史家ランダン・ウォーナーが、弘前城を含む日本全国の文化財リストを作成し、爆撃目標から外すようアメリカ政府に提言したためとの説がある。

また、吉野町の吉井酒造煉瓦弘前れんが倉庫美術館周辺は、煉瓦倉庫、広々とした緑地、西側を流れる土淵川、川に沿って走る弘南鉄道、ここから眺める岩木山や五重塔など、**空間的な奥行き**が感じられる、市民憩いの場所となっています。

○地図：吉井酒造煉瓦弘前れんが倉庫美術館周辺（吉野町）



吉井酒造煉瓦弘前れんが倉庫美術館（改修中）と
弘南鉄道、土淵川吉野町緑地、メモリアルドッグ
(弘前市出身のアーティスト奈良美智の立体作
品)

(4)学園都市としての歩み

第2次大戦後、GHQの指令と新憲法の制定を受けて、全国的に軍事施設の解体が進められ、弘前市でも、**軍事施設・跡地の多くが学校施設に利用されました。**

弘前偕行社は弘前女子厚生学院（現・弘前厚生学院）に払い下げられ、現在も一部は校舎として活用されています。被服倉庫は弘前市立商業高校（現・県立弘前実業高校）移転の際の一時的な校舎として使用されましたが、後に取り壊されました。

第八師団司令部は、戦後、国立弘前大学農学部が内部を改造して使用していましたが、昭和42年(1967)に解体されました。

野砲兵第八連隊の各施設は、旧兵舎が私立柴田女子高校（現・私立柴田学園高校）の校舎として使用されるなど学校や病院などに活用されました。現在は、旧厩舎施設が弘前市の新たな工芸品・ブナコの工場などとして残るのみとなっています。

戦後の弘前市で、いち早く高校や大学などが開校し、国立大学法人弘前大学を始めとする
~~45~~大学、~~21~~短期大学、~~109~~の高等学校を有する学都として生まれ変わることができたのは、終戦により主を失った軍用地や施設を学校施設として活用することができたからともいえます。

(5)近代建築の巨匠・前川國男による公共建築群

弘前市の街並み景観を特徴づけている要素として、市内に数多く残されている近代建築が挙げられます。なかでも、日本を代表する近代建築の巨匠・**前川國男⁵**による建築物は弘前市の景観に大きな影響を与えています。

前川は、昭和3年(1928)に東京帝国大学工学部建築学科を卒業後、パリへ渡り、ル・コルビュジエ⁶の下で2年間学びましたが、その際、後見人となったのが、弘前市出身の伯父、佐藤尚武でした。

その後、前川は佐藤を通じて、当時、駐仏武官としてパリに在住していた弘前市出身の木村隆三と親交を深め、自身の処女作となる「木村産業研究所」（昭和7年(1932)）の設計依頼を受けました。

以降、前川と弘前市の関係は緊密となり、「弘前中央高校講堂」（昭和29年(1954)）や「弘前市庁舎」（昭和33年(1958)）などの公共建築物を手がけ、弘前公園内や周辺を中心に、現在、8棟もの前川建築が残されています。

特に**木村産業研究所**は、コルビュジエに学んだ近代建築の要素を最大限に表現しており、当時、武家町の街並みが色濃く残り、閑静な住宅地であった在府町において、異彩を放つて

⁵前川國男（まえかわくにお、1905–1986）は昭和期の建築家である。ル・コルビュジエの元で学び、帰国後は第二次世界大戦後の日本建築界をリードした。弘前の8つの建物のほか、代表作に東京文化会館など。

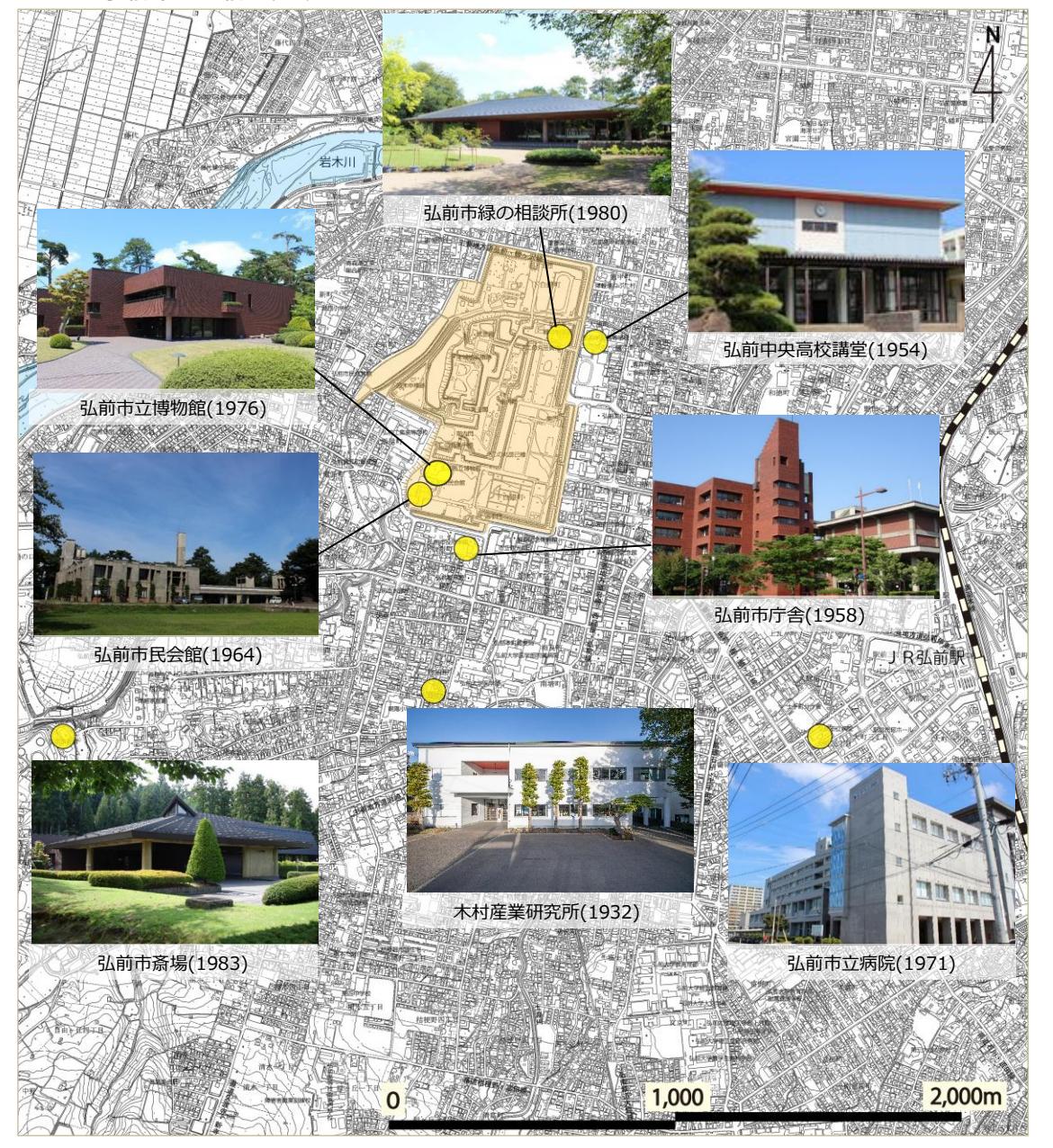
⁶ル・コルビュジエ（Le Corbusier、1887–1965）はスイスで生まれ、フランスを拠点に活動した建築家。**平成28年(2016)**建築作品が世界遺産に登録される。近代建築の三大巨匠と呼ばれる。

いました。後にドイツ人の世界的建築家・ブルーノ・タウト⁷が弘前市を訪れた際、「どうして辺境の地に、コルビュジエ風の白亜の建物があるのか」と驚き絶賛していたということです。

現在、木村産業研究所は、弘前市の伝統工芸・津軽こぎん刺しの制作拠点として、街並みにとけ込むとともに、古いものを大切にするだけではなく、新しく「ハイカラ」なものも取り入れて街並みをつくってきた弘前市民の気質を象徴する景観となっています。

また、弘前市斎場は岩木山の眺望や背後の杉山、まわりに広がるりんご畑に配慮し、弘前市民会館や弘前市立博物館、弘前市緑の相談所は公園内の自然に配慮されるなど、周囲や背景との調和が感じられる景観を形づくっています。

○地図：弘前市内の前川建築



⁷ ブルーノ・タウト (Bruno Julius Florian Taut, 1880-1938) は戦前のドイツを代表する建築家。晩年、ナチス政権から亡命し、日本文化に巡り会う。

3. 産業の概要

(1) 農業

弘前市の農業は、りんごと米が基幹作物です。

りんごは、明治初期、弘前市に紹介されて以来、先人の努力や栽培技術の進歩などにより、今では日本一の産地として、全国の約2割、青森県の約4割を生産し、市の農業産出額の約8割を占めています。

岩木山周辺の丘陵地や、市南部の丘陵地のアップルロード周辺などでは、岩木山を背景にりんご園が広がり、白い花を咲かせる春、青葉の緑があざやかな夏、赤い実をつける秋など、様々な表情を見せています。

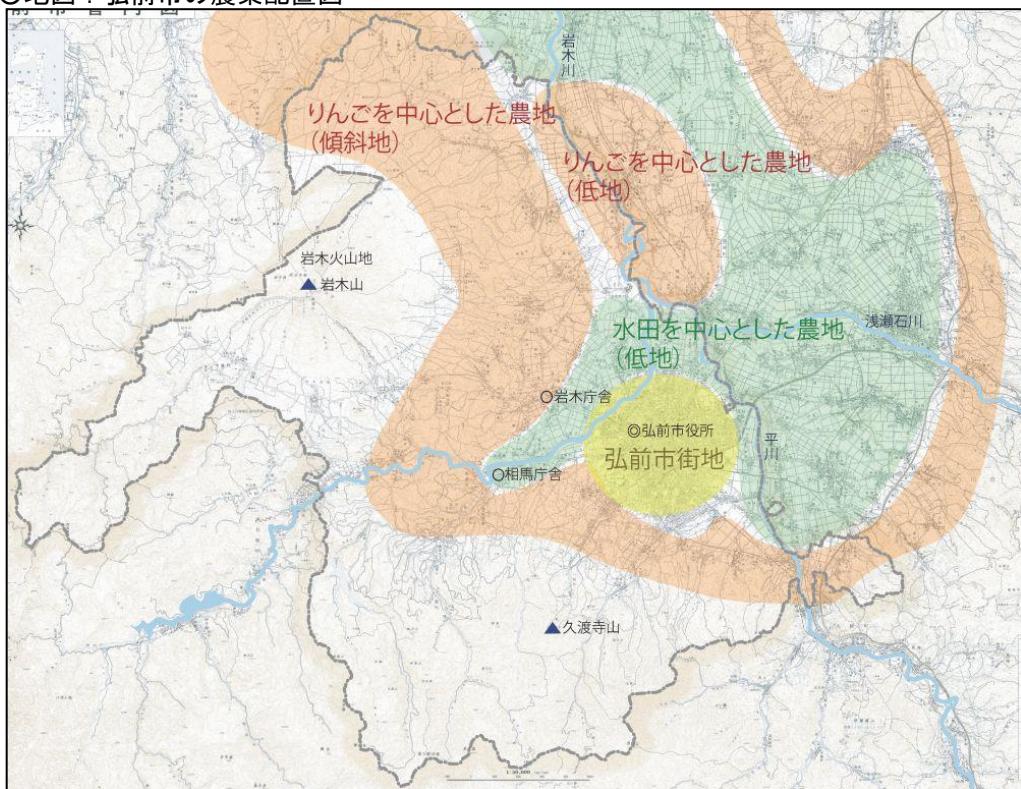
また、米は平野部を中心に栽培されており、国道7号周辺では、岩木山を背景にした四季折々の水田の風景を楽しむことができます。

このほか、岩木山周辺の丘陵部では、「嶽(だけ)きみ」と呼ばれるとうもろこし(スイートコーン)の栽培が盛んです。



嶽きみ畠と岩木山

○地図：弘前市の農業配置図



(2)商業

明治27年(1894)の弘前～青森間の鉄道開通と、明治29～31年(1896～1898)の陸軍第八師団司令部のが設置以降されたことにより、土手町が弘前市の商業の中心地としての役割を果たしてきました。また、弘前駅周辺は、戦後、土手町に次ぐ商店街となっていました。しかし、車社会が発達し、郊外への大型店の立地、地域間競争の激化などにより、近年では土手町、駅前ともに、空き店舗や空き地が目立つようになっています。



土手町商店街



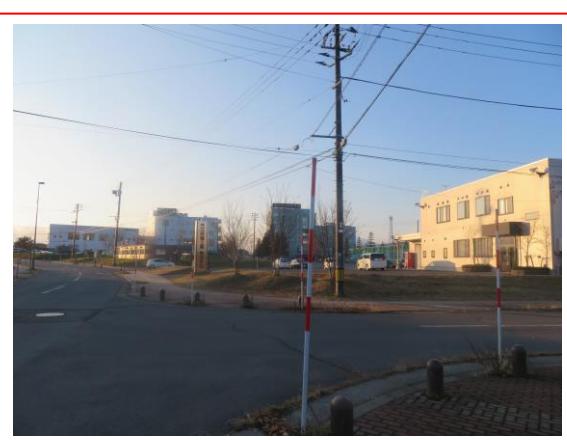
駅前商店街

(3)製造業など

市北東部の北和徳工業団地や藤代工業団地では、まとまった工場群を形成し、特に北和徳工業団地には、電子部品・デバイス電気機械器具製造業などや、情報通信機械器具製造業の誘致企業が中心となって立地しています。また、オフィス・アルカディア地区は業務団地として、医療・健康・医療福祉分野の事務所企業や施設などが集積が進んでいます。



北和徳工業団地



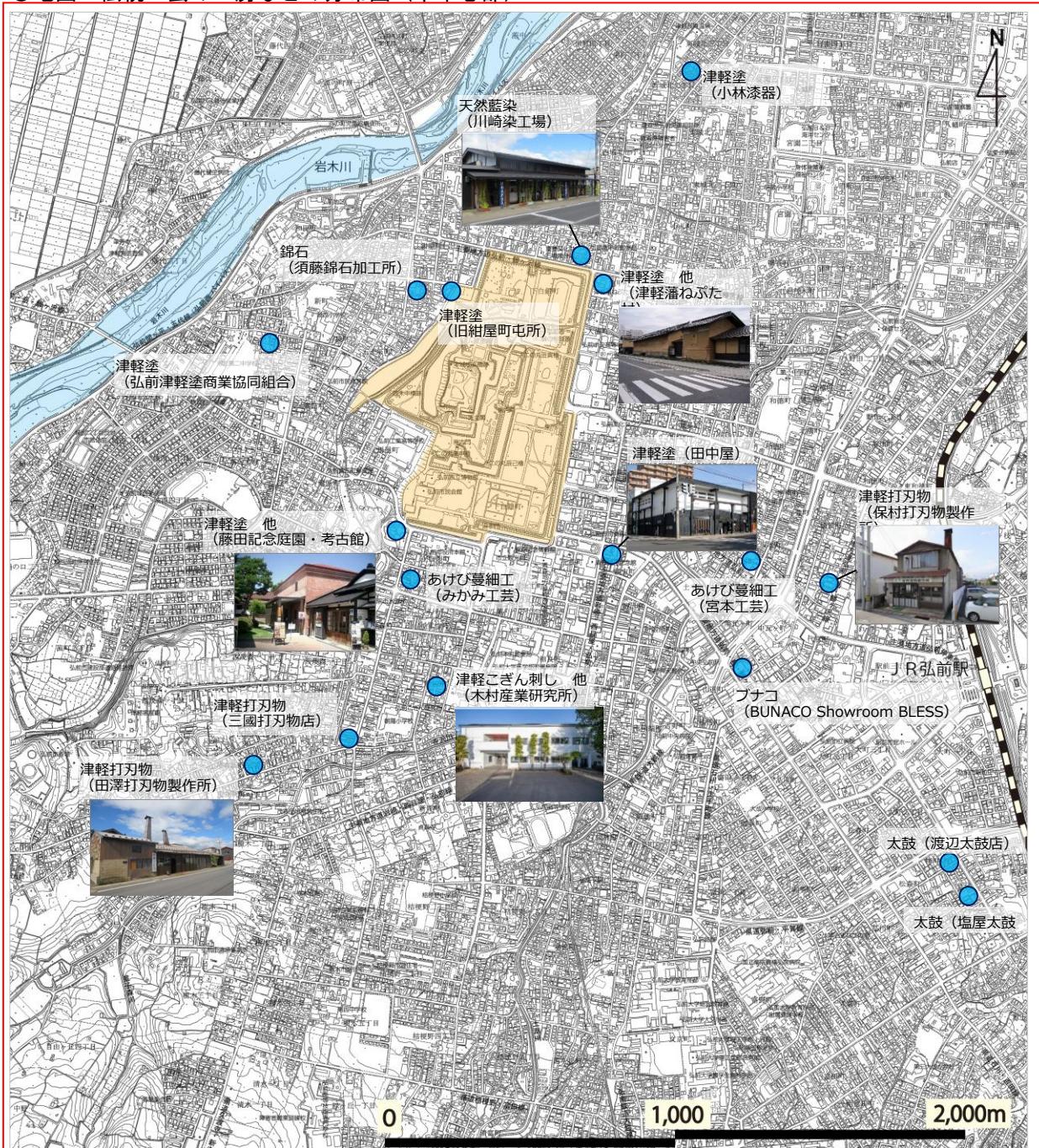
弘前オフィス・アルカディア

(4)伝統工芸など

弘前市には、伝統工芸品産業の産地指定を受けている津軽塗を始め、津軽焼、あけび蔓細工、**津軽**こぎん刺し、弘前こけし・木地玩具、津軽兜、天然藍染、津軽打刃物、津軽桐下駄、太鼓、鳩笛、錦石、ブナコ、根曲竹細工など、職人たちの手によりはぐくまれ、人々に愛されてきた数多くの伝統工芸があります。

津軽塗の田中屋や、天然藍染の川崎染工場、津軽打刃物の保村打刃物製作所と田澤打刃物製作所、木村産業研究所、津軽藩ねぶた村（蔵）などは、市指定の「趣のある建物」や登録有形文化財に指定されており、城下町の風情を伝えています。

○地図：伝統工芸の工房などの分布図（市中心部）



4. 景観づくりのこれまでの歩み

弘前市の景観の特徴は、東に八甲田山、南に白神山地、西に岩木山と、山々に三方を囲まれ、岩木川が津軽平野を形成しながら市街地へ流れ込む、豊かな自然に恵まれていることがあります。

これらの自然の恵みを生かし、りんごや稻作を中心とした農業が行われており、郊外部では、牧歌的な農村風景が広がっています。

さらに、市街地には、歴史的建造物が弘前公園の周辺を中心に残されており、落ち着いた雰囲気を醸し出しています。

弘前市で、景観の変化が意識されるようになったのは、高度成長期以降です。都市化や建築物の高層化、郊外への大型小売店の立地により、歴史的街並みの喪失や弘前市街地からの岩木山への眺望景観の阻害、屋外広告物の乱立などが進みました。

さらに、時代はバブル期を経て、低成長時代へと推移し、制度的にも規制緩和が推し進められ、中心市街地での商店街の衰退や空き家・空き地化が進展し、歴史的な街並みの喪失が一層進むするなど、景観上の変化がより大きくなってきました。

このような中で、合併前の旧弘前市では、自然や歴史に恵まれた景観を守るために、平成2年(1990)、景観づくりの指針となる「都市景観ガイドプラン」を策定するとともに、平成6年(1994)には県内初の「[都市景観条例](#)」(自主条例)を制定し、景観政策に取り組んできました。

都市景観条例では、市全域を対象として、一定の規模を超える建築物や工作物に対する事前届出制度を実施し、景観に調和しない計画などに対し、指導等を行ってきました。

また、快適な住空間づくりや魅力的な商業空間づくりを推進するために、市内 ~~17~~¹⁸箇所に都市計画法に基づく地区計画を定め、建築物の壁面の位置や形態意匠などの規制を行ってきました。

さらに、平成元年(1989)からは毎年のように「[都市景観フォーラム](#)」を開催するなど、市民と協働で景観づくりを進めています。

5. 景観計画策定の目的

都市景観条例による事前届出制度は一定の役割を果たしてきましたが、規制・誘導の範囲が限定的であったことから、[新たな取り組み](#)が求められていました。

平成17年(2005)6月に施行された[景観法](#)は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律で、これまでの地方公共団体の取り組みを踏まえ、良好な景観づくりに関する基本理念や、行政、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、法による規制・誘導の枠組みを用意したものです。

市では、景観法に基づく景観計画を策定することにより、法の枠組みを活用した規制・誘導を行うほか、目指すべき景観の目標像を定め、市民・事業者・行政の景観づくりに対する意識を共有することで、[より効果的で実効性のある施策](#)を実施していきます。

○ (参考) 景観法

(目的)

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

6. 景観計画の位置づけ（関係計画など）

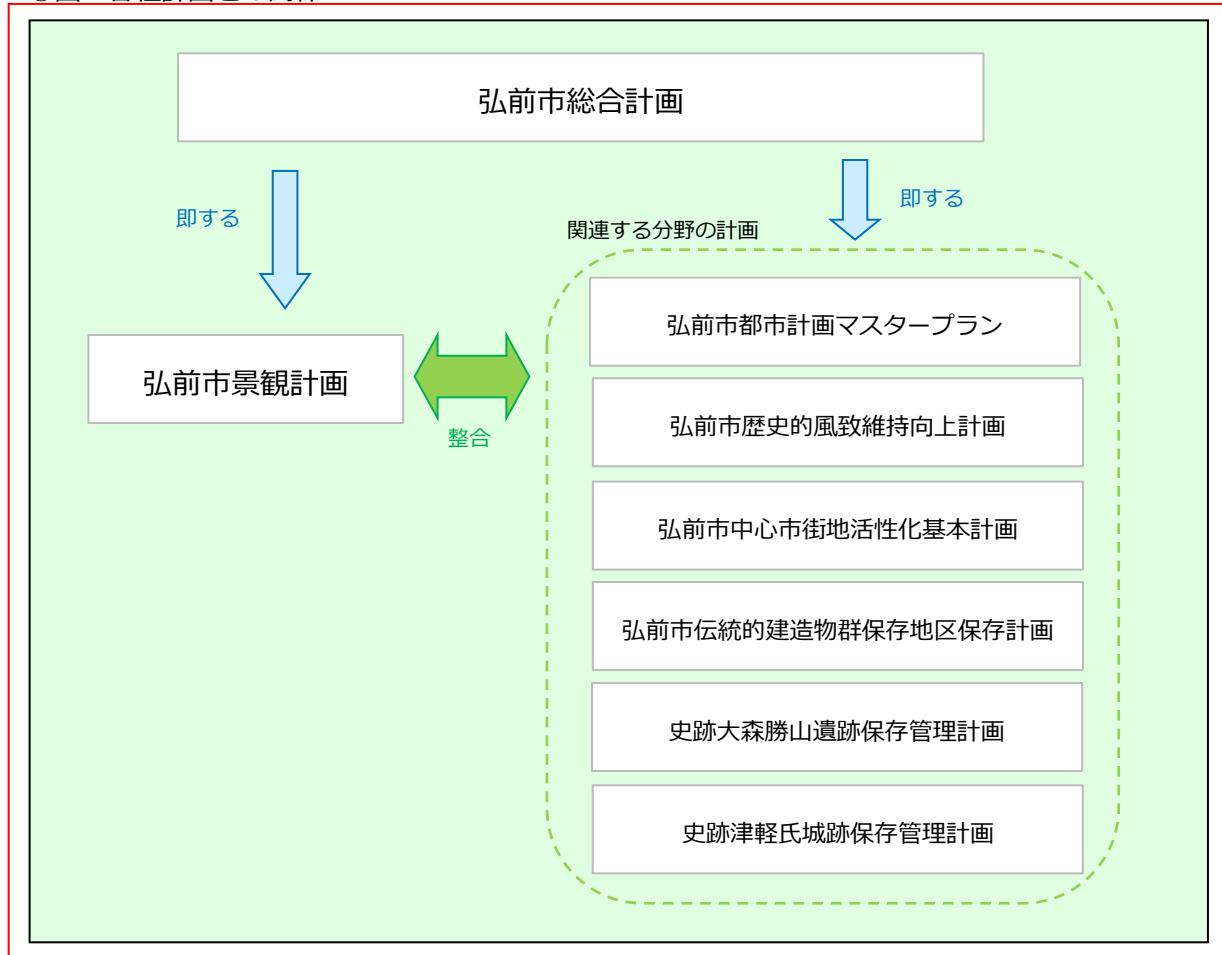
本計画は、「弘前市総合計画」を踏まえて、市民の意見を参考に景観の特性や課題を整理し、創意工夫のもとで、より良い景観づくりを実現するための指針や手段を示しています。

行政や、市民、事業者などがこの計画に沿い、景観に配慮して土地利用や建築などの行為を行うことになります。

そして、この計画を実効性のあるものとするために、市では、**市民や事業者の理解を得て、協働して**景観づくりを進めていくほか、他の部門別計画との整合を図りながら施策を展開していきます。

なお、市の総合計画や各種計画との関係は次のとおりです。

○図：各種計画との関係



第2章 弘前市の景観特性と課題

1. 市民アンケートと風景募集の結果から

平成22年(2010)2月に実施した「景観に関する市民アンケート」及び「私の好きな・大切にしたい弘前の風景募集」の結果の概要は次のとおりです。

【参考】景観に関する市民アンケート 調査概要

平成22年2月に、無作為抽出による市民2,000人を対象として、景観に対する市民の意識を把握し、それらを景観計画の策定に反映させることを目的にアンケートを行いました。

①調査概要

- 調査対象者：16歳以上の住民2,000名を住民基本台帳より無作為抽出
- 調査期間：平成22年2月15日～2月28日
- 調査方法：郵送によるアンケート形式

②調査結果

- 回収数: 700票
- 回収率: 35.0%

【参考】私の好きな・大切にしたい弘前の風景募集 結果概要

平成21年10～11月に、弘前の大切にしたい風景の場所、コメント、写真、スケッチや俳句、短歌などを募集したところ、市内外の方から257点の応募がありました。また、平成22年2月に、応募された風景の展示を市内各所で行いました。

①募集結果

- 総数：風景257点、応募者52名
- 風景表現：写真175点、絵12点、俳句15句、短歌4首、漢詩2篇、エッセイ8篇

②応募の多かったもの

- 岩木山のある風景 92点（応募総数の約36%）
　岩木山との組み合わせで多かったもの…りんご園、水田、街並み、弘前公園など
- 弘前公園とその周辺 50点
- 五重塔のある風景 23点

○写真：私の好きな・大切にしたい弘前の風景展の様子
(左：弘前市役所、右：JR弘前駅自由通路)

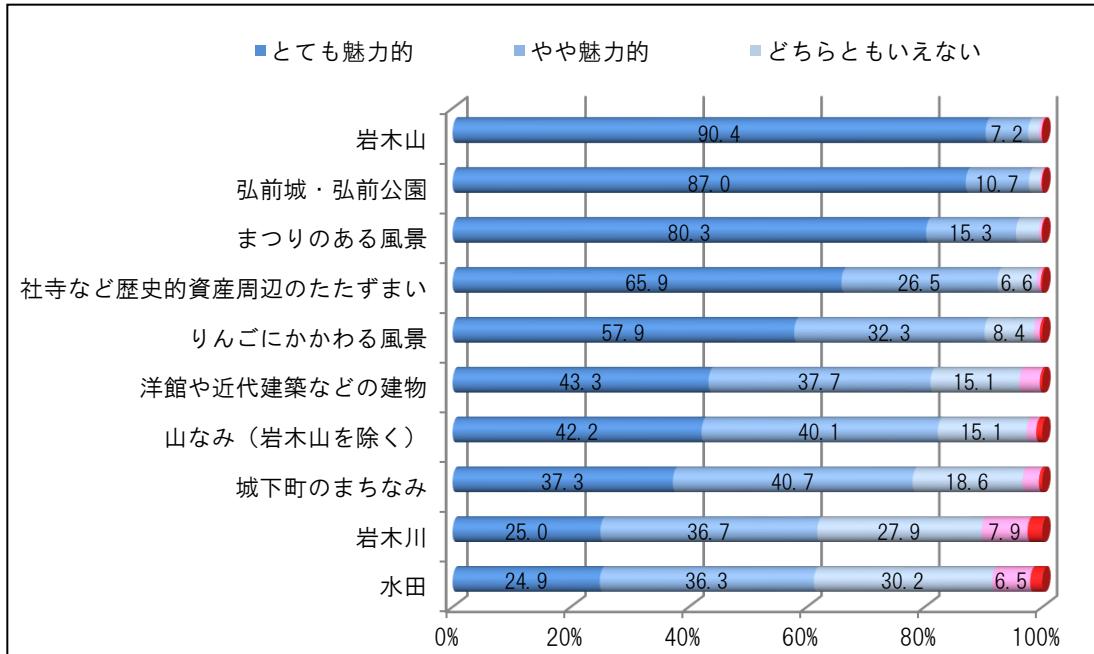


(1)市民が魅力的に感じる景観

弘前市の景観資源に対する印象について、最も魅力を感じるとされたのは「[岩木山](#)」で「とても魅力的」との回答が9割を超え、次いで「弘前城・弘前公園」、「まつりのある風景」、「社寺など歴史的資産周辺のたたずまい」、「りんごにかかわる風景」、「洋館や近代建築などの建物」の順となりました。

また、風景募集においても、「岩木山」に関する風景が最も多く寄せられています。

○図：弘前市の景観に対する印象（上位10項目）



(2)市内各地からの岩木山への眺望景観

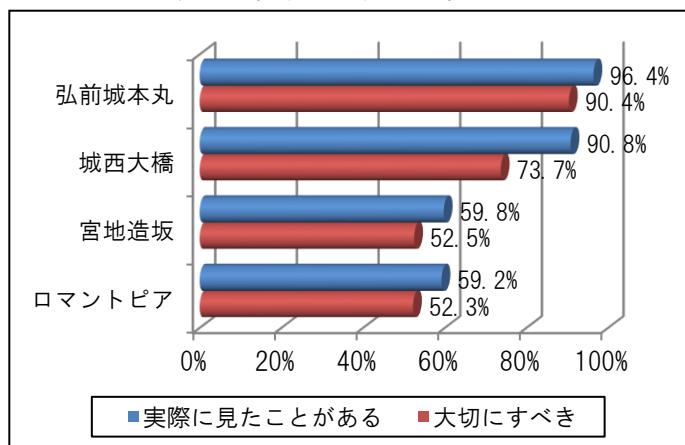
岩木山への代表的な視点場である「弘前城本丸」や「城西大橋」、「宮地造坂」、「ロマントピア」からの眺めについて尋ねたところ、「大切にすべき」との回答が最も多かったのが「弘前城本丸」からの眺めで9割を超えており、「城西大橋」からの眺めでした。

上記4か所のほかに、市民が薦める岩木山の眺めについて尋ねたところ、下図「おすすめの岩木山の眺め」となりました。

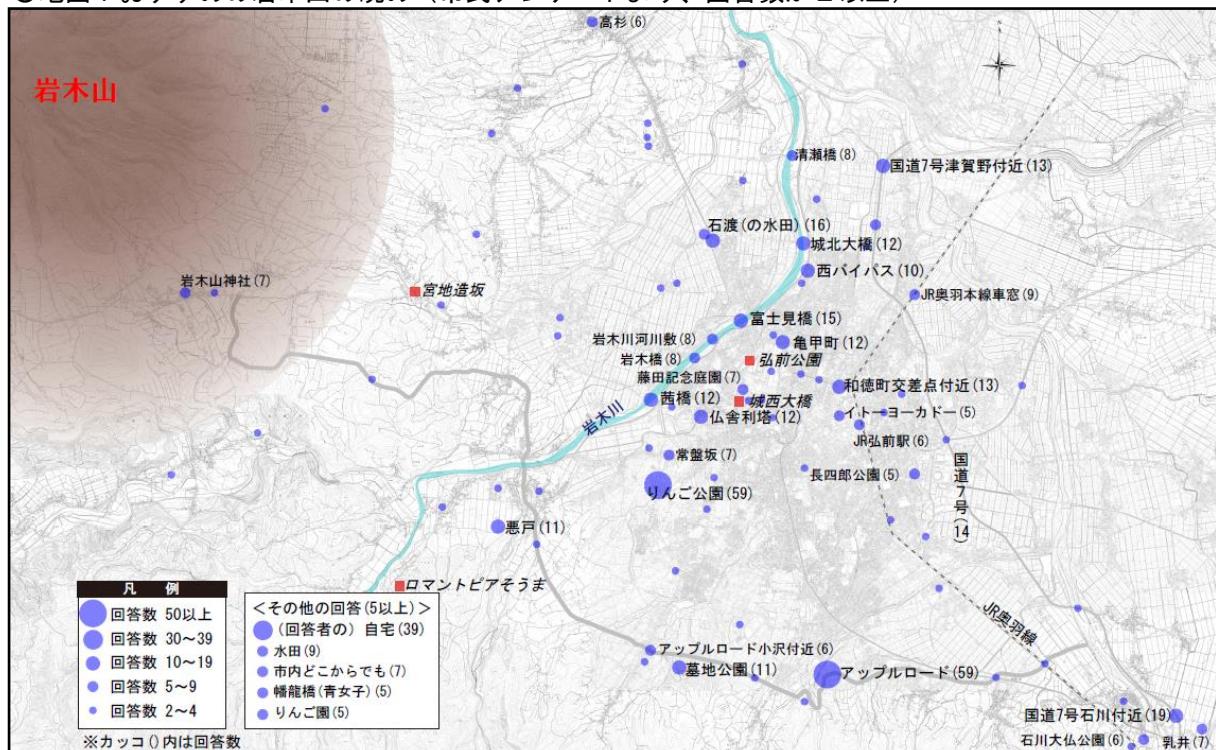
アップルロードや橋、水田、寺社、りんご園など、市内の至る所、様々な場所から眺める、おすすめの岩木山が寄せられています。

また、「自宅から」という回答も多く、市民にとって岩木山は身近な存在であることがわかります。

○図：大切にすべき岩木山の眺め（市民アンケートより）



○地図：おすすめの岩木山の眺め（市民アンケートより、回答数が2以上）



(3)弘前公園を中心とした城下町の景観

弘前市の景観について良いと思うところについて尋ねたところ、「弘前公園とその周辺」や「城下町らしい街並み」が回答の上位となり、また、大切にしたい弘前の風景についても、「弘前公園」や「弘前公園の桜」、「弘前公園周辺の街並み」などが上位となつたことから、**弘前公園を中心とした城下町**について良い印象を持っている市民が多いことがうかがえます。

一方で、以前と比べて悪くなつた点を聞いたところ、「城下町らしさ（街並み・建物など）が薄れた」という回答が多く、城下町らしい景観の保全や、活用施策が望まれていることがうかがえます。

○表：良いと思う景観（上位10項目）

良いところ（分類）	回答数
弘前公園とその周辺	66
城下町らしい街並み	58
歴史的建造物など	52
四季の風景・自然	38
近代的な街並み	31
岩木山などの山並み	26
異なる要素が調和した街並み	26
緑・花・公園	23
落ち着いた街並み	18
祭り	13

○表：悪くなつたと思う景観（上位10項目）

悪くなつたところ（分類）	回答数
街に活気がなくなつた	111
城下町らしさが希薄になった	38
高層の建物が増えた	34
ゴミ・カラスなどの環境が悪化した	34
自然が減つた	18
カラスが増えた	17
街並みに統一感がなくなった	14
景観を阻害する工作物や広告物が増えた	13
空き家・空き地が増えた	7
田園が減つた	6

○地図：大切にしたい風景（市民アンケートより、回答数が2以上）



(4)異なる要素が調和した景観

弘前市の景観で良いと思うところを尋ねた設問（「表：良いと思う景観」参照）では、「異なる要素が調和した街並み」という回答がありました。「古いものと新しいものの調和」、「和風と洋風の調和」、「都会的なものと自然との調和」など、弘前市では、異なる要素が調和している景観を発見することができ、それを良いと感じていることがうかがえます。



石場旅館
と日本基督教団弘前教会教会堂



三上ビル（旧弘前無尽社屋）
と田中屋

(5)人の営みと一体となった景観

弘前市の景観資源に対する印象を尋ねたところ（「図：弘前市の景観に対する印象」参照）、魅力を感じる風景として「まつりのある風景」が上位になりました。

毎年多くの観光客が訪れるさくらまつりやねぷたまつり、春から夏にかけて市内各地の寺社で行われる宵宮、津軽三味線や津軽獅子舞などと、これらの祭りや伝統芸能の舞台となる弘前公園、寺社などの歴史的建造物や街並みが一体となり、城下町の趣を醸し出しています。

旧暦8月1日に行われるお山参詣での、岩木山神社へ至るまでの、黄金色の水田、色づき始めたりんご園、茅葺屋根の農村集落、百沢街道の松並木、背景となる岩木山などといった、道中の景観はなくてはならない存在です。

「城下町らしい街並み」には、津軽塗や津軽こぎん刺し、津軽打刃物、天然藍染など伝統工芸が生業として営まれる工房、そこで創作が一層の風情を加えています。

このような人の営みと一体となっている景観も、弘前ならではの景観として着目していきます。



岩木山とお山参詣の行列



岩木山とひとやすみ

2. 景観の類型

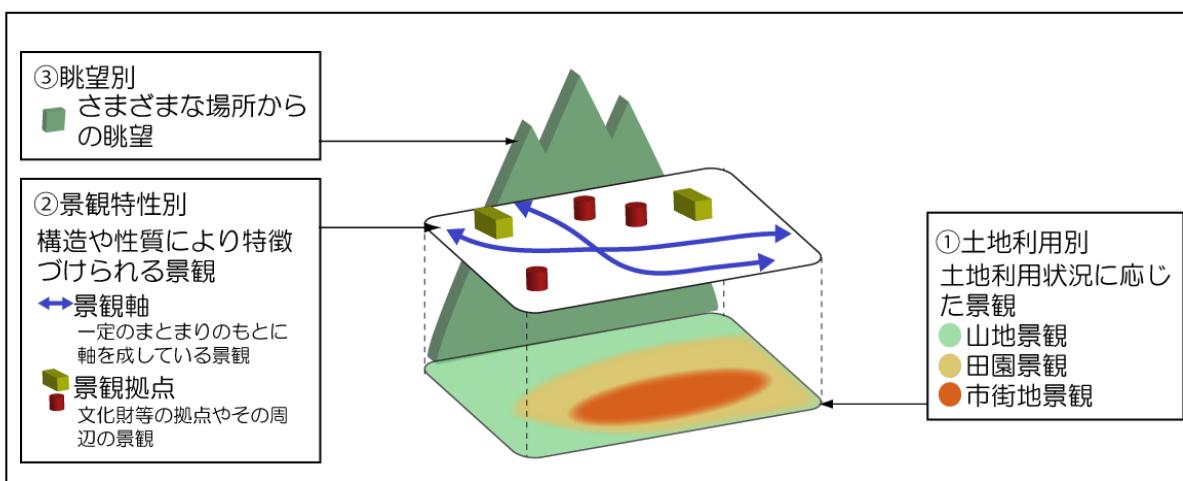
(1) 分類の考え方

弘前市の景観には様々な種類があり、それらが調和して深みのある景観的魅力を醸し出しています。

景観類型は、①土地利用別（山地、田園、市街地）、②景観特性別（軸、拠点）、③眺望別の3つに大きく分類できます。

さらに、景観特性別の景観軸では河川や道路、鉄道などに、景観拠点では歴史・文化、公園・緑地、小路・坂道、公共・公益施設などに、眺望別ではそれぞれの眺めごとに、性格や役割に応じて細かく分類します。

○図：景観類型の概念図



(2) 類型別の景観資源

① 土地利用別

弘前市の景観は、それぞれの土地利用状況に応じて山地景観、田園景観、市街地景観の3つに分類します。山地景観は、岩木山や岩木山周辺を始めとする森林や自然公園などから、田園景観は、りんご園や水田などの田園や集落から、市街地景観は、住宅地、商業地および工業地から構成されており、それぞれの位置や地形による景観の違いが地域の個性となっています。

土地利用		主な景観資源
山地	森林地域、自然公園地域、自然保全区域	山林、山間集落
田園	市街化調整区域、農業地域	水田、畑、農村集落
市街地	市街化区域	住宅地、商業地、工業地

②景観特性別

軸的な景観は、河川景観、道路景観、鉄道景観に分類します。また、拠点・核を形成している景観は、寺社や文化財、洋風建築、伝統工芸などの歴史・文化景観、公園や寺社林などの公園・緑地景観、小路や坂などの小路・坂道景観、市役所庁舎などの公共・公益景観に、それぞれの性質に応じて分類します。

特性	景観要素	主な景観資源(景観特性別)
景観軸	河川	岩木川、土淵川、寺沢川、平川、土淵堰、相馬ダム
	道路	アップルロード、国道7号(桜並木)、北大通り(ラベンダー通り)、オオヤマザクラネックレスロード、百沢街道(松並木)、小沢の蔵通り
	鉄道	JR奥羽本線、弘南鉄道弘南線、弘南鉄道大鰐線
景観拠点	歴史・文化	<p>【史跡・文化財等】仲町伝統的建造物群保存地区、禪林街、新寺町寺院街、弘前公園、石場家住宅、堀越城跡</p> <p>【神社仏閣】長勝寺、最勝院五重塔、弘前八幡宮、岩木山神社、高照神社、仏舍利塔、熊野奥照神社、誓願寺山門</p> <p>【洋風建築】旧弘前市立図書館、旧東奥義塾外人教師館、日本聖公会弘前昇天教会教会堂、日本基督教団弘前教会教会堂、旧第五十九銀行本店本館、カトリック弘前教会</p> <p>【近代建築】前川建築、吉野町吉井酒造煉瓦弘前れんが倉庫美術館</p> <p>【旧軍施設】旧野砲兵第八連隊厩舎(豊原一丁目、現ブナコ製造工場)、旧野砲兵第八連隊覆馬場(北園一丁目、現病院)、旧騎兵大八連隊覆馬場(松原東三丁目、現マーケット)</p> <p>【趣のある建物】田中屋、旧一戸時計店、三上ビル(旧弘前無尽社屋)、旧紺屋町屯所、加藤味噌醤油醸造元、石場旅館、小堀旅館、よしや質店、黒沼質店、弘前銘醸煉瓦倉庫、大阪屋、開雲堂、名曲＆珈琲ひまわり、亀屋革具店、高砂そば、真そばや會旧町田家住宅、平野、鎌田屋商店、翠明荘、津軽藩ねぶた村、川崎染工場、齋藤酒造店松緑酒造、酒舗成豊、正進会館、木村家住宅、下山家住宅、竹田家住宅、田澤刃物製作所、保村打刃物製作所、つぼた文庫、高木靜一商店</p> <p>【まつり・伝統行事】さくらまつり、ねぶたまつり、菊と紅葉まつり、雪燈籠まつり、エレクトリカルファンタジー、宵宮、お山参詣、沢田ろうそくまつり</p> <p>【その他】富田の清水、北辰堂(長坂町)、嶽温泉街</p>
	公園・緑地	<p>【公園・庭園】弘前公園、藤田記念庭園、土淵川吉野町緑地、りんご公園、桜林公園、中野2丁目児童公園の桜、長四郎公園の桜、瑞楽園、成田氏庭園、対馬氏庭園、須藤氏庭園</p> <p>【樹木】巖鬼山神社の杉の古木、諏訪神社のイチョウの木、堂ヶ平の燈明杉、天満宮のシダレザクラ</p>
	公共・公益	弘前市役所庁舎、市民会館、博物館、学校、病院、公民館、駅
	小路・坂道	かくみ小路、吉井酒造吉野町緑地煉瓦弘前れんが倉庫美術館脇の路地、加藤坂、新町坂、新坂、辻坂、常源寺坂、土淵川自転車道

③眺望別

岩木山や五重塔を始め、周辺の山並み、高台からの市街地の眺望もまた、自然や田園と市街地が近接している弘前ならではの景観です。

眺望	主な景観資源(眺望別)
岩木山の眺め	視点場：弘前城本丸、城西大橋、追手門広場、ねぶた村前、和徳十文字、豊田陸橋、国道7号(桜並木、大鰐弘前IC付近)、仲町伝統的建造物群保存地区、宮地造坂、ロマントピアそうま
山なみの眺め	市街地からの白神山地、八甲田山、久渡寺山
市街地の眺め	視点場：岩木山、アップルロード、小沢墓地公園、久渡寺
五重塔の眺め	視点場：蓬莱橋、鍛冶町、土淵川吉野町緑地、辻坂上、建物の隙間からの眺め

3. 弘前市の景観特性と課題

(1) 景観の全体像

弘前公園を中心とした市街地では、藩政時代の町割の上に寺社や歴史的建造物などが残り、これらを拠点に、さくらまつりや宵宮、ねぷたまつり、お山参詣などの伝統的行事が繰り広げられるなど、歴史の奥深さを感じることができます。

さらに市街地には、明治・大正時代の洋館や昭和の近代建築など、当時としては斬新な建物が点在し、これらが新旧・和洋の異なる魅力を醸し出し、弘前市民の「進取の気質」を示す街並みをつくっています。

このような歴史の奥深さを感じることができる市街地に対し、その周辺は、水田や日本の生産量を誇るりんご園、岩木山に代表される豊かな自然が広がり、それぞれが良好に調和しています。



山地・田園・市街地が近接する弘前

(2)山地の景観

弘前市は、津軽平野の南部に位置し、東に八甲田連峰、南に白神山地、西に岩木山と、三方を山々に囲まれており、市街地からもこれらの山並みを眺めることができます。

なかでも岩木山は、市内の至るところから眺望できる、弘前市のシンボルとなっている景観で、市街地や田園の様々な景観の背景にもなっています。

また、津軽地方各地の人々が旧暦8月1日に五穀豊穣・家内安全を祈願して、山麓の岩木山神社を拠点に頂上を目指す「お山参詣」が行われるなど、古くから信仰の対象になっています。

岩木山のほかにも、市街地や田園を取り巻く山並みは、四季折々の美しさを私たちにもたらしています。

この魅力ある山地景観を市民が憩う場として将来へ引き継いでいくため、自然に恵まれた景観を保全する必要があります。

しかし、開発などにより市街地に近いところから次第に森林や里山が失われつつあるなど、山地景観は変化しています。また、電線や電柱、鉄塔などの工作物により、景観が阻害されている場所も見受けられます。



自然豊かな山地景観

(3)田園の景観

山々に囲まれ盆地状になっている津軽平野は、中央を流れる岩木川の恵みを受け、県内屈指の稻作地帯となっており、春は岩木山を映し出す田植え前の水田、夏には一面の鮮やかな緑、秋には黄金色に輝く稲穂など、四季折々に美しい景観を見せてています。

丘陵地では、日本一の生産量を誇るりんご園が広がっており、春には一面の白い花を、秋にはたわわに実った赤い実を見ることができます。

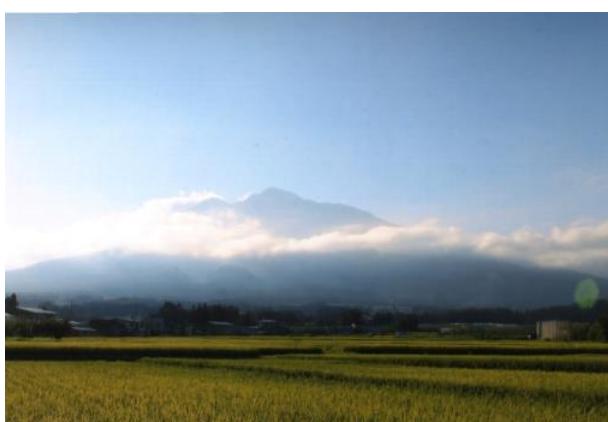
このほか、ぶどうや西洋なしなどの果樹、トマトやスイートコーンなどの野菜など、地域の特性を生かした多様な農業が行われています。なかでも、近年「嶽きみ」と呼ばれブランド化が進んでいるスイートコーンの収穫期には、岩木山周辺の幹線道路に数多くの直売所ができ、市民や観光客でにぎわいます。

田園は、農作業をする人々とともに、生き生きとした景観をつくり出しています。また、茅葺屋根の民家や土壁の蔵がある農村集落も、田園の景観を特徴づけています。

しかし、近年では、管理されていない耕作放棄地が増えるなどの課題があります。さらに、幹線道路沿いの野立看板や鉄塔などの工作物により、田園の景観が影響を受けています。



蔵のある農村集落（小沢）



水田と岩木山

(4)市街地の景観

弘前公園を中心に、城下町ならではの歴史的な建造物や街並みが残っています。

この藩政時代を感じさせる街並みに土手町や駅前などの中心商店街が近接しており、土手町商店街などには、文化財などに指定されている風情を感じさせる店舗があります。

また、昭和40年代以降に土地区画整理事業などによる宅地造成により市街地が拡大していきました。早稲田や安原などの地区では、用途や壁面の位置などについて地区計画による制限が定められ、閑静な住宅地景観を形成しています。

市街地北部の北和徳工業団地には先端技術産業電気機械器具製造業などの工場群があり立地し、東部のオフィス・アルカディアでは業務系の事業所健康医療分野の施設等のが集積が進んでいます。

近年、都市化や建物の老朽化により、城下町ならではの建造物や街並みなど歴史的な景観が失われつつあります。また、一部の屋外広告物や電線・電柱などが、歴史的な景観を阻害しています。

中心商店街においては、空きビル・空き店舗の増加など、にぎわいのある景観の再生に向け課題となっています。また、郊外の商店街などでは、派手な色彩の屋外広告物や建築物が目立ってきてています。



弘前公園周辺の街並み（亀甲町）



土手町にある趣のある建物（旧一戸時計店）



郊外の閑静な住宅地（安原地区）

(5)河川の景観

白神山地・雁森岳付近を源流とする岩木川は、津軽平野の中流部で平川や浅瀬石川などの支川と合流し、十三湖を経て日本海に注ぐ県内最大流域の河川です。

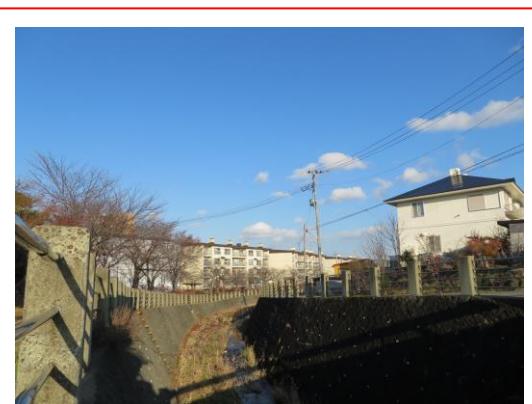
岩木川は、岩木山とともに津軽の中心にあり、人々の生活を潤し、津軽の母と呼ばれてきました。

弘前市の街なかを流れる土淵川や寺沢川は、それぞれ、商店街や住宅地の中を通って流れ、人々の生活に潤いを与えてています。

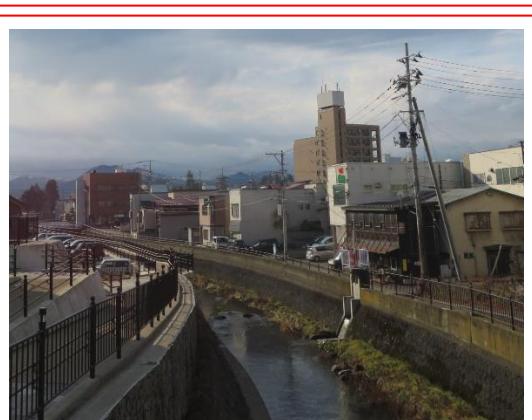
市民による河川清掃などの取り組みにより、近年、河川のごみや汚染は次第に改善されてきていますが、街なかを流れる土淵川や寺沢川などでは、ごみのポイ捨てが見られます。



岩木川（樋の口付近から）



寺沢川（茂寺橋から）



土淵川（蓬萊橋から）

(6)道路の景観

弘前市の東部を南北に縦断している国道7号の青森市方面からの玄関口、津賀野付近に、約2kmにわたって約380本の桜が植えられており、春の満開時には、桜の花に囲まれた道路景観を楽しむことができます。

また、国道7号には、田園と、その背景の岩木山など、見晴らしの良い景観を眺めることができるポイントが数多くあります。

アップルロードは、南部の丘陵地のりんご園の中を貫いて通り、春の白い花が咲く頃や秋の収穫期など、様々なりんごの姿を見ることができます。

北大通り約2kmにわたる中央分離帯に約22,000本のラベンダーが植えられている区間は、ラベンダー通りとも呼ばれ、市民に愛されています。



国道7号桜並木（津賀野）



北大通り（ラベンダー通り）

しかし、幹線道路沿いには、屋外広告物が目立ち、田園や岩木山などへの景観が阻害されているケースもあります。

また、国道7号沿いを中心に、近年、住宅地や商業地が新たに形成され、にぎわいを生んでいる一方で、派手な色彩の店舗や広告物により、一部雑然とした景観が見られます。

(7)鉄道の景観

JR奥羽本線や弘南鉄道の電車が、市街地や田園を走る景観は、地域の人々に愛されています。

また、これらの車窓からは、岩木山などの山並み、水田やりんご園などを眺めることができます。

特に、弘南鉄道大鰐線の周辺では、吉野町の煉瓦倉庫などの歴史的な街並みや、それに沿って流れる土淵川、そして田園風景など、様々な弘前市の表情を見ることができます。



JR奥羽本線車窓からの田園風景



弘南鉄道と土淵川

(8)歴史・文化の景観

仲町伝統的建造物群保存地区を中心に、弘前公園周辺には歴史的な建造物や街並みが残っています。禅林街や新寺町寺院街なども、藩政時代の名残を留めています。

市街地には、津軽塗、**津軽こぎん刺し**、津軽打刃物、天然藍染などの伝統工芸の工房も点在しており、独特な店（工房）構えや、そこで行われている作業も景観に強い影響を与えています。

また、全国から数多くの観光客が訪れるさくらまつりやねぷたまつりのほか、津軽獅子舞や宵宮といった伝統的行事が市街地を中心に催されています。

弘前市の街並みには、藩政時代の武家住宅や、明治・大正時代に建築された洋風建築、前川建築に代表される近代建築など、時代背景が異なる建築物が数多く残されています。それぞれの建物は、店舗や公共建築などの用途に活用され、現在の街並みに調和しています。

市街地・田園に限らず、至るところにある古寺社は、現在も祭事などを通じて地域の人々と密接に結びつき、歴史的な景観をつくり出しています。

しかし、老朽化などにより歴史的な建造物や街並みが失われつつあり、一部の屋外広告物や電線・電柱などが、歴史的な景観を阻害しています。



松森町津軽獅子舞
胸肩神社宵宮での奉納演舞



旧第五十九銀行本店本館



弘前八幡宮の鳥居と参道

(9)公園・緑地の景観

弘前公園は、市民の憩いの場となっている貴重な緑地空間でもあり、四季を通して数多くの観光客が訪れる名所でもある、弘前市のシンボルとなっている景観です。

藤田記念庭園や土淵川吉野町緑地などは、街の中の緑を補う空間であり、市民の身近な憩いの場となっています。



土淵川吉野町緑地

りんご公園や桜林公園などは、観光拠点でもあるほか、週末などに市民が余暇を楽しむことができる、憩いや交流の場となっています。

また、寺社の本殿や本堂などを取り巻く寺社林は、樹齢が古く、樹高などが大きいものが多いことから、寺社の景観に存在感を与えるとともに、地域の貴重な緑地空間にもなっています。

(10)公共・公益施設の景観

前川建築である弘前市庁舎や弘前市民会館、弘前市立博物館、弘前市斎場、弘前市緑の相談所は、公共施設としての本来の役割のほか、地域の景観の拠点としても役割を果たしています。

また、駅や観光館などの施設は、交流・観光の拠点であるとともに、先導的な景観を形成しています。



前川建築である弘前市庁舎

(11)小路・坂道の景観

岩木川と土淵川に挟まれた高台の地に弘前城が築城されたため、弘前市には坂道が多く、新町坂や新坂、新寺町の加藤坂（通称）、辻坂など、歴史的な街並みや建造物と坂道が一体となつた特徴的な景観があります。

また、藩政時代の町割りが色濃く残されている弘前市には、特徴的な小路が数多く残されています。中心商店街の土手町と歓楽街の鍛冶町をつなぐかくみ小路や、吉野町煉瓦弘前れんが倉庫美術館脇の小路など、特徴的な景観があります。



吉井酒造吉野町煉瓦弘前れんが倉庫
美術館脇の小路

(12) 岩木山などの眺望景観

岩木山は市内の至るところから眺めることができる弘前市を象徴する眺望景観です。特に弘前城本丸や城西大橋からは雄大な岩木山を眺めることができ、市民に愛されています。

また、五重塔も特徴的な景観のひとつです。特に蓬萊橋から望む五重塔は、中心商店街の土手町に居ながらにして、弘前市の歴史の奥深さを感じることができる眺望景観です。

岩木山や五重塔のほかにも、市街地からの山並みの眺めや、郊外の高台からの市街地の眺めなど、弘前ならではの眺望景観があります。

しかし、屋外広告物や電線、電柱、高層の建物などが、眺望景観を阻害しているケースも増えてきています。



辻坂からの五重塔

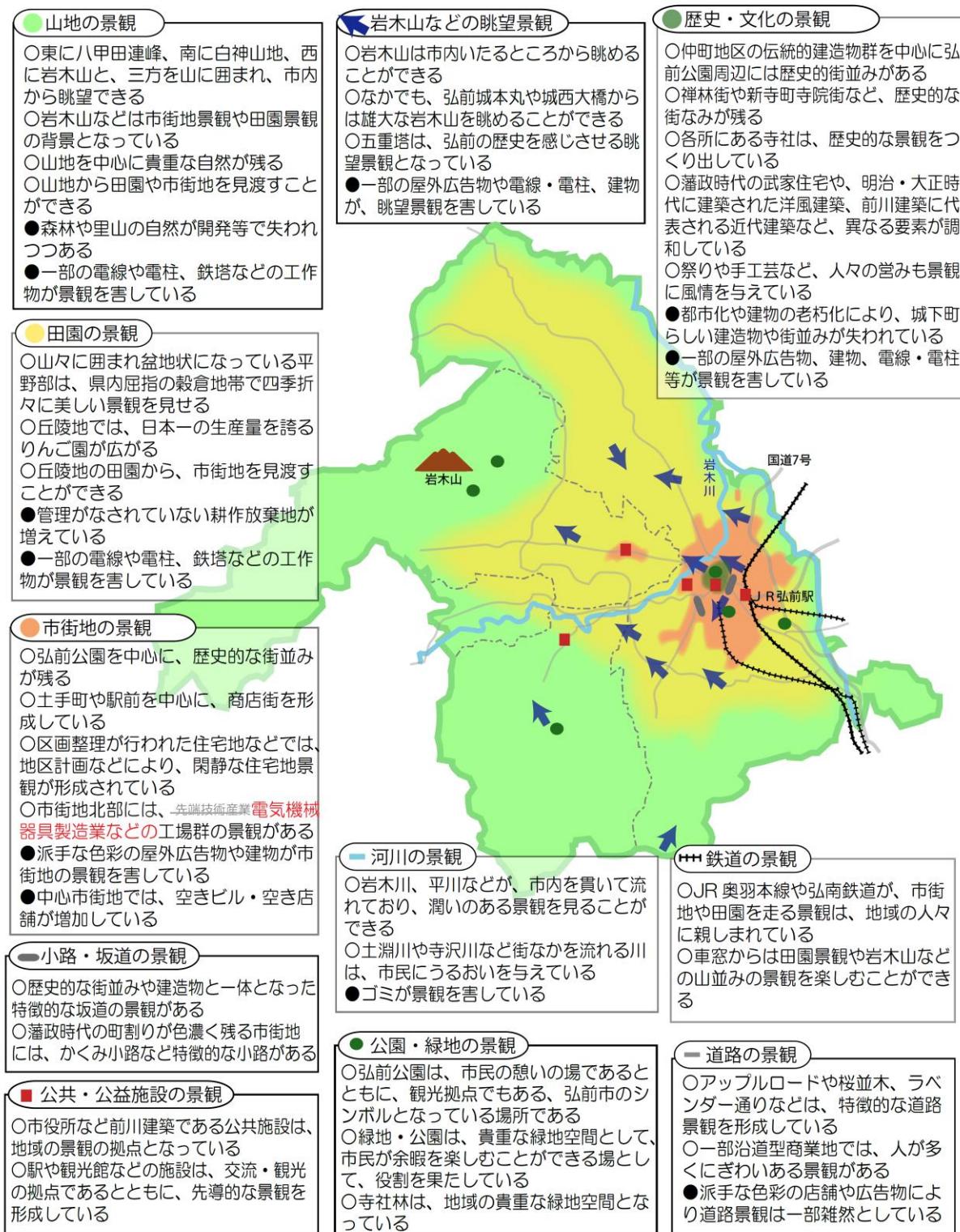


市郊外の高台からの市街地

(13)まとめ

弘前市の各景観の特性と課題は次のとおりです。

○地図：弘前市の景観特性と課題（○：特性、●：課題）



第3章 景観づくりの目標

1. 目標とする景観像

弘前市の景観は、岩木山を始めとする豊かな自然に守られ、城下町を舞台に400年の歳月の中で、人々の暮らしや様々な営みが積み重なることにより形づくられてきました。

この優れた自然・歴史・文化に彩られた景観を守り、創り、はぐくむためには、市民一人ひとりが先人から受け継いだかけがえのない財産として、景観に愛着と誇りを持ち続けることが必要と考え、目標とする景観像を次のとおり定めます。

「自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち 弘前」

～住もう人が愛着と誇りを感じ、
訪れる人の心に刻まれる景観づくり～

2. 景観づくりの基本方針

弘前市固有の景観特性を踏まえ、「自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち 弘前」の実現に向け、景観づくりの基本方針を以下のとおり定めます。

「自然、田園、市街地がつらなる景観づくり」

弘前市の景観は、市街地を取り囲むようにりんご園や水田などの田園風景が広がり、その背景には、東に八甲田連峰、南に白神山地、西に岩木山と三方を山々に囲まれています。この市街地から田園、そして山地へ連なる景観は、弘前市という都市の奥行きを実感できる重要な特徴です。特に、市内の各所から眺めることができる岩木山は、商業地や住宅地などの市街地や、りんご園や水田などの田園地域の背景にそびえ、津軽の原風景として人々の暮らしに息づき愛されています。

このような空間的な奥行きを活かし、岩木山の眺めを始め、自然、田園、市街地のそれぞれの特性が感じられ、一体としてつながる景観づくりを進めます。

「歴史と伝統が息づく風格のある景観づくり」

約400年前に築かれた城下町の町割を基に形成された市街地には、城下町の面影が残る寺院街や伝統的建造物などの歴史的資産が数多く残されています。また、街なかから眺望できる最勝院五重塔は、歴史を感じられる景観として市民に親しまれています。さらには、さくらまつりやねぷたまつり、お山参詣など、長い歴史と伝統を経て受け継がれてきた祭事もまた、弘前ならではの景観です。

このような歴史の奥深さを感じることができる景観を生かし、歴史と伝統が息づく風格のある景観づくりを進めます。

「進取の気質あふれる、活力とにぎわいのある景観づくり」

弘前市の景観は、城下町の面影が残る寺院街や伝統的建造物などが残る一方、キリスト教の伝来や軍都、学都としての歩みによる明治・大正期の洋風建築のほか、前川建築を始めとした近代建築が点在するなど、新旧、和洋の異なる要素が混在していることが魅力となっています。

このことは、歴史を通じて古いものを大切に守りながら、新しいものを積極的に取り入れてきた弘前市民の「進取の気質」のあらわれです。

今後も、歴史あるものに新しいものが融合する活力とにぎわいのある景観づくりを進めます。

「市民・事業者・行政の協働による、守り、創り、はぐくむ景観づくり」

弘前市の景観は、自然・歴史・文化を背景に、人々の暮らしを始めとした様々な営みを積み重ねながら創られてきました。

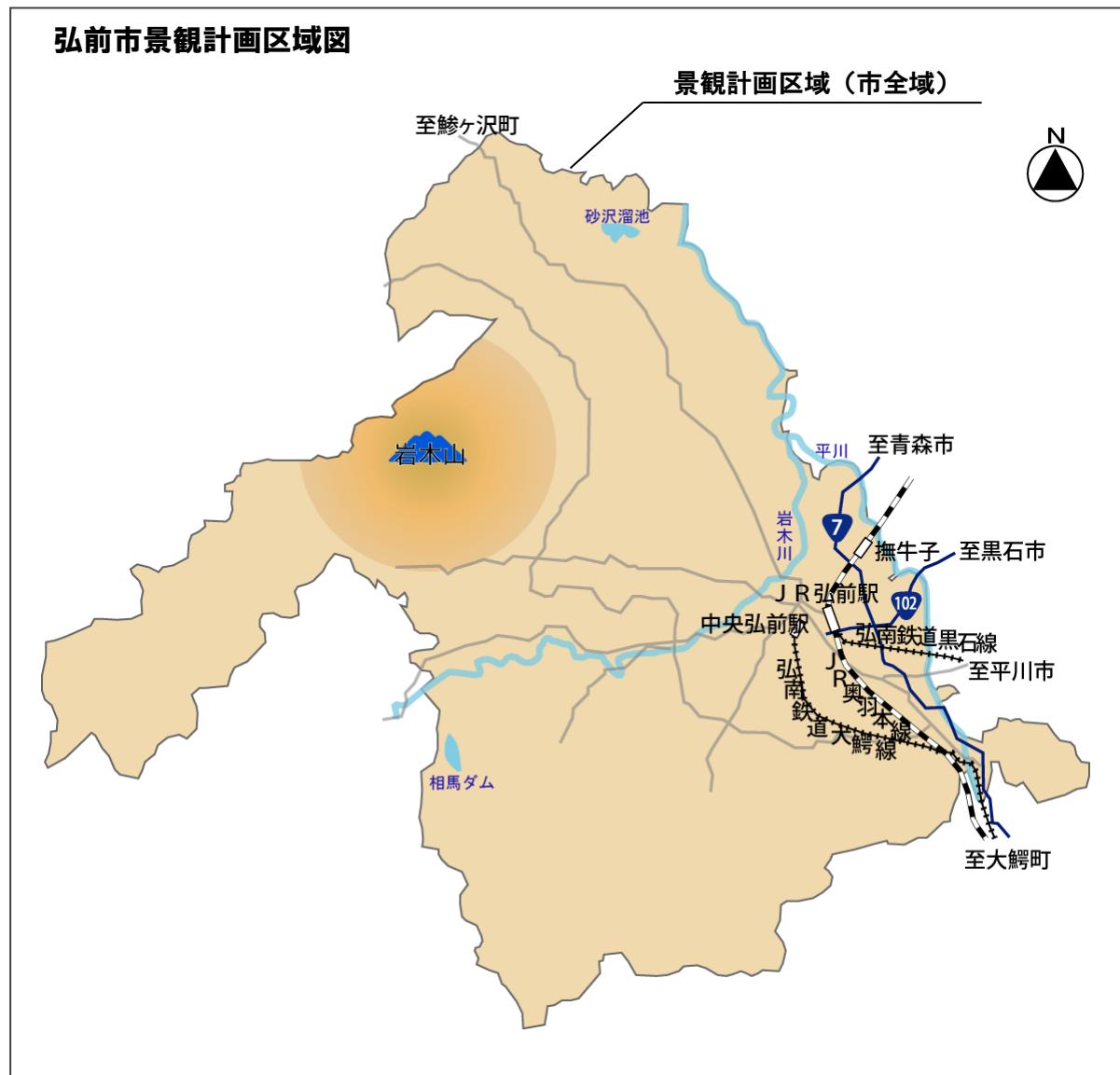
市民・事業者・行政がこの景観をかけがえのない財産として共有し、共に守り、創り、はぐくむ景観づくりを進めます。

第4章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号関係）

弘前市全域を、景観計画区域とします。

市では、

- ・景観の象徴である岩木山は、市内のいたる所から眺めることができる
- ・景観資源が市全域に分布している
- ・山地・田園・市街地が調和して、弘前ならではの奥行きのある景観を形成している
という弘前市の景観の特徴と、
- ・これまで自主条例などにより市全域を対象に景観づくりを進めてきた
経緯から、景観づくりの取り組みは市全域を対象に検討していく必要があるため、弘前市全
域を景観計画区域とします。



第5章 景観づくりの方針（景観法第8条第3項関係）

景観づくりの目標や基本方針を踏まえ、市民・事業者・行政が協働して景観づくりを進めていく上での方針を、景観類型別に定めます。

1. 景観の類型と構成

土地利用や景観特性などを踏まえ、①市全域を土地利用別、②景観特性別（軸的な景観、拠点的な景観）、③眺望別に分類し、それぞれ類型別の景観づくりの方針を定め、目標とする景観像の実現を図る上での指針とします。

① 土地利用別

土地利用別類型		類型の考え方
山地景観	山林、山間集落	森林地域、自然公園地域、自然保全区域
田園景観	果樹園・水田、農村集落	市街化調整区域、農業地域
市街地景観	住宅地、商業地、工業地	市街化区域

② 景観特性別

景観特性別類型		類型の考え方
景観軸	河川、道路、鉄道	河川や道路、鉄道など、一定以上の区間を特徴づけている軸的な景観
景観拠点	歴史・文化、公園・緑地、公共・公益、小路・坂道	文化財や公園、公共施設など、その場所や周辺を特徴づけている拠点的な景観

③ 眺望別

種別	主な視点場	備考
岩木山の眺め	弘前城本丸、城西大橋、宮地造坂、ロマントピアほか	
山並みの眺め	市街地からの白神山地、八甲田山、久渡寺山	
市街地の眺め	アップルロード、自衛隊駐屯地、久渡寺ほか	それぞれの視点場から眺めることができる特徴的な眺望景観
五重塔の眺め	蓬莱橋、鍛冶町、 土淵川 吉野町緑地、辻坂上ほか	

2. 景観づくりの方針

(1) 土地利用

① 山地景観

ア) 山林

● 四季折々の美しい自然景観の保全

春の新緑、夏の深緑、秋の紅葉、冬の雪景色など四季折々の美しい津軽の自然景観の保全に努めます。

イ) 山間集落

● 豊かな自然景観と調和した山間集落景観の形成

山林や河川などの周囲の自然景観にとけ込み、一体となった山間集落景観の形成を図ります。



田園を取り囲む山並み



自然にとけ込む山間集落

②田園景観

ア) 水田・畑

●背景の自然景観と一体となった田園景観の形成

りんご園や水田などの広がりのある田園景観の保全に努めるとともに、岩木山を始めとした背景の山並みと調和した景観の形成を図ります。

イ) 農村集落

●田園景観と調和した農村集落景観の形成

農村集落に残る伝統的な農家住宅、土蔵、屋敷林、生垣、用水路などの保全に努めるとともに、周囲の田園景観と一体となって、まとまりのある景観の形成を図ります。



りんご園と岩木山



田園と一体となった農村集落

③市街地景観

ア) 住宅地

●周辺の街並みと調和した快適な住宅地景観の形成

既存の集落や住宅地では、周辺の街並みと調和し、ゆとりと潤いのある快適な景観の形成を図ります。

●緑豊かな、住みよい住宅地景観の形成

新興住宅地では、生垣などによる緑化などを行い、緑豊かな景観の形成を図ります。

良好な屋敷林や生垣などが見られる場所では、その保全に努め、緑に溶け込んだ景観の形成を図ります。

●歴史が感じられ、落ち着きのある住宅地景観の形成

歴史的な風情を残す住宅地では、落ち着いたたたずまいと調和した街並みの保全・形成を図ります。



緑豊かな住宅地



歴史的な風情が残る住宅地

イ) 商業地

●にぎわいと活力のある都市景観の創出

城下町としての歴史をもち、津軽地方の政治・経済・文化・教育の中心都市として発展してきた弘前市の中心市街地にふさわしい魅力ある都市景観の創出を図ります。

●歩いて楽しい歩行者空間の形成

街路樹などによる緑化、オープンスペース確保や無電柱化の推進など、快適でゆとりのある歩行者空間の創出を図ります。

●沿道の街並みの連続性と周辺の景観に配慮した景観の形成

幹線沿道商業地や近隣商業地については、街並みの連続性に配慮し、周辺と調和した良好な景観の形成を図ります。



レトロな街並みの商業地（土手町）



遊歩道（大町）

ウ) 工業地

●周辺と調和した良好な景観の形成

隣接した住宅地や田園地域への圧迫感を軽減するなど、周辺と調和した景観の形成を図ります。

●緑豊かな、親しみのある景観の形成

大規模施設が立地する場所では、敷地内の修景や緑化の創出などに努め、親しみが感じられる緑豊かな景観の形成を図ります。



ゆとりのある緑地帯



緑豊かな工業地

(2)景観特性

①景観軸

ア) 河川軸

●自然に親しみ、潤いのある河川景観の形成

河川とその周辺は、様々な生物の生息や市民の憩いの場として大切であるため、自然環境や生態系に配慮し、水と自然に親しみやすい、潤いのある景観の形成を図ります。

●河川と調和した景観の形成

河川周辺の建築物や工作物などは、広がりのある川沿いからの眺望を阻害しないよう、河川と周辺の街並みを一体的に捉え、河川と調和した景観の形成を図ります。

●河川沿いや橋からの眺望の保全と視点場の整備

河川沿いの公園・散策路などの親水空間や河川に架かる橋では、河川の広がりのある眺めや、周囲の山並みへの眺めを楽しむことができる視点場の整備の推進を図ります。



市街地を流れる土淵川



広がりのある岩木川の眺め

イ) 道路軸

●快適で、潤いのある道路景観の形成

街路樹や沿道宅地にある緑の保全に努め、緑豊かで、歩いて楽しい潤いのある景観の形成を図ります。

●特徴的な街路樹の保全と連続性への配慮

国道7号の桜並木など景観の核となっている街路樹の保全に努め、それらの連続性に配慮した景観の形成を図ります。

●周辺の街並みと調和した秩序ある道路景観の形成

周辺の街並みなどの地域の特性に配慮し、連続性と統一感のある景観の形成を図ります。

●歴史が感じられる道路景観の形成

藩政時代の道路形態や旧街道筋などの歴史性を活かし、歴史が感じられる景観の形成を図ります。

●岩木山など優れた眺望を活かした道路景観の形成

歩行者や自動車からの視点に配慮し、岩木山を中心とした山並みや田園などの優れた眺望を活かした景観の形成を図ります。



ラベンダー通り（北大通り）



アップルロード



蔵のある通り（小沢）



松並木のある百沢街道

ウ) 鉄道軸

●周辺からの見え方に配慮した鉄道景観の形成

線路際や高架構造物などの修景や鉄道林の保全に努め、周辺からの見え方に配慮した景観の形成を図ります。

●周辺の街並みと調和した鉄道景観の形成

車窓からの眺望に配慮するとともに、鉄道と周辺の街並みを一体的に捉え、周辺の街並みと調和した景観の形成を図ります。



土淵川沿いの弘南鉄道



車窓からの田園風景

②景観拠点

ア) 歴史・文化拠点

●歴史的資産を活用した景観づくりの推進

歴史的資産について保存・修復に努めるとともに、積極的な活用を図ります。

●歴史的資産と調和した景観の形成

神社・寺院や寺社林などの歴史的資産と周辺の街並みを一体的にとらえ、歴史ある城下町ならではの景観の形成を図ります。

●歴史的風致の維持による歴史性豊かな景観の保全

歴史的な町並みや建造物のほか、ねぶた祭りやお山参詣、伝統工芸の作業風景、宵宮のにぎわいなどの歴史と伝統を反映した人々の活動を継承することにより、歴史性豊かな景観の保全に努めます。



青森銀行記念館
旧第五十九銀行本店本館（重
要文化財）



禅林街



弘前八幡宮の参道



ねぶたのある風景

イ) 公園・緑地拠点

● 弘前公園及び運動公園など大規模な公園・緑地の保全と活用

弘前公園や運動公園などの大規模な公園・緑地は、生物の貴重な生息環境であることから、適切な維持管理により保全に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を図ります。

● 地域の緑の核としての寺社林の保全

寺社は歴史的資源であるとともに、敷地内にある寺社林は、地域の緑地空間としても貴重な存在であることから、適切な維持管理により保全を図ります。

● 身近な憩いの場としての公園・緑地の整備

まちの中の緑を補う公園・緑地は、人々にとって身近な憩いや交流の拠点となることから、潤いと安らぎのある緑の整備に努めます。

● ゆとりと潤いのある緑地空間を活かした景観の形成

公園・緑地の周辺では、ゆとりと潤いのある緑地空間に調和した景観の形成を図ります。



ケヤキ並木（弘前公園）



駅前広場公園

ウ) 公共・公益拠点

● 地域の核となる先導的な景観の形成

建築物などのデザインの質の向上、緑化の推進やオープンスペースの確保などに配慮し、地域の核となる先導的な景観の形成を図ります。

● 地域に親しまれる場の整備

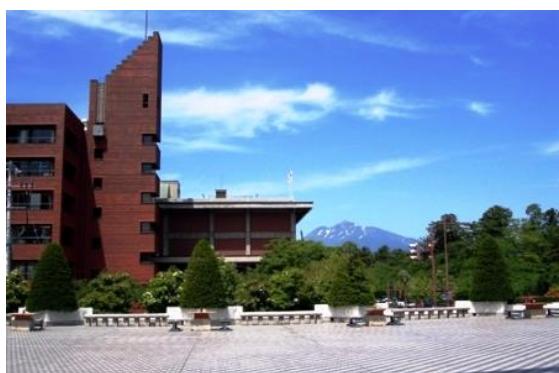
教育施設や駅などの公共・公益施設は、市民が利用しやすい、地域に親しまれる場としての景観の形成を図ります。



弘前駅舎



弘前市立観光館



弘前市庁舎



総合学習センター

工) 小路・坂道拠点

●小路・坂道の特徴を活かした景観の形成

城下町の風情の残る小路の線形やこじんまり感、坂道を特徴づける建物や街並みの見え方に配慮した景観の形成を図ります。



茂森町から新寺町方面にかけての坂道
(通称：加藤坂)



かくみ小路

(3)眺望景観

①共通事項

- 弘前ならではの眺めに配慮した景観の保全・形成

岩木山を始めとした山並みや、最勝院五重塔などの弘前ならではの眺めに配慮した景観の保全・形成を図ります。

- 特定の視点場からの優れた眺望景観の確保

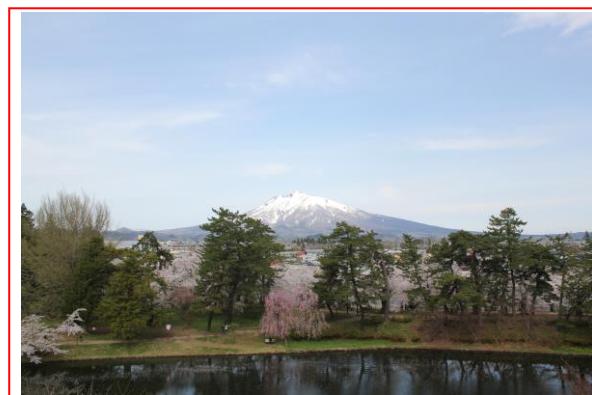
特に優れた眺望景観の保全・形成を図る必要がある場所については、市民の意向を踏まえ、適切な規制・誘導を図ります。

- 良好な眺望景観のための視点場づくり

見たいものが良く見えるように工夫するなど、視点場からの見え方に配慮した施設整備に努め、観光資源の魅力向上につながる良好な眺望景観の形成を図ります。



農作業と水田に映る岩木山



弘前城本丸からの岩木山

②個別事項

ア) 岩木山の眺め

●市街地と田園が一体となった眺望景観の形成

津軽の象徴である岩木山は、市内各所から眺めることができるため、前景となる市街地や田園と一体となった眺望景観の形成を図ります。

●優れた眺望景観の確保

特に優れた岩木山の眺望を確保する必要がある場合は、特定の視点場からの眺めを阻害しないよう建築物や工作物等の高さなどの適切な規制・誘導を図ります。



市街地と田園が一体となった岩木山



城西大橋からの岩木山

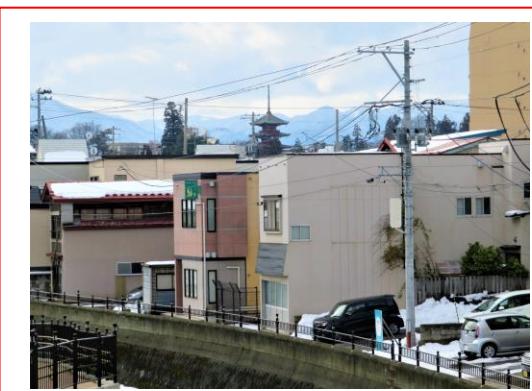
イ) 五重塔の眺め

●歴史を実感できる眺望景観の形成

五重塔の眺望は、街なかで歴史を実感できる弘前ならではの眺めであるため、道路など公共空間からの眺めに配慮した眺望景観の形成を図ります。

●優れた眺望景観の確保

特に優れた五重塔の眺望を確保する必要がある場合は、特定の視点場からの眺めを阻害しないよう建築物や工作物等の高さなどの適切な規制・誘導を図ります。



蓬萊橋からの最勝院五重塔

ウ) 山並みの眺め

●市街地や田園を取り囲む周囲の山並み景観の保全

市街地や田園を取り囲む山並み景観は、三方を山々に囲まれた弘前ならではの景観であるため、山並みの稜線を乱さないなど山並み景観の保全に努めます。



市街地を取り囲む山並み



水田の背景となる山並み

工) 市街地の眺め

●山並みを背景とした田園と市街地の広がりへの配慮

丘陵地など高い場所から市街地を見下ろす眺めは、山地・田園・市街地が連なる弘前市の特徴を認識できる眺めであることから、背景となる山並みや、田園と一体となった市街地の広がりに配慮した景観の形成を図ります。



市街地を見下ろす眺め（自衛隊駐屯地付近）



田園と市街地の広がりのある眺め

第6章 景観づくりのルール (景観法第8条第2項第2号関係)

1. 景観づくりのルールの枠組み

高さや面積など規模の大きい建築物や工作物などは、街並みに圧迫感を与え、岩木山を始めとした山並みの眺望を阻害する恐れがあります。また、大規模な開発行為が、縁豊かな自然景観に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、景観計画区域である市全域において、大規模な建築行為などを行う際の、良好な景観の形成のために必要な景観形成基準を定め、市に届け出てもらうことにより緩やかな規制・誘導を図り、周辺の景観に与える影響を軽減し、全体として調和のとれた景観づくりを進めます。

また、城下町の街並みや岩木山の眺めなどの弘前ならではの景観については、大切にしたい場所や眺めとして定め、市全域の景観形成基準に加えて、その場所・眺めごとに個別の景観形成基準を上乗せすることで、それぞれの特徴を活かした景観づくりを進めます。

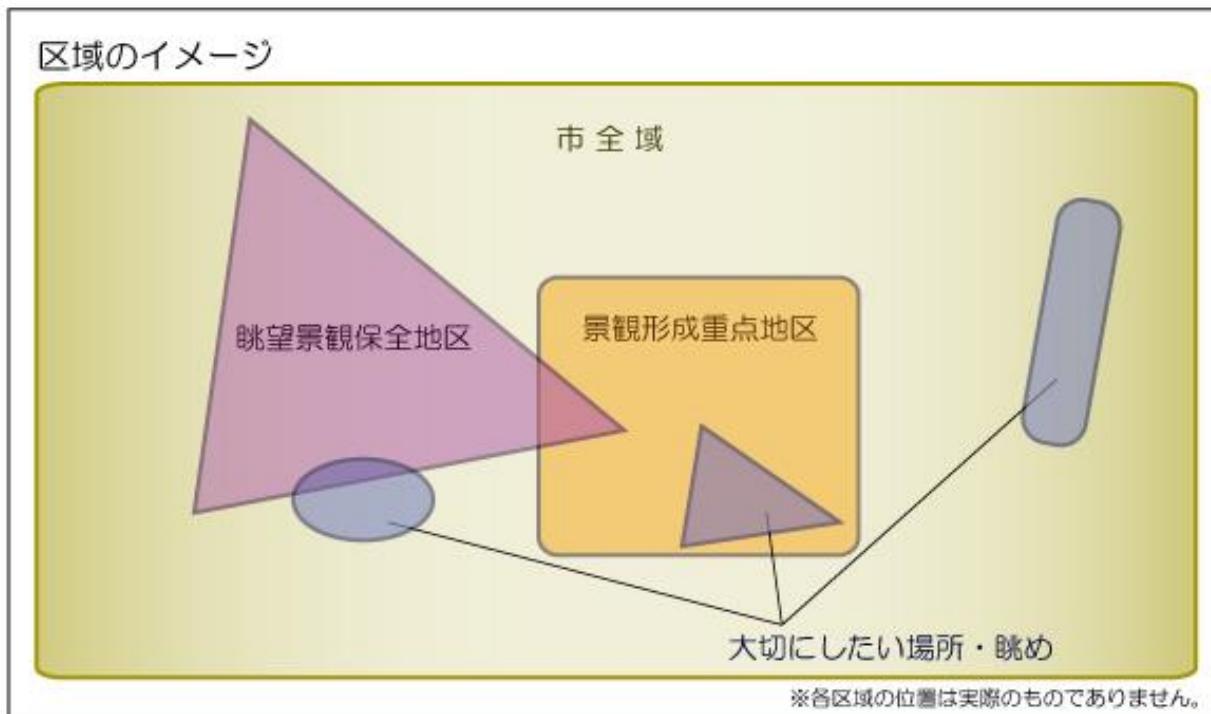
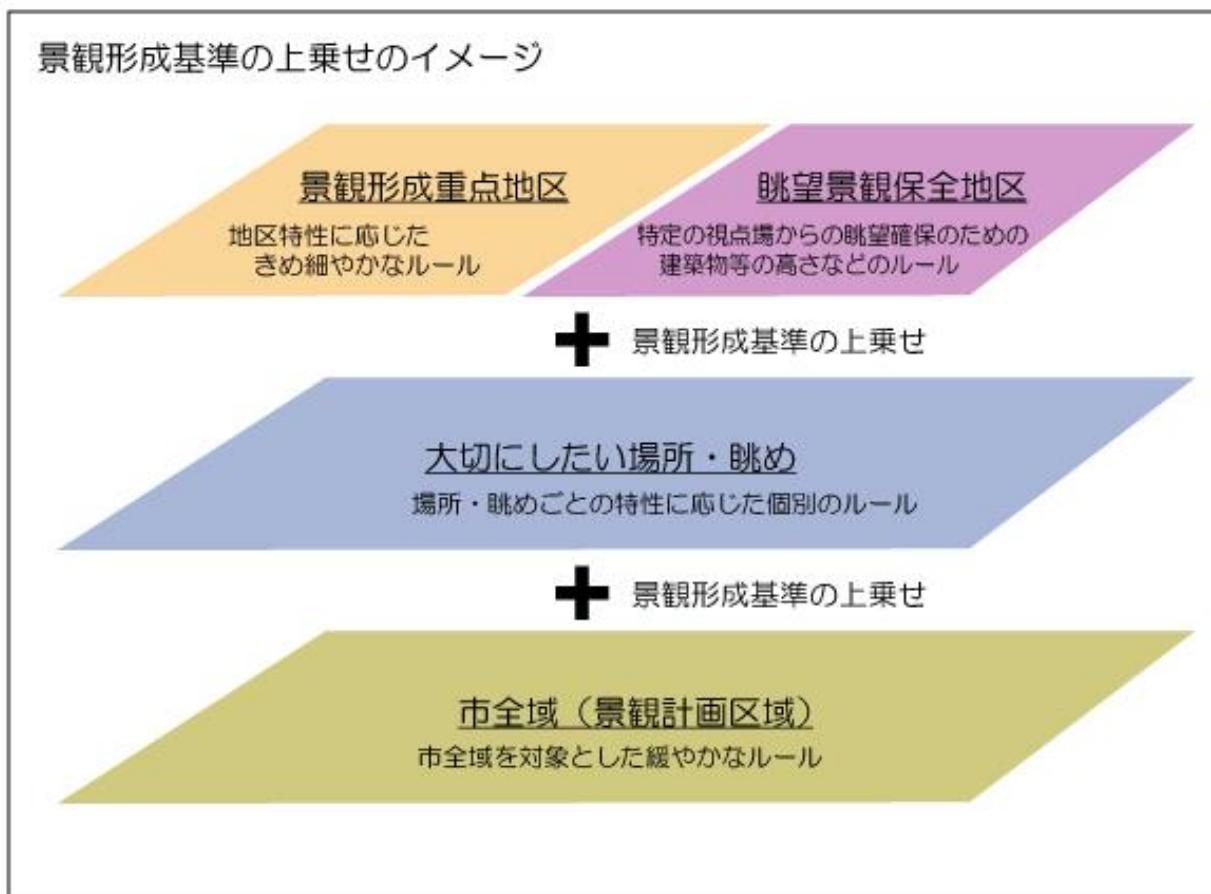
さらに、大切にしたい場所の中でも、特に良好な景観の形成を図る必要がある場所については、景観形成重点地区として指定し、地区特性に応じたきめ細やかな景観形成基準を定め、積極的に景観づくりを進めます。

また、大切にしたい眺めの中でも、特に優れた眺望景観の保全を図る必要がある眺めについては、眺望景観保全地区として指定し、特定の視点場からの眺望を確保するため、建築物等の高さなどの景観形成基準を定め、積極的に景観づくりを進めます。

このように、市全域に対するルールを定めるとともに、場所や眺めの特徴に応じたルールを定めることにより、弘前ならではの景観づくりを推進することとします。

景観づくりのルールの枠組みを図で表すと次のようになります。

○図：景観づくりのルールの枠組み



2. 景観づくりのルール

(1) 市全域

①届出の対象となる行為及び規模（大規模行為）

景観計画区域である市全域（景観形成重点地区・眺望景観保全地区を除く）において、下記の行為（大規模行為）を行う場合は届出をする必要があります。

行為の種類	届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更（※1）	高さ13m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの 高さ5m（建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが5m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m） 又は築造面積1,000m ² を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設
	煙突、排気塔その他これらに類するもの
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
	自動車車庫の用途に供する立体的施設
	街路灯及び照明灯 高さ10m（建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m） 又は築造面積1,000m ² を超えるもの
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの
	橋りょうその他これに類するもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（架空電線路用のものは除く）
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの
	発電所、変電所その他これらに類するもの
	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 高さ20m 又は築造面積1,000m ² を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<市街化区域> 行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000m ² を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<市街化調整区域・都市計画区域外> 行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積3,000m ² を超えるもの
水面の埋立又は干拓	高さ5m 又は面積1,000m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	

1、※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

②景観形成基準

市全域で行う大規模行為について、行為の種類ごとに、良好な景観の形成のために必要な基準（景観形成基準）を次のとおり定めます。

なお、大切にしたい場所・眺め、景観形成重点地区、眺望景観保全地区では、市全域の景観形成基準にそれぞれの景観形成基準を上乗せします。

行 為	事 項	景観形成基準
建 築 物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。 ・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。 ・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。 ・背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、突出感や違和感を与えない形態意匠とすること。 ・長大な壁面は適度に分節するなど、周辺に圧迫感を与えない形態意匠となるよう努めること。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川、公園等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないように努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に駐車場を設ける場合は、道路など公共空間から直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。 ・立体駐車場を設置する場合は、敷地内の建築物と一体的な形態意匠となるよう努めること。また、車が直接見えないように目隠しとなる外壁やルーバー等の設置に努めること。 ・周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮し、生垣や板塀等の設置に努めること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に努めること。

行 為	事 項	景観形成基準
工 作 物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観との調和や街並みとの連續性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。 ・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。 ・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。 ・周辺の街並みの連續性や背景の山並みと違和感がない高さとすること。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や背景となる景観との調和に配慮し、違和感のない形態意匠とすること。 ・周辺や通り沿いで特徴ある街並みがある場合は、その連續性に配慮した形態意匠とすること。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けだけばしくならない色彩とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
開発行為	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形をできる限り活かし、長大なり面・擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。 ・周辺の植生との調和に配慮した緑化に努めること。

行為	事項	景観形成基準
土石の採取、鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採は整然と行い、緑化や周辺の景観との調和に配慮した塀等による修景に努めること。 ・現況の地形をできる限り活かし、長大な面・擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は、周辺の植生との調和に配慮した緑化を行うこと。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。
土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形をできる限り活かし、長大な面・擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・駐車場を整備する場合は、できる限り出入り口を限定するとともに、敷地の外周を周辺の景観との調和に配慮した目隠し修景に努めること。 ・周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連續性に配慮した修景に努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。 ・生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等による目隠し修景に努めること。
水面の埋立又は干拓	形状	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸、堤防等は、周辺の景観との調和に配慮した形態・素材等とすること。
物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。 ・積み上げる際は、高さをできる限り抑えるとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。

(2) 大切にしたい場所・眺め

(大切にしたい場所 30 力所・大切にしたい眺め 42 力所)

城下町の街並みや岩木山の眺めなどの弘前ならではの景観を、大切にしたい場所・眺めとして定めます。

大切にしたい場所・眺めは、景観形成重点地区のような明確な範囲を定めず、場所・眺めへの影響が大きい大規模行為を広く届出の対象とします。また、景観形成基準は場所・眺めごとに個別に定め、市全域にかかる基準に上乗せします。

○図：景観形成基準の上乗せのイメージ



○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
アップルロード		・弘前市南西部のりんご生産地域の道路と国道7号を結ぶ約22kmの市道（一部県道）。	・通りの特徴であるりんご園の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、りんご園と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、りんご園との調和や連続性に配慮した屏等により目隠し修景を行うこと。
仲町伝統的建造物群保存地区		・国選定の重要伝統的建造物群保存地区。 ・地区内には、国指定重要文化財の旧弘前藩諸士住宅や、県指定文化財の旧岩田家住宅や、旧伊東家住宅がある。	- (重要伝統的建造物群保存地区内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)
弘前八幡宮～熊野奥照神社界隈		・弘前八幡宮本殿・唐門、熊野奥照神社本殿は重要文化財。	・本殿・唐門の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、参道に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・後背地では、参道から眺める本殿・唐門の背景に見えない高さとすること。 ・本殿・唐門の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。
誓願寺の参道		・誓願寺山門は重要文化財。	・山門の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、参道に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・後背地では、参道から眺める山門の背景に見えない高さとすること。 ・山門の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。

○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
ラベンダー通り		・北大通り（山道町から国道7号まで続く、約2kmの市道）の中 央分離帯にラベンダーが植えら れている。	・通りの特徴であるラベンダーの連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、ラベンダーと違和感が生じない色彩とすること。
かくみ小路		・中心商店街土手町と弘前の夜 のメインスポット・鍛冶町を結ぶ約100mの小路。 ・太宰治も通ったといわれる喫茶店もある。	・こじんまりとした小路空間をつくるため、通りに面する部分の建築物等の壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・通りに面している部分については、にぎわいを創出するような意匠・色彩となるよう工夫すること。
在府町界隈		・藩政時代、武家屋敷街だった 街並み。 ・前川國男の作品で国登録有形 文化財の木村産業研究所や、市 「趣のある建物」の木村家住宅 がある。	・通りの特徴である生垣・黒板塀の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等や屋外広告物は、落ち着いた街並みと違和感が生じない素材・色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した生垣・黒板塀等により目隠し修景を行うこと。
茂森町の通り		・通りには市「趣のある建物」 に指定されている酒舗成豊があるほか、禅林街の門前町として 栄えた当時をしのばせる建物が 点在している。	・禅林街の門前町として栄えた歴史性を意識し、街並みの連続性に配慮した配置・規模とすること。 ・門前町としての街並みの連続性に配慮し、可能な限り壁面の位置をそろえること。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等の設置に努めること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。
茂森町の柳形		・国指定史跡長勝寺構内に位置 している。 ・柳形付近には、正進会館や茂 森町屯所など（市「趣のある 建物」）がある。	— (史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)
地区計画 による街並み (安原第二地区)		・地区計画により、用途や屋根 の色彩、壁面の位置等の制限が ある。	— (地区計画区域には、用途、壁面の位置及び屋根・外壁の色彩等の制限が設けられているため、景観計画による、基準は特に設けない。)
禅林街		・禅林街は国指定史跡長勝寺構 内に位置している。 ・33の同一宗派（曹洞宗）寺院 が同じ場所に集まっている、全 国的に珍しい寺院街。	— (史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)

第6章 景観づくりのルール

○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
弘前市 斎場周辺		<ul style="list-style-type: none"> 弘前市斎場は、建築家・前川國男の作品。 日本建築家協会25年賞（2009年）を受賞している。 	<ul style="list-style-type: none"> 禅林街からの歴史的な街並みの連続性に配慮するとともに、斎場の存在を阻害しない配置・規模とすること。 建築物等や屋外広告物は、歴史的な街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した埠等により目隠し修景を行うこと。
加藤坂		<ul style="list-style-type: none"> 加藤味噌醤油醸造元は市「趣のある建物」。 	<ul style="list-style-type: none"> 加藤味噌醤油醸造元の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 坂道景観を特徴づける街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 屋根や壁面等は、加藤味噌醤油醸造元との調和に配慮した色彩とすること。 後背地では、坂下から眺める加藤味噌醤油醸造元の背景に見えない高さとすること。
新寺町 寺院街		<ul style="list-style-type: none"> 23ヶ寺のうち、最勝院五重塔は重要文化財、5ヶ寺の本堂等が県指定建造物、2ヶ寺の庭園が県指定名勝。 	<ul style="list-style-type: none"> 寺院街の街並みの連続性に配慮し、可能な限り壁面の位置をそろえること。やむを得ず後退する場合は、伝統的な埠等の設置に努めること。 建築物等や屋外広告物は、寺院街の街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、寺院街の街並みとの連続性に配慮した土埠等により目隠し修景を行うこと。
弘南鉄道 大鰐線と 土淵川		<ul style="list-style-type: none"> 弘南鉄道は地域住民の足として重要な存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿線の特徴である土淵川、散策路、街並みの連続性に配慮し、線路に接する場合は、可能な限り線路沿いに配置するとともに、建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 車窓からの見え方に配慮するとともに、土淵川・弘南鉄道からのつながりを著しく分断しない形態意匠とすること。
吉井酒造煉瓦弘前 れんが倉庫美術館 周辺		<ul style="list-style-type: none"> 県重宝である昇天教会が近接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 土淵川吉野町緑地から眺める煉瓦倉庫とメモリアルドック、弘南鉄道、土淵川が調和した景観を阻害しない配置・規模・色彩とすること。 煉瓦倉庫東側の小路に面する場合は、可能な限り後退し、その特徴に配慮した黒板埠や生垣を設置するよう努めること。
駅前～上土手町遊歩道		<ul style="list-style-type: none"> 弘前駅前・上土手町地区計画の地域内に位置している。 	<p>（地区計画及びまちづくり協定により、形態・意匠等の基準が適用されているため、景観計画による基準は特に設けない。）</p>
弘前銘醸煉瓦倉庫 周辺		<ul style="list-style-type: none"> 弘前銘醸煉瓦倉庫は市「趣のある建物」。 	<ul style="list-style-type: none"> 煉瓦倉庫の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。 煉瓦倉庫の連続する壁面が特徴的な通りに面する場合は、その連続性に配慮し、道路に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。

○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
土淵堰と桜並木、りんご園		<ul style="list-style-type: none"> ・土淵堰は、正保元年（1644）三代藩主信義時代に新開された。 ・国（農林水産省）による「疎水百選」に選定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水路沿いの特徴である桜並木やりんご園の連続性に配慮し、水路に面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
国道7号の桜並木		<ul style="list-style-type: none"> ・青森方面からの玄関口である津賀野から神田にかけての約2kmの区間に、桜約380本が植樹されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である桜並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
平川に架かる鉄橋と弘南鉄道大鷗線		<ul style="list-style-type: none"> ・河川、鉄橋、電車が調和し良好な景観を生みだしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄橋（電車）と平川の眺めに配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・平川に近接する場合は、広がりのある平川の眺めに配慮し、河川敷など自然の縁に溶け込む色彩とすること。
小沢の蔵通り		<ul style="list-style-type: none"> ・南方には久渡寺山があり、周辺には水田やりんご園が広がる農村集落である。 ・通り沿いには、蔵が多数立ち並んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・通りの特徴のひとつである生垣による緑の連続性に配慮した生垣の設置に努めること。 ・背景となる山並みの稜線を遮らない規模とし、山並みや蔵と調和する勾配屋根の採用に努めること。 ・建築物の屋根や外壁は、現存する蔵の土壁や木材に使用されている黒や黄土色を基調とした素材・色彩とするなど、周囲の景観との調和に努めること。
百沢街道の松並木		<ul style="list-style-type: none"> ・百沢街道の松並木は県天然記念物。 ・一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である松並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、松並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、松並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
桜林公園周辺		<ul style="list-style-type: none"> ・津軽国定公園内に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の特徴である桜並木の連続性に配慮し、公園に面する部分から可能な限り後退するとともに、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。
岩木山神社門前町		<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山神社には6棟の重要文化財の建造物がある。 ・県立自然公園内にある。 ・神社周辺のお山参詣の休憩所は「ヤド」と呼ばれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山神社の門前町として栄えた歴史性を意識し、街並みの連続性に配慮した配置・規模とするよう努めること。 ・建築物等や屋外広告物は、岩木山神社の門前町としての街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。

第6章 景観づくりのルール

○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
高岡街道の 松並木		<ul style="list-style-type: none"> ・高岡街道の松並木は県天然記念物である。 ・一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である松並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、松並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、松並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
高照神社 参道		<ul style="list-style-type: none"> ・高照神社には8棟2基の重要文化財、2棟の市指定文化財建造物がある。 ・区域の一部は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参道の街並みの連続性に配慮し、通りから可能な限り後退するなど、鳥居の存在を阻害しない配置・規模とすること。 ・参道の街並みの連続性に配慮した生垣や塀の設置に努めること。 ・建築物等や屋外広告物は、高照神社参道の街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。
岩木山麓の 桜並木		<ul style="list-style-type: none"> ・一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である桜並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
相馬の ルピナスと カツラ並木		<ul style="list-style-type: none"> ・国（環境省）が設定した東北自然歩道「新・奥の細道」のコース上に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴であるカツラ並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、カツラ並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、カツラ並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
史跡大森勝山遺跡 周辺		<ul style="list-style-type: none"> ・大森勝山遺跡は縄文時代晚期の環状列石を有する国指定史跡である。 ・遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されている。 ・「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」において、史跡周辺に緩衝地帯が定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。 ・緩衝地帯及び緩衝地帯周辺の道路沿いでは史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。 ・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとすること。 ・史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること。 (史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、特に基準は設けない。)

○表：大切にしたい眺めと景観形成基準

眺望区分	場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	仲町伝統的建造物群保存地区		・国選定の重要伝統的建造物群保存地区。	・仲町伝統的建造物群保存地区の後背地では、岩木山と生垣・黒板塀の眺めを阻害しない配置・規模とすること。
	亀甲町・ねぶた村前		・前景の弘前公園は国指定史跡。 ・ねぶた村には市指定文化財と国登録名勝がある。 ・近隣に市「趣のある建物」の川崎染工場がある。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山と弘前公園外堀の緑（桜）の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・ねぶた村前から眺める桜並木の背景に見えない高さとすること。
	新坂		・新坂は、弘前公園と藤田記念庭園に挟まれた坂で、観光客も多く訪れる。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。
	藤田記念庭園		・藤田記念庭園内の4棟の建物は国登録有形文化財。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・藤田記念庭園の緑との調和に配慮した色彩とすること。
	新町坂		・新町坂のサイカチの木は市指定保存樹木。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・藤田記念庭園の緑との調和に配慮した色彩とすること。
	追手門広場		・前景の弘前公園は国指定史跡。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山と弘前公園外堀の緑（桜）の眺めを阻害しない配置・規模とすること。
	仏舎利塔		・仏舎利塔が位置する長勝寺構は国指定史跡。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。
	和徳十文字		・岩木山が大きく見えるスポット。 ・藩政時代は、和徳方面からの、城下町への入口であった。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。

第6章 景観づくりのルール

○表：大切にしたい眺めと景観形成基準

眺望区分	場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	茜橋		・茜橋は、合併前の旧弘前市（樋の口）と旧岩木町（真土）を結ぶ橋。平成14年に開通した。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	岩木橋		・岩木橋は、合併前の旧弘前市（駒越町）と旧岩木町（駒越）を結ぶ橋。明治22年に開通した。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	富士見橋		・富士見橋は、紺屋町と浜の町を結ぶ橋。藩政時代は参勤交代の経路にもなっていた。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	城北大橋		・城北大橋は、清野袋と藤野を結ぶ橋。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	清瀬橋		・清瀬橋は、船水と町田を結ぶ、平成17年に開通した橋。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	国道7号桜並木		・青森方面からの玄関口である津賀野から神田にかけての約2kmの区間に、桜約380本が植樹されている。	・岩木山と桜並木の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
	国道7号 大鰐弘前IC 付近		・秋田方面からの玄関口である東北自動車道大鰐弘前インターチェンジ付近。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	石川大仏公園		・戦国時代・南部高信の居城・大仏ヶ鼻城の跡地。 ・春には桜、初夏にはアジサイを楽しむことができる。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園や緑の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。

○表：大切にしたい眺めと景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
狼森・陸羯南詩碑		・明治時代に活躍した弘前出身のジャーナリスト・陸羯南の碑で、羯南の名詩「名山名士を出づ…」（名山は岩木山のこと）が彫られている。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
墓地公園前		・岩木山や水田、りんご園が一望できる小高い丘がある。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
りんご公園すり鉢山展望台		・すり鉢山は、藩政時代に鉄砲、大砲の練習のために築いた人工の山。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園周辺に溶け込む色彩とすること。
竜ノ口の水田と逆さ岩木		・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田とりんご園の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
石渡の水田		・岩木川の西岸で、一面に水田が広がる。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
愛宕山		・愛宕山には、津軽歴代藩公祈願所だった愛宕山橋雲寺がある。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
砂沢溜池		・砂沢溜池は、渡り鳥の飛来地として知られる農業用溜池で、鳥獣保護区にもなっている。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある溜池の眺めに配慮し、自然の緑に溶け込む色彩とすること。
独孤の森公園		・独孤の森公園は、縄文・平安時代の遺跡である松笠森遺跡の中にある。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。

第6章 景観づくりのルール

○表：大切にしたい眺めと景観形成基準

眺望区分	場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	宮地造坂		<ul style="list-style-type: none"> ・県のふるさと眺望点に選定されている。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めや、お山参詣（白装束、黄金色の御幣）との調和に配慮した色彩とすること。
	三本柳・アップルロード		<ul style="list-style-type: none"> ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園と水田の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	岩木山神社		<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山神社には6棟の重要文化財の建造物がある。 ・県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山と鳥居の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山神社の歴史性に配慮した落ち着きのある色彩とすること。
	桜林公園		<ul style="list-style-type: none"> ・桜林公園は、津軽国定公園内に位置している。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある桜など自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	岩木山総合公園 ・石坂洋次郎文学碑		<ul style="list-style-type: none"> ・石坂作品に数多く登場した岩木山の麓で、青い山脈が一望できる場所。 ・岩木山総合公園からの眺めは、旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山と桜並木の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・桜並木や岩木山など自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	嶽高原		<ul style="list-style-type: none"> ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	常盤野農村公園の ミズバショウ沼		<ul style="list-style-type: none"> ・津軽国定公園内に位置している。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山とミズバショウ沼の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある自然の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	ロマントピア そうま		<ul style="list-style-type: none"> ・県のふるさと眺望点に選定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。
	羽根山 農村公園		<ul style="list-style-type: none"> ・国（環境省）が定めた東北自然歩道「新・奥の細道」のコース上に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。

○表：大切にしたい眺めと景観形成基準

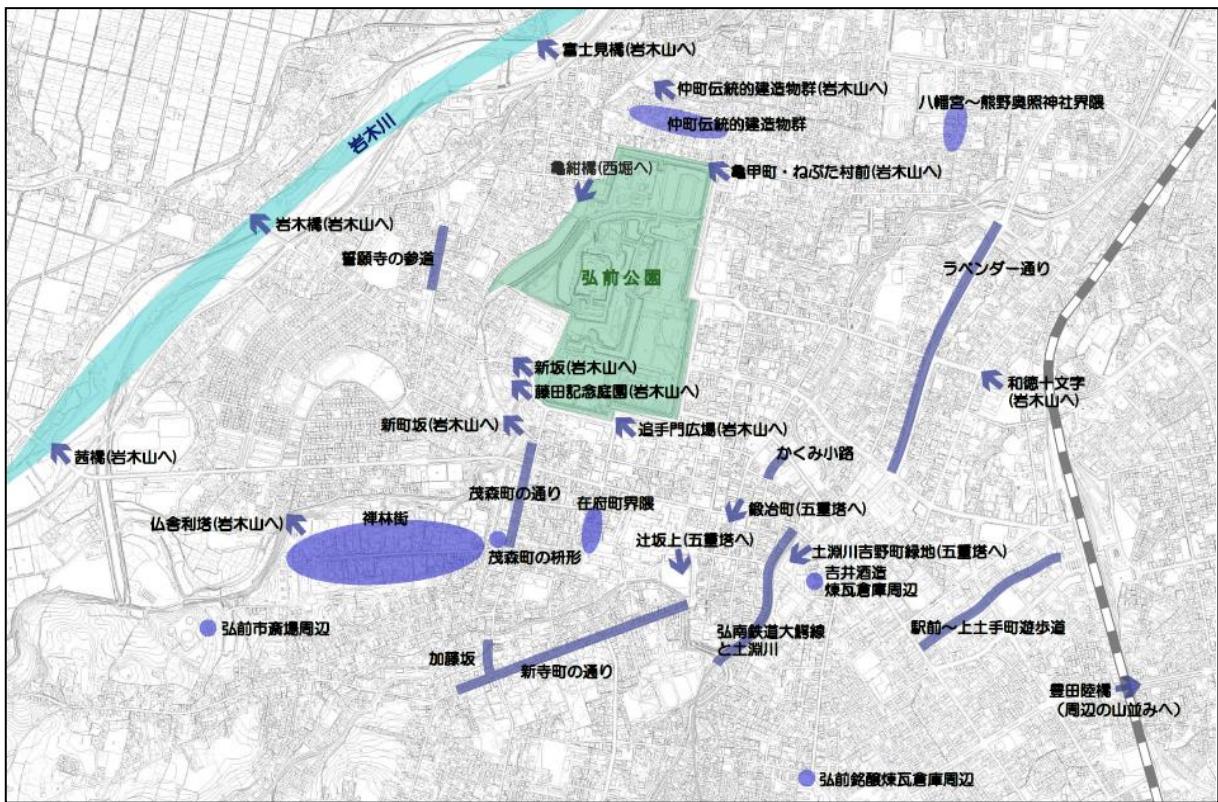
眺望区分	場所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
五重塔の眺め	鍛冶町		<ul style="list-style-type: none"> 鍛冶町は弘前の夜の繁華街。 通りのつきあたりに五重塔が見える。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 繁華街のにぎわいを創出するような意匠・色彩となるよう工夫すること。
	土淵川 吉野町緑地		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に奈良美智作のメモリアルドッグがある。 吉井酒造株式会社弘前れんが倉庫美術館が隣接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 屋根は、勾配屋根を用いるなど、五重塔と調和する形状とし、彩度を抑えるなど落ち着いた色彩となるよう努力すること。
	辻坂上		<ul style="list-style-type: none"> 前景となる土壘は国指定史跡新寺構内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 新寺構の土壘との連続性に配慮した高さとなるよう努力すること。 屋根は、勾配屋根を用いるなど、五重塔と調和する形状とし、彩度を抑えるなど落ち着いた色彩となるよう努力すること。
山並みの眺め	豊田陸橋		<ul style="list-style-type: none"> 東方に八甲田山、南方に大鰐山地がつらなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を取り囲む山並みの稜線を遮らない高さとすること。 山並みとの調和に配慮した色彩とすること。
	陸上自衛隊 弘前駐屯地		<ul style="list-style-type: none"> 市街地を一望でき、夜景も美しい場所。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮した規模とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとすること。
市街地の眺め	久渡寺		<ul style="list-style-type: none"> 久渡寺は、津軽を代表する民間信仰神・オシラサマ（国無形民俗文化財）の寺として知られ、藩政時代は、弘前藩の祈願所であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとすること。
	弥生 (いこいの 広場前)		<ul style="list-style-type: none"> 昼間の眺望のほか、夜景も美しい場所である。 オートキャンプ場やピクニック広場などがあり、市民に親しまれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮した規模とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとすること。
	愛宕山		<ul style="list-style-type: none"> 愛宕山には弘前歴代藩公祈願所だった愛宕山橋雲寺がある。 昭和3年に当時の新聞社が選定した津軽十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのあるりんご園や水田、市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとすること。
その他	亀絹橋 から見る 弘前公園西濠		<ul style="list-style-type: none"> 亀絹橋は、弘前公園の北西にあり、市「趣のある建物」である旧紺屋町屯所も隣接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成重点地区の後背地では、亀絹橋から眺める桜並木の背景に見えない高さとすること。

○地図：大切にしたい場所・眺め

【広域図】



【弘前公園周辺拡大図】



(3) 景観形成重点地区（2カ所）

弘前ならではの景観を守りはぐくむため、景観づくりを重点的に進めていく地区を、景観形成重点地区として指定します。

景観形成重点地区での建築物の建築や工作物の建設などの行為については、規模を限定せず、原則すべての行為を届出の対象とし、良好な景観づくりのための景観形成基準をきめ細やかに定めます。

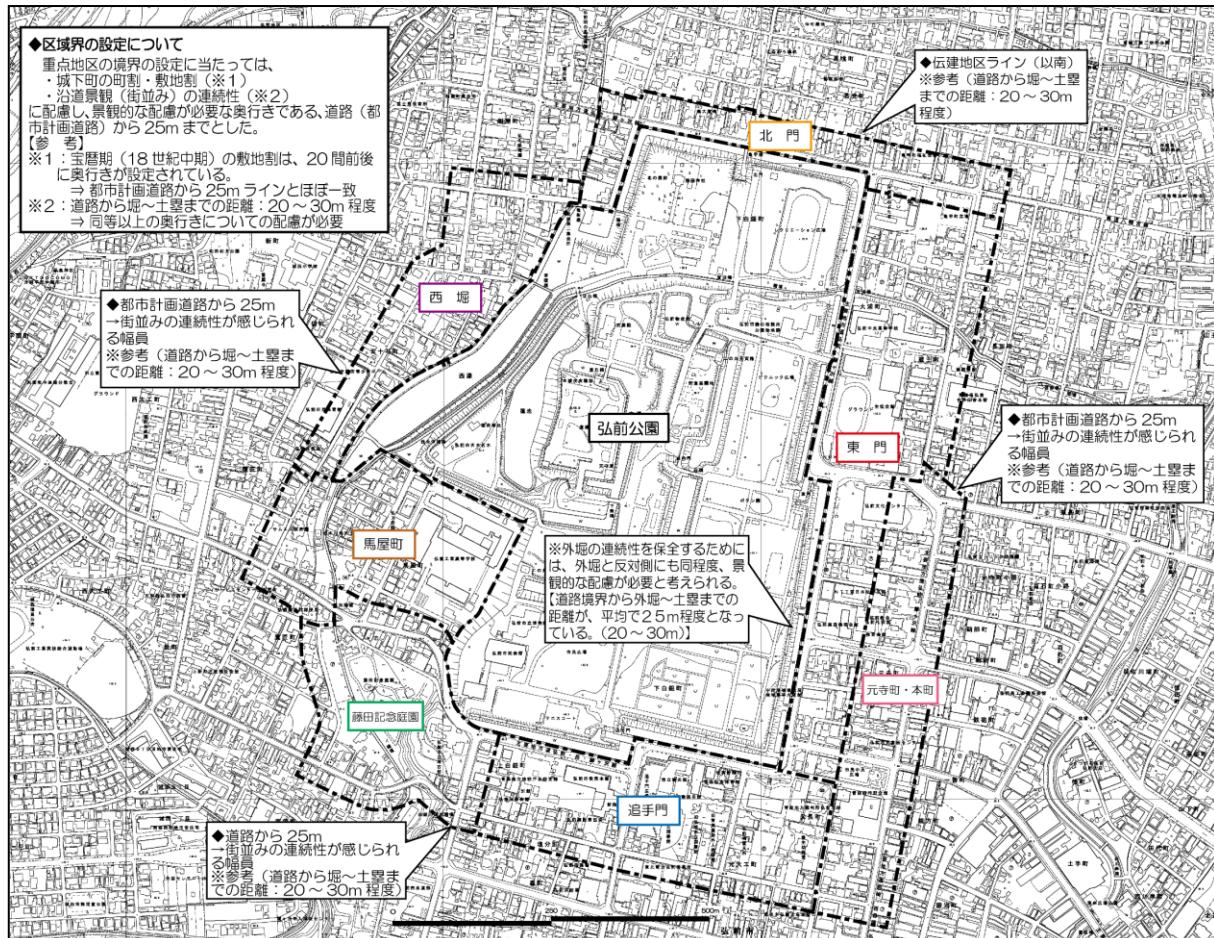
また、今後、景観づくりに対する住民意識の醸成の度合いを見ながら、重点的な取組みが必要と判断される場合は、大切にしたい場所などから追加指定していきます。

<景観形成重点地区の位置、名称及び景観形成基準等>

景観形成重点地区

①お城まわり地区

ア) 位置



*建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。

【地区の概況】

弘前藩の城下町として 17 世紀初頭に建設された弘前市において、弘前公園や仲町伝統的建造物群保存地区を中心に、弘前城下町の発祥の地として、その歴史的な趣を最もよく残している地区です。

弘前公園は、弘前城跡として国指定史跡であるとともに都市公園でもあり、市民の憩いの場として、また、市の文化観光の中心地として、緑あふれる景観をつくっています。

地区には、藩政時代の建造物や街並みだけではなく、旧第五十九銀行本店本館（青森銀行記念館、重要文化財）や三上ビル（旧弘前無尽社屋、登録有形文化財）などの明治・大正期の洋風建築や、弘前市民会館や弘前市庁舎、青森県立弘前中央高校講堂などの前川國男による建造物群など、各時代に渡る建物や街並みが共存しています。

イ) 届出対象行為

行為の種類	届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)	当該行為に係る建築面積10m ² を超えるもの 又は、新築、増築、改築で、高さが10mを超えるもの
垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
煙突、排気塔その他これらに類するもの	
物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
自動車車庫の用途に供する立体的施設	高さ1.5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが1.5m、又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)
街路灯及び照明灯	又は築造面積10m ² を超えるもの
彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
橋りょうその他これに類するもの	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
自動販売機	
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000m ² を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	行為によって生じる法面又は擁壁の高さ5m
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)	又は面積1,000m ² を超えるもの
水面の埋立又は干拓	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5m又は面積1,000m ² を超えるもの

※1及び※2 に掲げる行為のうち、

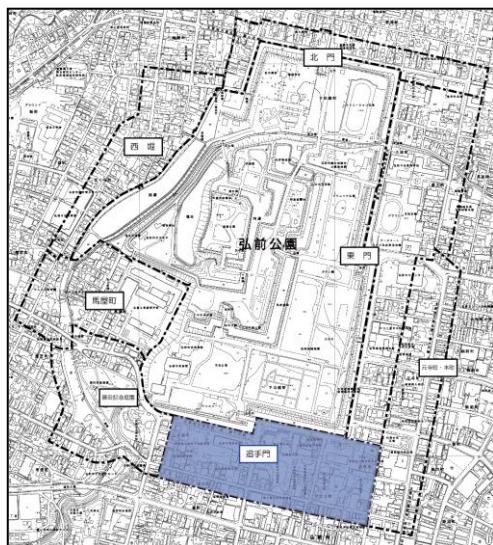
①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さをいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

ウ) 景観形成基準など

地区内の特性に応じて7つのエリアに分け、それぞれに良好な景観づくりのための景観形成基準を定めます。

a) 追手門エリア



[エリアの特徴]

観光拠点である弘前公園の玄関口の追手門とともに、市役所、裁判所、観光館、図書館など各種公共施設の集積した地区。

[景観づくりの方向性・方針]

歴史と緑（桜）と堀の調和に配慮し、政治・文化の中心として風格のある都市景観の形成を図る。

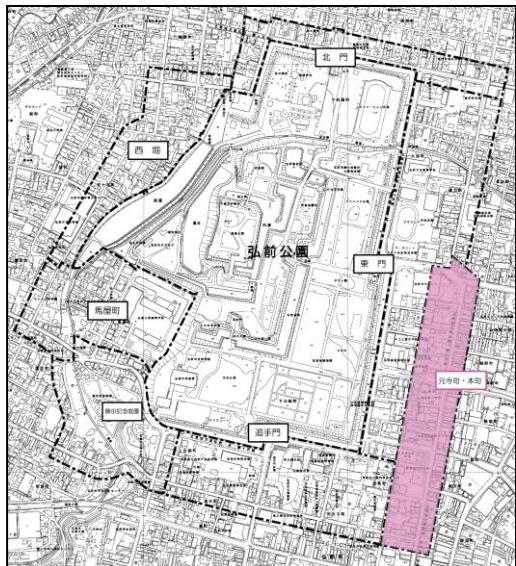


[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> 外堀に面する場合は、外堀と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。 追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 外堀の緑（桜）との調和に配慮した高さとすること。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない高さとすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 城下町弘前の歴史・文化を象徴する地区にふさわしい落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。 弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着きのある色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくならないよう工夫すること。 屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

b) 元寺町・本町エリア

[エリアの特徴]



弘前公園と土手町などの商業地に挟まれ、歴史的街並みと現代的街並みの双方の特徴を有する地区。

[景観づくりの方向性・方針]

歴史的な資源と現代的な資源の調和に配慮し、古今・和洋の要素が融合する都市景観の形成を図る。

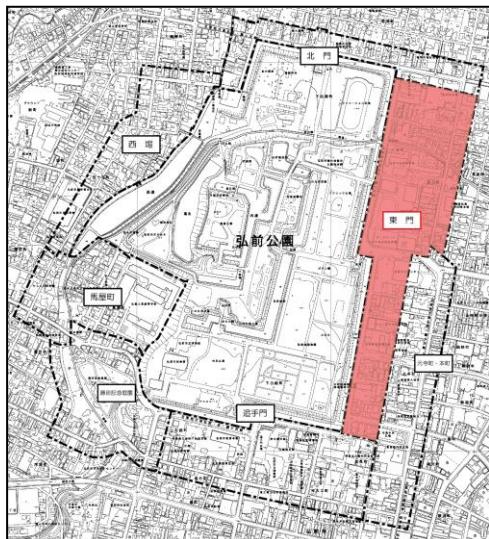


[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	・東門エリアとのつながりや、古今・和洋の建築物との調和に配慮した高さとなるよう努力すること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。
	形態意匠	・古今・和洋の要素が混在している通り景観の魅力を高めるため、通りからの見え方を意識した形態意匠とすること。 ・優れた景観資源と融合するデザイン性の高い先導的な形態意匠となるよう努力すること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくならないよう工夫する。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努力すること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とするよう努めること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

c) 東門エリア

[エリアの特徴]



城下町の街並みの中にとけ込むように多くの公共施設が立地し、また、弘前公園外堀の緑（桜）が歴史を感じさせる地区。

[景観づくりの方向性・方針]

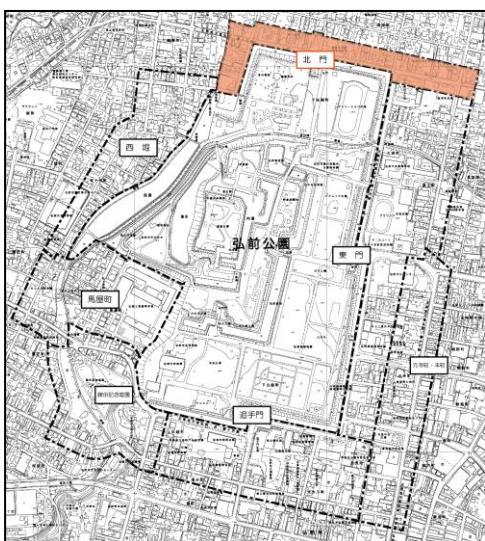
歴史を感じさせる弘前公園の緑（桜）と堀の調和に配慮し、潤いと落ち着きのある都市景観の形成を図る。



[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> 外堀に面する場合は、外堀と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 外堀の緑（桜）との調和に配慮した高さとすること。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 周囲の建築物との調和に配慮し、街並みから突出した高さとならないこと。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する商業地や住宅地の街並みとの連続性に配慮し、落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。 弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着きのある色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくならないよう工夫すること。 屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

d) 北門エリア



[エリアの特徴]

伝統的建造物群保存地区に隣接し、石場家住宅（重要文化財）や川崎染工場（市「趣のある建物」）など歴史的な風情を色濃く残す地区。

[景観づくりの方向性・方針]

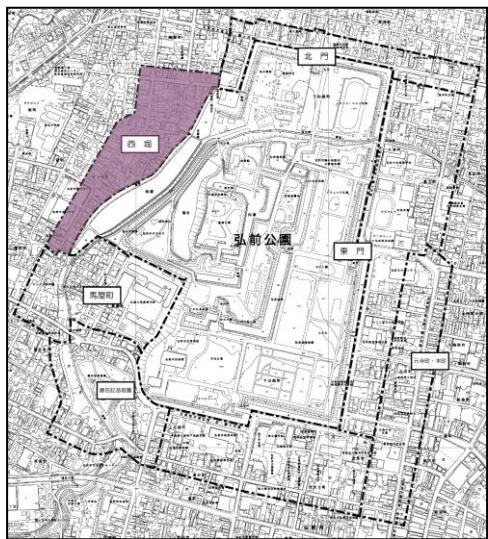
弘前公園の堀や緑（桜）と調和し、背景に岩木山を望むこみせを活かした道路景観の形成を図る。



[景観形成基準]

建築物・工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・こみせのある街並みに配慮し、建築物の壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。 ・ねぷた村前からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・外堀の緑（桜）との調和に配慮した高さとすること。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 ・ねぷた村前からの岩木山の眺めを阻害しない高さとすること。 ・こみせのある街並みに配慮し、道路に面する部分の高さをそろえるよう努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する伝建地区の歴史的風致に配慮し、伝統的な形態及び意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着きのある色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 ・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくならないよう工夫すること。 ・屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その 他	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 ・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

e) 西堀エリア



[エリアの特徴]

西堀の優れた歴史的景観を背景とする閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。

[景観づくりの方向性・方針]

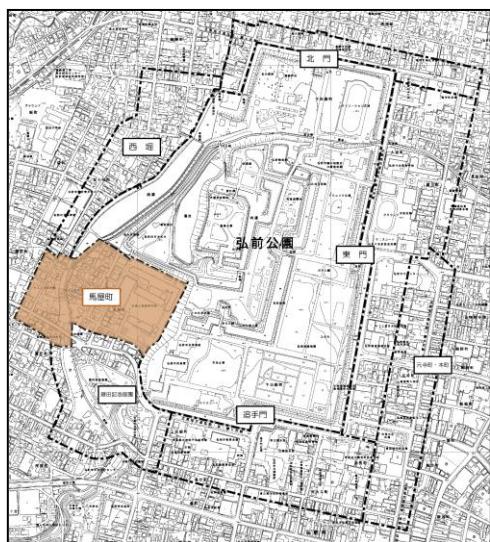
西堀と緑（桜）を背景とした、歴史を感じられる閑静な住宅地景観の形成を図る。



[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮した位置すること。 弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑（桜）との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園の緑（桜）との調和に配慮した高さとすること。公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 春陽橋からの西堀の眺めを阻害しない高さとすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。 弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着きのある色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくならないよう工夫すること。 屋根は、黒・茶などの落ち着いた色彩とすること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

f) 馬屋町エリア



[エリアの特徴]

西堀と藤田記念庭園を結ぶ位置にある閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。

[景観づくりの方向性・方針]

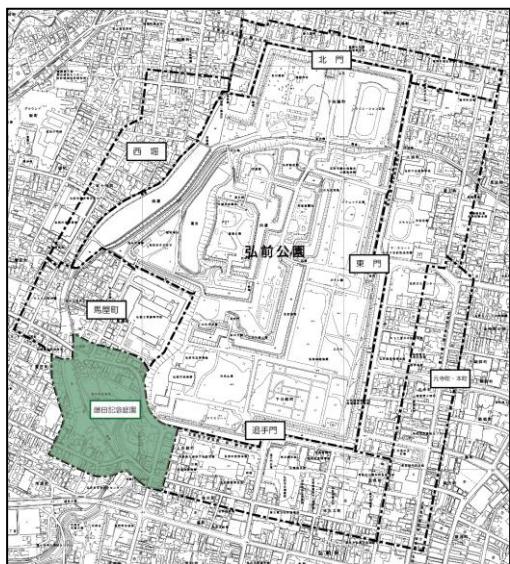
西堀と藤田記念庭園に挟まれた、歴史を感じられる閑静な住宅地景観の形成を図る。



[景観形成基準]

建築物・工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連續性に配慮した位置とすること。 弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑(桜)との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園の緑(桜)との調和に配慮した高さとすること。公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 春陽橋からの西堀の眺めを阻害しない高さとすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な家屋が残る街並みの連續性に配慮し、落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。 弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着きのある色彩とすること。ただし、公園の緑(桜)と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくならないよう工夫すること。 屋根は、黒・茶などの落ち着いた色彩とすること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連續性に配慮し、生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

g) 藤田記念庭園エリア



[エリアの特徴]

藤田記念庭園を中心とした豊かな緑との調和が求められる地区。昔ながらの坂道が、地区の特徴のひとつとなっている。

[景観づくりの方向性・方針]

藤田記念庭園の緑を背景とした歴史を感じられる閑静な道路景観の形成を図る。



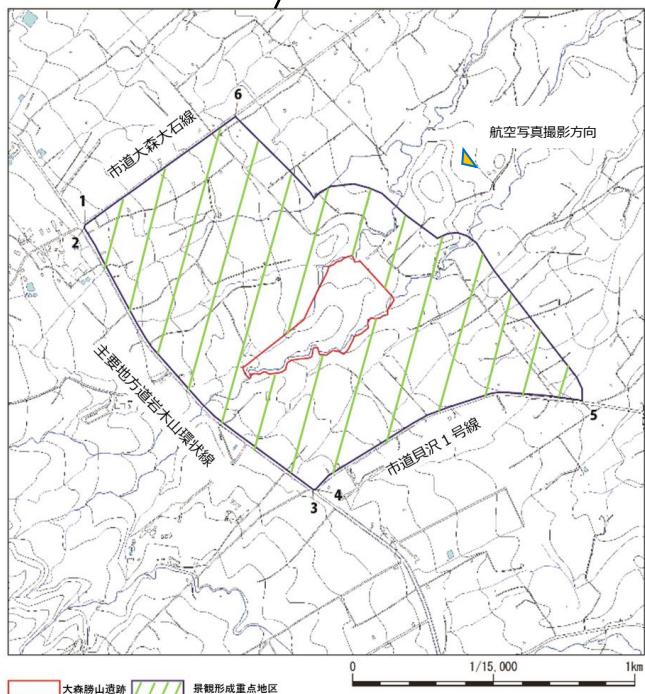
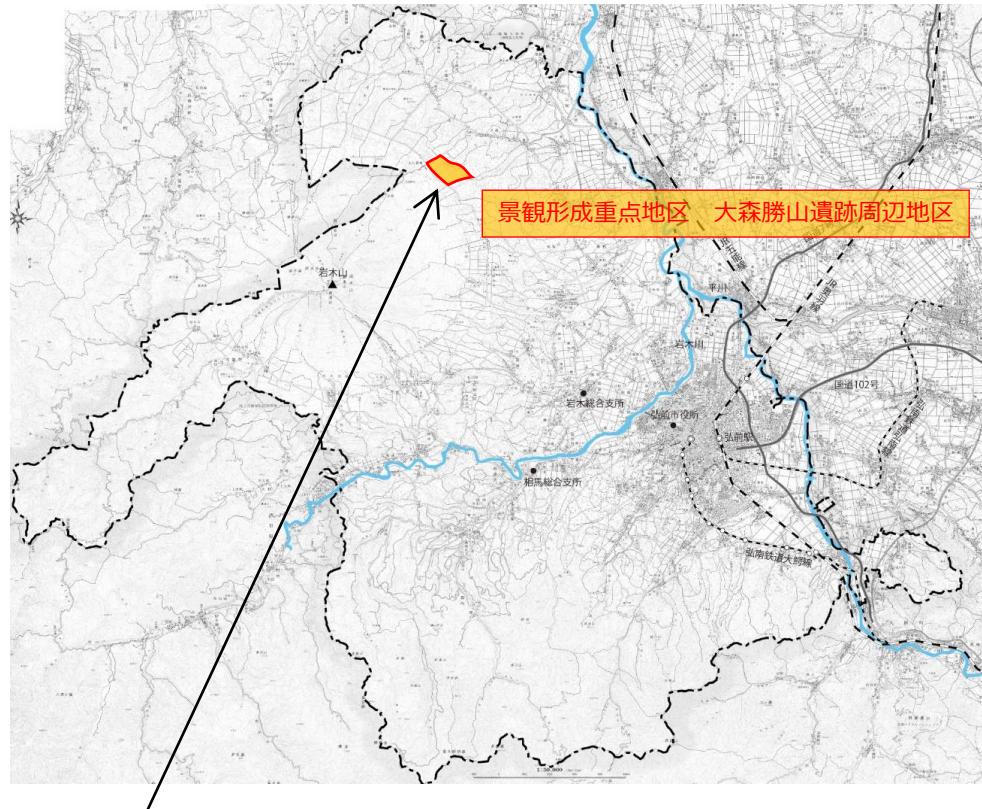
[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園と藤田記念庭園の緑のつながりに配慮した位置とすること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。 新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮した位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園と藤田記念庭園の緑とのつながりを著しく遮らない高さとすること。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮し、建築物等の高さをそろえるよう努めること。 春陽橋からの西堀の眺めを阻害しない高さとすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。 弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着きのある色彩とすること。ただし、公園の緑(桜)と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくならないよう工夫すること。 屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

景観形成重点地区

②大森勝山遺跡周辺地区

ア) 位置



【区域の境界】

1 - 2	主要地方道岩木山環状線と市道大森大石線の交点 道路境界線（東側）
2 - 3	主要地方道岩木山環状線 道路境界線（東側）
3 - 4	主要地方道岩木山環状線と市道貝沢1号線の交点 道路境界線（北側）
4 - 5	市道貝沢1号線 道路境界線（北側）
5 - 6	遺跡へのアクセス道路（計画中） 境界線から北東へ100m
6 - 1	市道大森大石線 道路境界線（北側）

※建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。

【地区の概況】

大森勝山遺跡は縄文時代の環状列石を有する国指定史跡です。遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物が視界に入らず、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されています。

「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」において、史跡周辺に緩衝地帯が定められており、この区域は史跡周辺で、史跡と一体となって景観を形成する区域であり、現状の景観の保全が史跡景観の保護に重要な地区です。

イ) 届出対象行為

行為の種類	届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)	当該行為に係る建築面積10m ² を超えるもの 又は、新築、増築、改築で、高さが10mを超えるもの
垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設 煙突、排気塔その他これらに類するもの 物見塔、電波塔その他これらに類するもの 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの 自動車車庫の用途に供する立体的施設 街路灯及び照明灯 彫刻、記念碑その他これらに類するもの 橋りょうその他これに類するもの 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの 自動販売機 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ1.5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが1.5m、又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積10m ² を超えるもの
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000m ² を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く) 水面の埋立又は干拓 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為によって生じる法面又は擁壁の高さ5m 又は面積1,000m ² を超えるもの 高さ5m又は面積1,000m ² を超えるもの

※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さをいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

ウ) 景観形成基準など

「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」及び「縄文遺跡群包括的保存管理計画」に定められている緩衝地帯は、史跡と一体となって景観を形成する地区です。景観の保全が史跡景観の保護に重要であるため、緩衝地帯全域を重点区域とし、きめ細かな景観形成基準を設定します。

【景観形成基準】

建築物・工作物	配 置	・緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退とともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。 ・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとすること。
	規 模	
	形態意匠 色彩	緩衝地帯では史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。
開発行為・土地の形質の変更	その他	史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること。

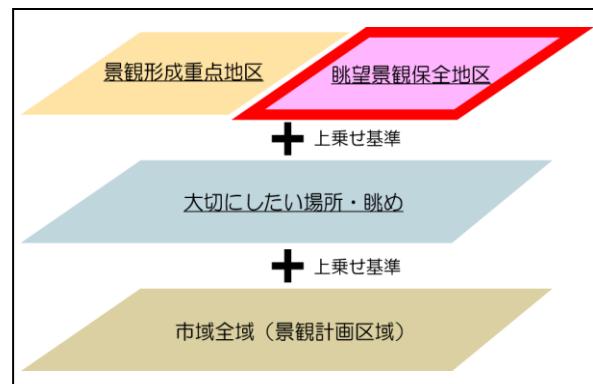
(4) 眺望景観保全地区（3カ所）

弘前ならではの眺望景観を守りはぐくむため、眺めの保全を重点的に進めていく地区を、眺望景観保全地区として指定します。

眺望景観保全地区では、視点場と視対象を定め、眺めを保全するために必要な建築物と工作物の高さ制限などを設けます。

また、今後、眺望景観の保全に対する住民意識の醸成の度合いを見ながら、重点的な取組みが必要と判断される場合は、大切にしたい眺めなどから追加指定していくものとします。

○図：景観形成基準の上乗せのイメージ



<眺望景観保全点地区の位置、名称及び景観形成基準等>

眺望景観保全地区

①弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区

【地区の概況】

岩木山は、市内の至る所から眺望できる、弘前のシンボル的な存在で、「お山参詣」など、古くから信仰の対象にもなっています。

特に弘前城本丸と城西大橋からの岩木山は、市民アンケートで「大切にしたい」との回答が大変多いなど、市民に親しまれている眺望であり、また、弘前公園や藤田記念庭園などとともに、観光客にも楽しんでもらえる景観となっています。

弘前城本丸は、市民憩いの場であり、弘前市を代表する観光資源である弘前公園に位置し、多くの観光客や市民が訪れる視点場です。

城西大橋は、通勤・通学で多くの市民が行き来する場所であり、弘前公園と禅林街という弘前市を代表する観光資源を結ぶルートから近く、南北に広く視界が開け、岩木山を広範囲で眺望できる視点場です。

ア) 眺望確保範囲

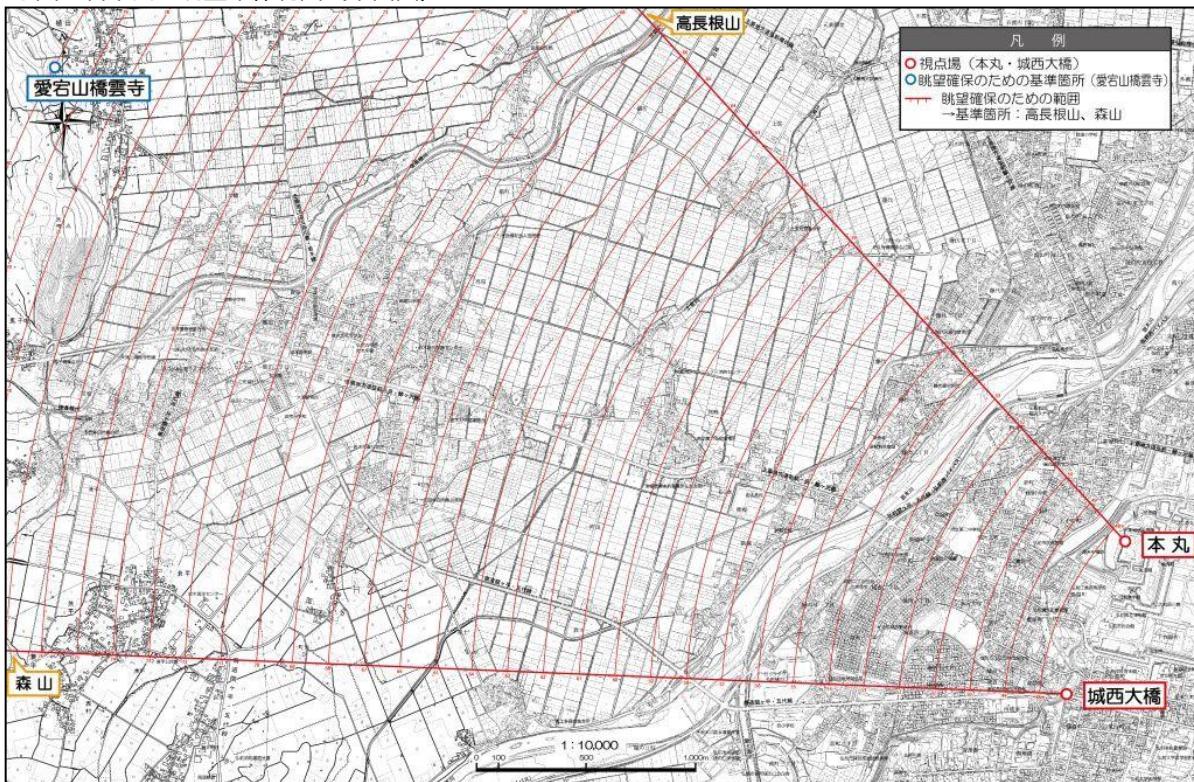
城西大橋から岩木山を眺めたときに、北端の高長根山と南端の森山に挟まれた範囲で、少なくとも愛宕山（橋雲寺を基準）の眺望を確保するものとします。

○図：岩木山の眺望確保範囲

岩木山への眺望を確保する範囲

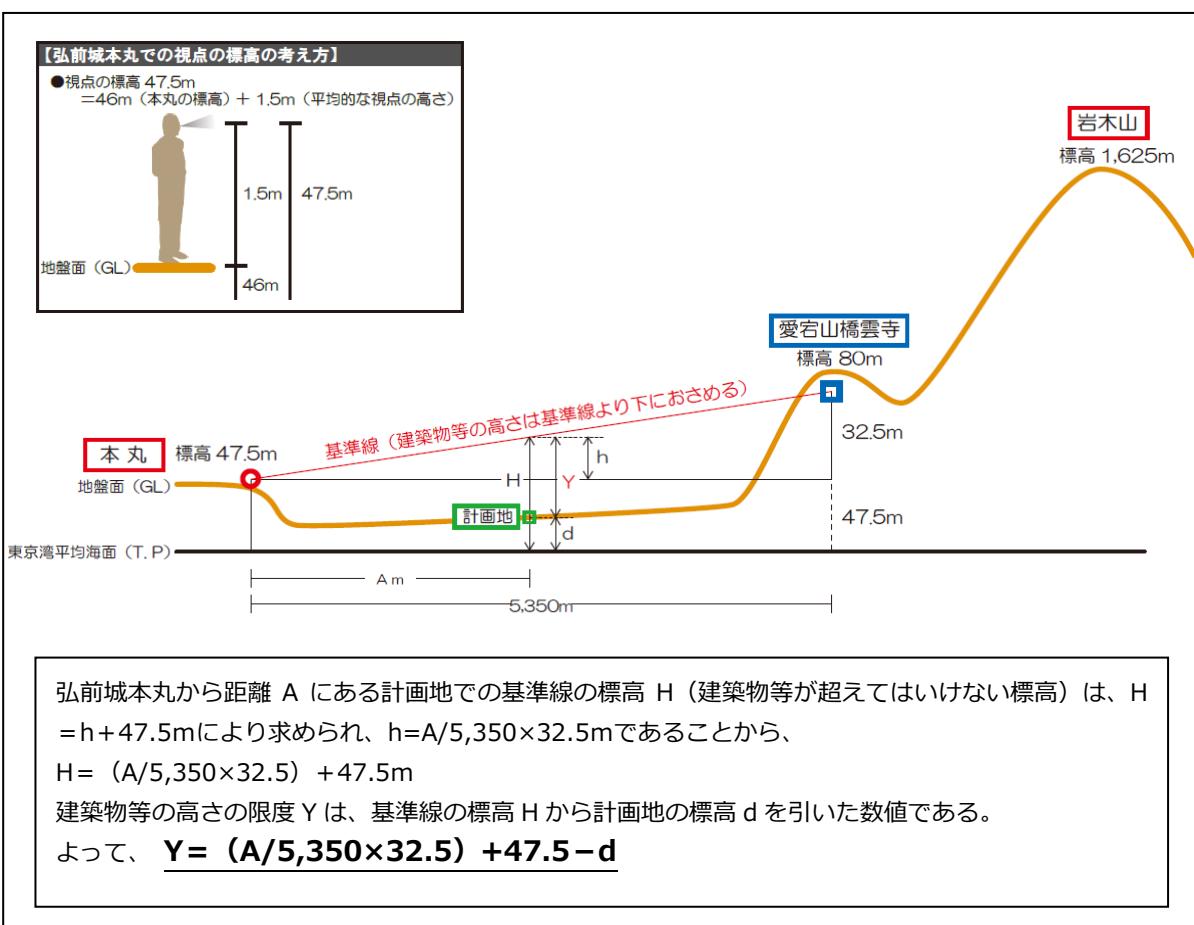


○図：岩木山の眺望確保範囲（平面図）



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

○図：建築物等の高さの限度の求め方（参考）



イ) 届出対象行為

行為の種類	届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)	高さ10m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの 高さ5m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設
	煙突、排気塔その他これらに類するもの
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
	自動車車庫の用途に供する立体的施設
	街路灯及び照明灯 高さ10m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの
	橋りょうその他これに類するもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの
	発電所、変電所その他これらに類するもの 高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 高さ14m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)	行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000m ² を超えるもの
水面の埋立又は干拓	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5m 又は面積1,000m ² を超えるもの

1、※1及び※2 に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

3、工作物の高さは、工作物が建築物に付設される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。

※景観形成重点地区内の行為については、景観形成重点地区の届出規模が優先します。

ウ) 景観形成基準

建工 築作物	規 模	<ul style="list-style-type: none"> 弘前城本丸から眺めたときに岩木山のすそ野までの眺望が確保できる、標高80m以上が隠れない高さとすること。(※) 弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない規模とすること。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮し、弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない色彩とすること。

※計画地での建築物等の高さ制限が10m以下となる場合（架空電線用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものは14m以下となる場合）は除く。

【標高 80m を高さ基準とした背景】

弘前城本丸から岩木山を眺望した時に、岩木山のすそ野までの眺望がほぼ確保できる高さが、標高 80mです。

この標高 80mの地点にある愛宕山橋雲寺には、為信が安置した西北鎮護の仏「厨子入愛宕権現像」があり、弘前市の歴史的景観にとって重要な場所となっています。

眺望景観保全地区

②蓬萊橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区

【地区の概況】

最勝院五重塔は、新寺町寺院街の東の入口にあり、重要文化財として指定されている五重塔の中では日本最北に位置しています。市内有数の観光名所となっているほか、市民にも古くから愛されており、毎年7月に催される最勝院・八坂神社宵宮は、市内最大規模の出店や人出でにぎわいます。

特に蓬萊橋から見る五重塔は、現在ではその一部が視認できる程度ですが、土手町やその周辺に建物が増えた戦後まもなくまではほぼその全貌を眺めることができ、街なかに居ながら歴史の奥深さを感じることができます。弘前ならではの眺望景観でした。

蓬萊橋がある土手町は、市の中心商店街であり、現在多くの市民や観光客が訪れる場所であるため、市民の景観への意識を高める上で、さらに観光客へ五重塔を観光資源としてアピールする上で、重要な視点場となりうるものです。

蓬萊橋からの五重塔の眺めを眺望景観保全地区として指定することにより、弘前市の眺望景観のシンボルとして、積極的に守り育てていきます。

また、市では、眺望を阻害している電柱・電線類について、移設などを行い、良好な五重塔の眺望を確保することについて検討していきます。

ア) 眺望確保範囲

蓬萊橋から五重塔を眺めたときに、五重塔を中心とした半径20mの範囲で、五重塔の最上部の相輪（尖塔）および四重（上から2層目）の壁面までの眺望を確保するものとします。

○図：五重塔の眺望確保範囲

・蓬萊橋西端から2.5m地点での見え方



・蓬萊橋西端から6.5m地点での見え方



・蓬萊橋中央（両端から8.5m地点）での見え方

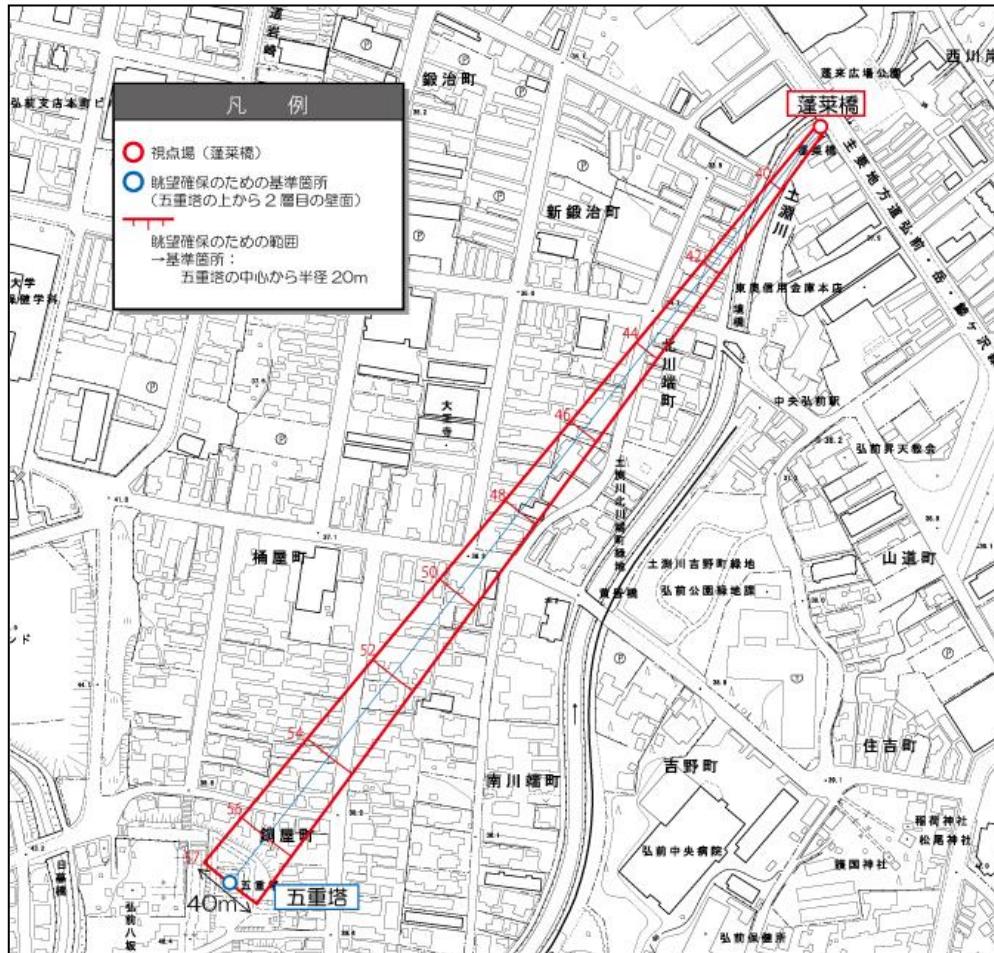


・蓬萊橋東端から5.3m地点での見え方



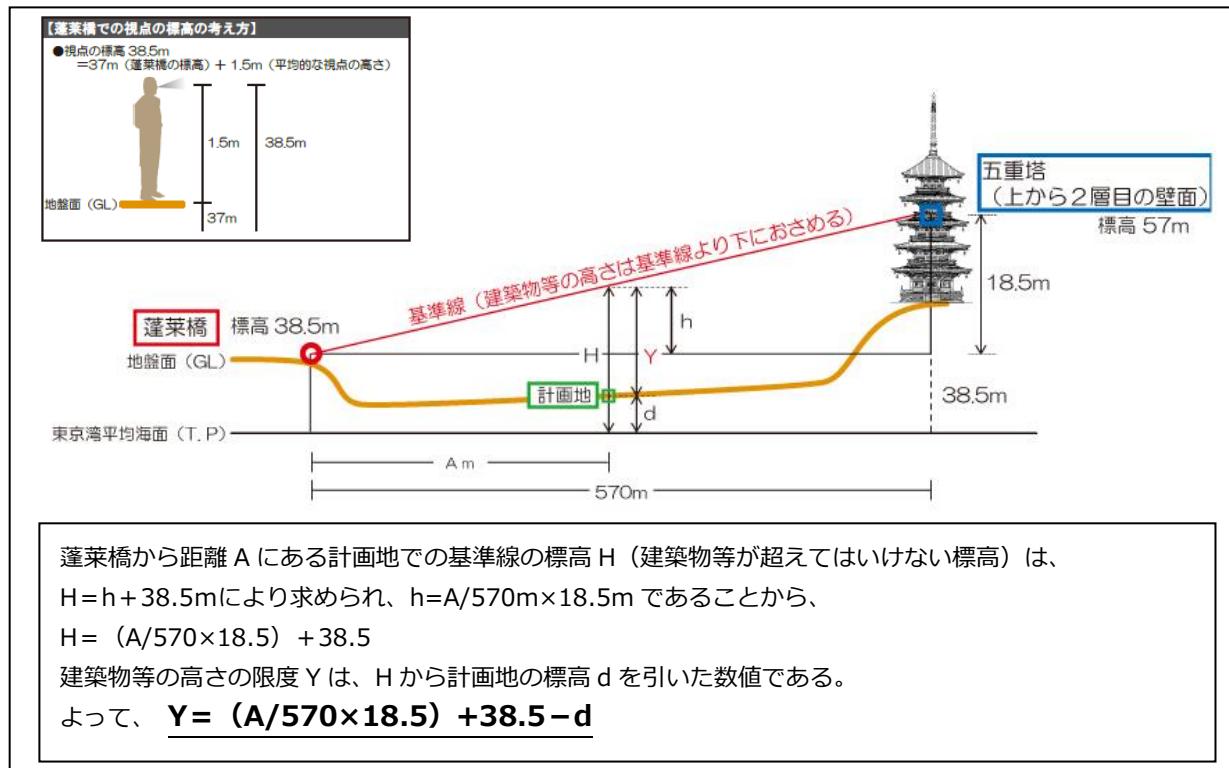
第6章 景観づくりのルール

○図：五重塔の眺望確保範囲（平面図）



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

○図：建築物の高さの限度の求め方（参考）



イ) 届出対象行為

行為の種類	届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)	高さ8m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
煙突、排気塔その他これらに類するもの	
物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
自動車車庫の用途に供する立体的施設	高さ8m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
街路灯及び照明灯	
彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
橋りょうその他これに類するもの	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ14m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000m ² を超えるもの
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)	
水面の埋立又は干拓	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5m 又は面積1,000m ² を超えるもの

1. ※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2. 建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

3. 工作物の高さは、工作物が建築物に付設される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。

ウ) 景観形成基準

建工 築作 物物	規 模	・蓬莱橋から眺めたときに上から2層目の壁面までの五重塔の眺望が確保できる高さとすること。 ・蓬莱橋から五重塔の眺めに違和感を与えない規模とすること。
	色 彩	・周辺の街並みとの調和に配慮し、蓬莱橋からの眺めに違和感を与えない色彩とすること。

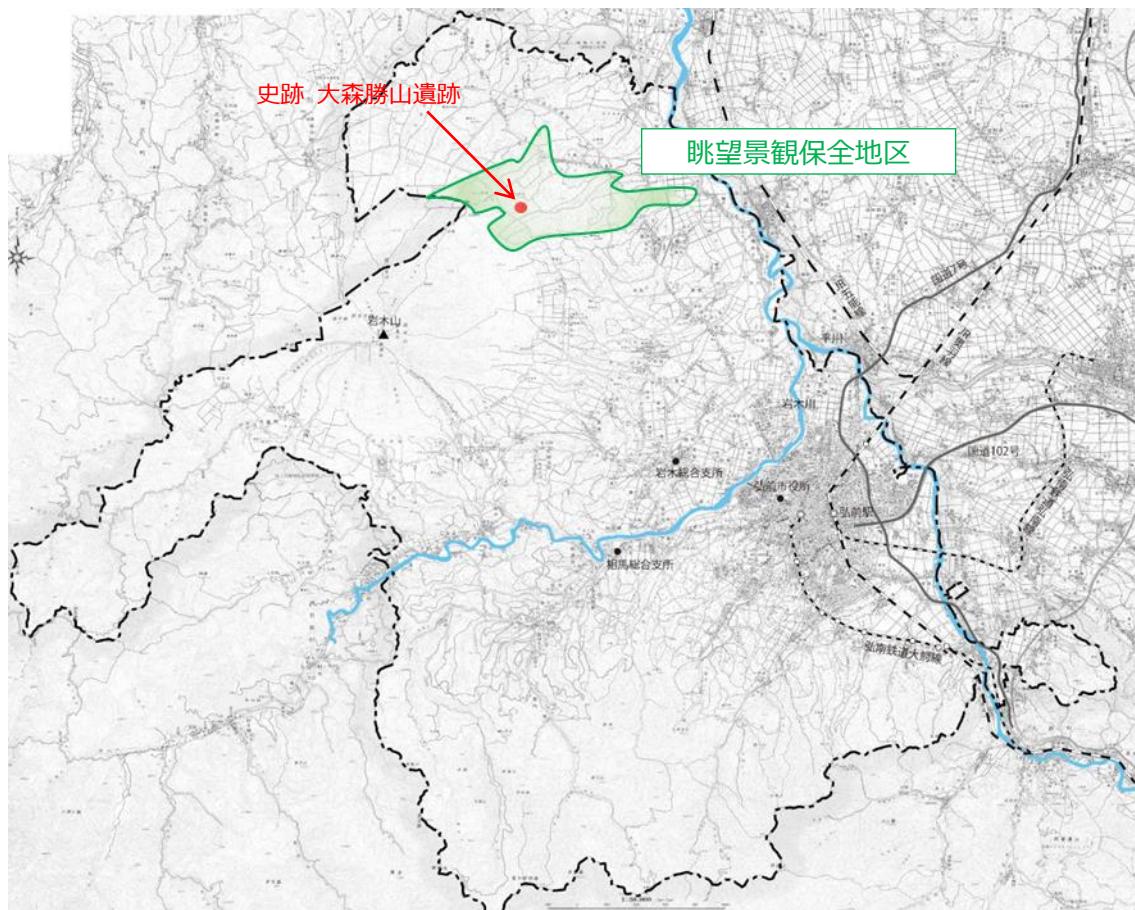
眺望景観保全地区

③大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区

【地区の概況】

大森勝山遺跡は縄文時代の環状列石を有する国指定史跡です。

遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されています。



ア) 眺望確保範囲

遺跡から周辺 360 度を眺めたときに、樹木の背景に人工物が見えないよう眺望を確保するものとします。

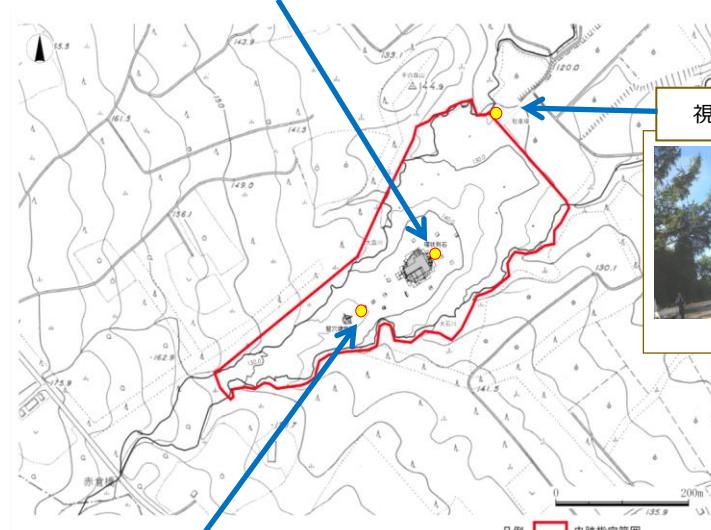
視点場① 環状列石から



南西（岩木山）方向の眺め



北東（大森・貝沢）方向の眺め



視点場③ 史跡出入り口から



北東（大森・貝沢）方向の眺め

視点場② 壺穴式建物跡から



南西（岩木山）方向の眺め



北東（大森・貝沢）方向の眺め

<大森勝山遺跡からの眺望景観保全地区の考え方>

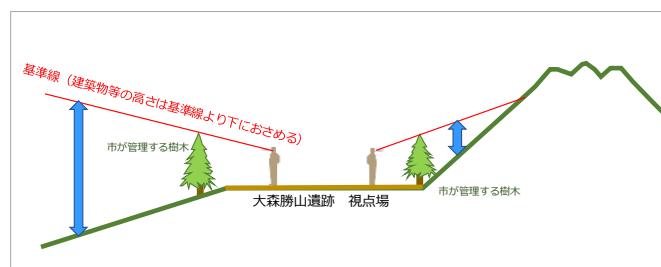
遺跡周辺の市が管理する樹木をひとつのスクリーンとしてとらえ、遺跡内の視点場（視線の高さ 1.5m）を設定し史跡内からの見えかたを基準とし、そこから周囲 360 度、人工物が見えないことを原則とします。

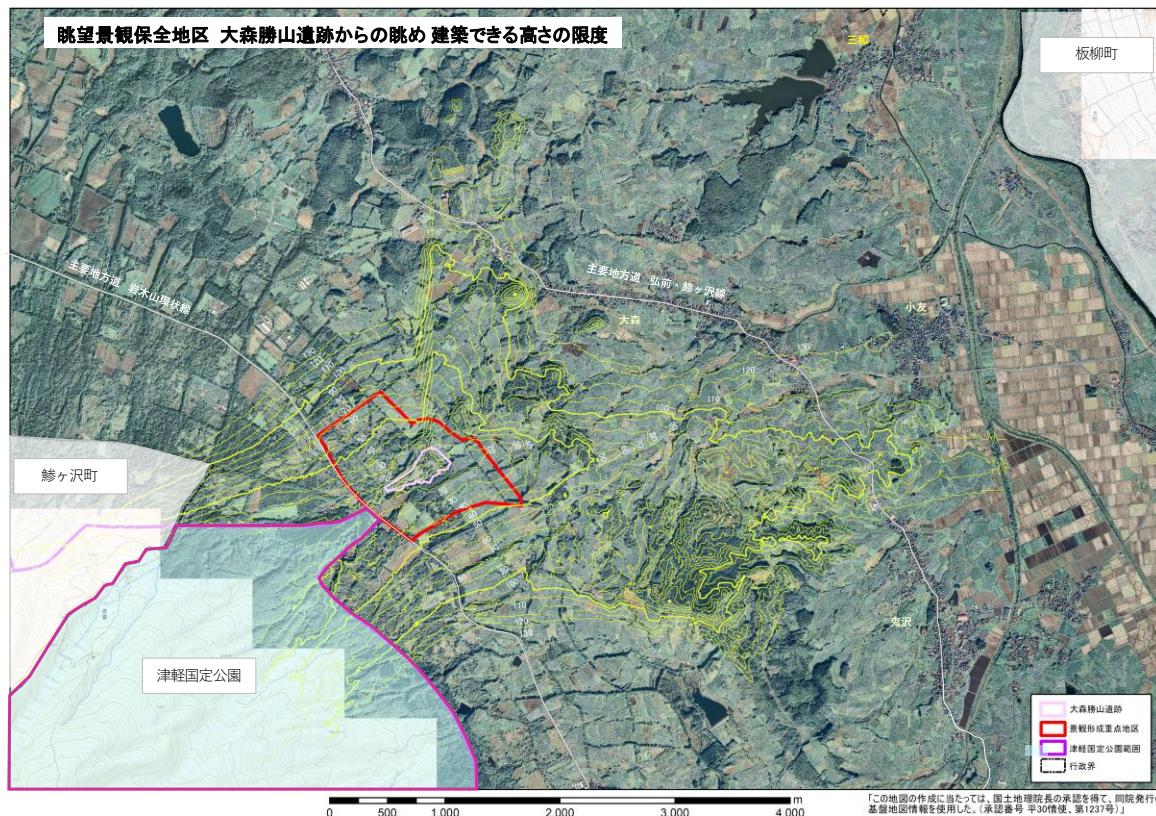
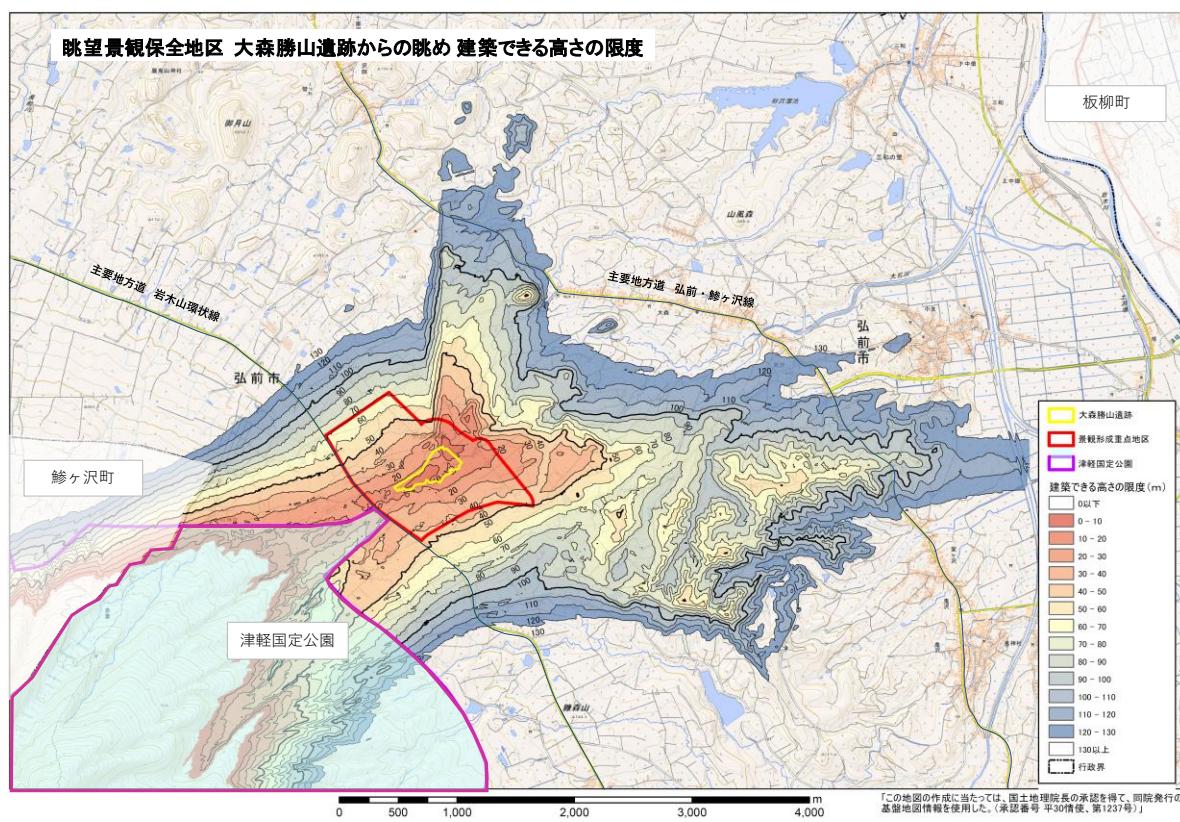
○図：建築物の高さの限度の考え方イメージ

視点場① 史跡内の環状列石から

視点場② 史跡内の壺穴式建物跡から

視点場③ 史跡への出入口から





イ) 届出対象行為

行為の種類	届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)	高さ13m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの 高さ5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが5m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設
	煙突、排気塔その他これらに類するもの
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
	自動車車庫の用途に供する立体的施設
	街路灯及び照明灯
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの
	橋りょうその他これに類するもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの
	発電所、変電所その他これらに類するもの
	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積3,000m ² を超えるもの
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)	
水面の埋立又は干拓	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5m 又は面積1,000m ² を超えるもの

1、※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

※景観形成重点地区内の行為については、景観形成重点地区の届出規模が優先します。

ウ) 景観形成基準

建築物・ 工作物	配 置	・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に 見えない高さとすること。
	規 模	

第7章 屋外広告物のルール (景観法第8条第2項第4号イ関係)

1. ルール設定の考え方

屋外広告物は、さまざまな情報を提供してくれたり、街を活気づけてくれたりしますが、無秩序に表示・設置されると、良好な景観が損なわれる可能性があります。

そこで、建築物や工作物とともに、屋外広告物についても、表示・設置に関するルール（誘導基準）を定めます。表示面積などの具体的な基準については、景観計画に即し、弘前市屋外広告物条例に定めます。

2. 屋外広告物のルール

屋外広告物の表示・設置について、良好な景観の形成のために必要なルールを次のとおり定めます。

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観特性や景観づくりの方針を考慮すること。 景観形成重点地区、眺望景観保全地区、大にしたい場所・眺めに該当する場所では、それぞれの地区に定められた景観形成基準に適合すること。
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。 道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。 主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。 歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。 現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。 表示内容の整理・集約（集合化）など表現を工夫し、必要最小限の規模とするよう努めること。 景観形成重点地区では、弘前公園内及び大森勝山遺跡から見えない配置・規模とすること。 眺望景観保全地区（弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区及び蓬萊橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区）では、定められた視点場から表示内容が見えない配置・規模とするよう努めること。 眺望景観保全地区（大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区）では、定められた視点場から見えない配置・規模とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然景観や背景となる景観との調和に配慮し、違和感のない形態意匠とすること。 周辺や通り沿いで特徴ある街並みがある場合は、その連続性に配慮した形態意匠とすること。 周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に努めること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。 歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
照明	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然景観や街並みに配慮し、照明機器は必要最小限とするよう努めること。 照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにすること。

第8章

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

地域のシンボルとして親しまれている建造物（建築物及び工作物）や樹木は、個性豊かで魅力的な景観づくりに大きな役割を果たしています。

市では、地域のシンボルとなる景観資源を保全するため、これまで独自に取り組んできた建造物や樹木の保全の取り組みと連携を図りつつ、景観法による景観重要建造物・景観重要樹木制度を活用していきます。

1. 景観重要建造物の指定の方針

これまで、学術上特に価値の高い建造物は、文化財保護法や、県や市の文化財保護条例により、文化財として保全の措置が講じられてきました。また、市では、「弘前市趣のある建物」指定制度を創設し、文化財には指定されていないものの、弘前市の風情を醸し出している古い建物の保全と活用に努めてきました。

景観法に基づく景観重要建造物制度は、学術的に価値の高い建造物に限らず、景観上の特徴を有する建造物を広く指定することができます。

そこで、景観重要建造物については、文化財や「弘前市趣のある建物」などの登録・指定状況や、所有者の意向を踏まえ、景観上、地域のシンボルとなる建造物を指定していきます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から、誰もが容易に見ることができて、地域の良好な景観づくりに寄与している建造物のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを指定することとします。

- ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけているもの
- ・歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有しているもの
- ・市民に親しまれ、愛され、誇りとなっているもの

(2) 景観重要建造物の指定の手続き

指定の際には、景観審議会などの意見を聞くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用などに係る事項を定めることとします。

2. 景観重要樹木の指定の方針

樹木についても、建造物と同様、これまで学術上特に価値の高いものは、文化財保護法や、県や市の文化財保護条例により、天然記念物として保全の措置が講じられてきました。また、市では、「弘前市保存樹木等」の指定制度を創設し、一定規模以上の樹木や樹林などの保全に努めてきました。

景観法に基づく景観重要樹木制度は、学術的に価値の高い樹木に限らず、景観上の特徴を有する樹木を広く指定することができます。

そこで、景観重要樹木については、天然記念物や弘前市保存樹木などの指定状況や、所有者の意向を踏まえ、景観上、地域のシンボルとなる樹木を広く指定していきます。

(1) 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から、誰もが容易に見ることができて、地域の良好な景観づくりに寄与している樹木のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを指定することとします。

- ・樹形に特徴があり、地域の景観上の象徴的な存在であるもの
- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木が景観上の特徴を有しているもの
- ・市民に親しまれ、愛され、誇りとなっているもの

(2) 景観重要樹木の指定の手続き

指定の際には、景観審議会などの意見を聞くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用などに係る事項を定めることとします。

第9章 公共施設の整備の方針

道路や河川、公園などの公共施設は、建築物や工作物などとともに、景観を構成する重要な要素の一つです。そのため、公共施設の整備にあたって配慮すべき方針を定めます。（公立学校や図書館などの公共建築物の整備は、建築物の景観形成基準に従います。）

1. 弘前市の景観と公共施設

弘前市には、城下町特有の桟形や小路を始め、坂道、街なかを流れる河川など、周辺の街並みなどと一体となって、それ自体が景観の主役となる公共施設が存在します。



桟形を残す追手門通り



坂道と沿道の蔵（通称：加藤坂）

また、公共施設は、憩いや交流の拠点として人々に安らぎや潤いを与えているとともに、清掃活動などを通して市民によって支えられています。



桜林公園



寺沢川

さらに、公共施設には、山並みや街並みなどの良好な視点場となり、また、それらの眺めを引き立てる役割があります。例えば、城西大橋から見る岩木山の眺めは、道路の線形や欄干などの色彩、街路灯の配置（岩木山の反対側にのみ設置）などの工夫によって、より良好な景観となっています。

また、禅林街は、道路整備に伴って電線・電柱を杉並木の後ろに隠したことでの一番奥の長勝寺三門まで見通せるようになりました。



城西大橋から見る岩木山



禅林街

2. 公共施設の整備の方針

公共施設は良好な景観づくりにとって重要な要素であり、機能性や安全性、環境などを考慮しながら、周辺の景観に配慮して整備を進めていく必要があります。このことを踏まえ、公共施設の整備の基本的な方針を次のとおりとします。

- ・景観計画による「景観づくりの方針」を踏まえ、「景観形成基準」に配慮する。特に、景観形成重点地区、眺望景観保全地区及び大切にしたい場所・眺めでは、その場所・眺めの特徴に配慮する。
- ・機能、安全、環境や美観、快適性を総合的に検討し、これらに配慮した整備を進める。
- ・街並みや眺望などの地域の個性を活かし、引き立てる整備を進める。
- ・水、緑など自然に親しめる空間に配慮する。
- ・市民が積極的に景観づくりに関わり、愛着と誇りを持てる維持管理を進める。
- ・青森県公共事業景観形成基準ガイドプラン、国の景観形成ガイドライン等を参考とする。

3. 景観重要公共施設の基本的な考え方（景観法第8条第2項第4号口・ハ関係）

道路、河川、公園などの公共施設のうち、良好な景観づくりを進める上で重要な施設は、管理者との協議・同意のもと、「景観重要公共施設」として定めることができます。

これにより、景観重要公共施設の整備や占用などの許可は、景観計画に個別に定めることになる「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」に即して実施されます。

また、景観重要公共施設の整備方針や占用許可の方針などの検討にあたっては、景観行政団体、公共施設管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、地区住民などで構成する景観協議会を組織し、活用することができます。

景観重要公共施設に指定された道路では、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」の特例を活用して、電線地中化の促進を図ることが可能です。

公共施設利用者の意見を反映し、管理者との協議を踏まえながら、景観形成重点地区、眺望景観保全地区、大切にしたい場所・眺めの範囲内の施設を中心に、景観重要公共施設制度の活用を検討していきます。

○表：景観重要公共施設の候補例

施設の選定視点	候補となる施設
景観形成重点地区	地区内の幹線道路 など
眺望景観保全地区	城西大橋 など
大切にしたい場所	土淵川、アップルロード、仲町伝統的建造物群保存地区内の道路 など
大切にしたい眺め	「和徳十文字から見る岩木山」の前景となる道路 など

【景観重要公共施設制度の活用イメージ】

国土交通省作成『景観重要公共施設の手引き（案）』より抜粋



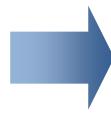
□地域の景観と一体となった舗装、ガードレール、街路樹等の整備
(オーバルコート大崎、東京都品川区)



□地域の景観の骨格として、自然景観に調和した河川整備
(鴨川、京都府京都市)



□道路占用によるオープンカフェの設置
(日本大通り、神奈川県横浜市)



□歴史的な街並みに配慮した電線地中化（花見小路、京都府京都市）

第10章 計画の実現に向けた取り組み

1. 取組体制の構築

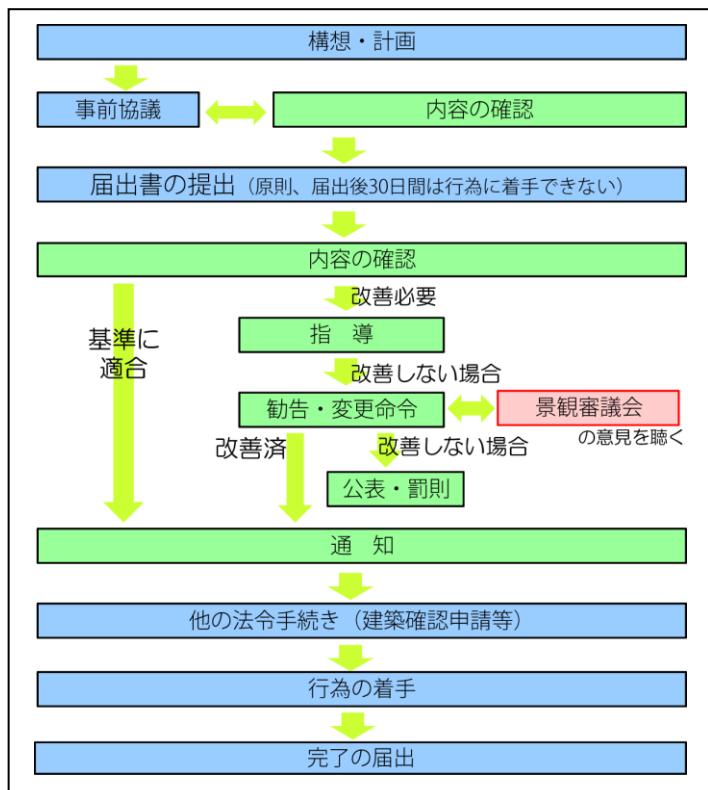
(1)景観審議会の設置

景観計画に基づく良好な景観づくりの取り組みを推進していくため、**景観に関して専門的な見地から検討を行う機関として、学識経験者や市民等による弘前市景観審議会を設置します。**

景観審議会では、景観計画の内容の検討や変更、景観形成重点地区及び眺望景観保全地区の指定、景観重要建造物等の指定、景観計画に基づく届出案件への勧告・変更命令等を審議するほか、景観施策に関する提言なども行います。

(2)景観アドバイザーの設置

○図：届出に係る流れ



届出の内容が、景観計画に適合しているかどうかの判断に当たっては、公平性と客觀性を確保することが必要です。

景観ルールへの適合の判断が困難な場合においては、景観審議会のほか、事前協議段階においては、建築家などの専門家などによる景観アドバイザーから、意見を聞くこととします。

(3)庁内推進体制の構築

景観計画に基づいて景観づくりを円滑に進めていくため、**庁内の推進体制を構築**します。具体的には、景観担当部署の窓口の強化や、届出制度の運用に際して、関係する部署に対する制度の周知などの取組みを行います。

2. 届出制度の円滑な運用

(1)ガイドラインの策定

届出を行う際の参考としてもらうため、また、届出があつたものについて景観形成基準との整合性を的確に判断できるようにするために、景観計画に基づき、**景観に配慮すべき事項**をわかりやすく示した「弘前市景観計画ガイドライン」を作成します。

(2)景観計画の見直し

社会情勢に変化が生じた場合や、弘前市総合計画など上位関連計画等の見直しがあった場合には、必要に応じて**景観計画の見直しや充実**を図ります。

景観形成重点地区や眺望景観保全地区については、計画施行後の景観づくりの状況や市民意識の醸成度合いを見ながら、地域住民等の理解が得られた場合には、順次、追加指定することを検討します。

また、「大切にしたい場所・眺め」についても、アンケートや風景募集の結果などを参考にしながら、順次、追加していきます。

3. 市民で創る景観に向けての取り組み

(1) 景観に関する情報提供の実施

広報やホームページを活用し、弘前市における景観づくりの取組みなどを情報提供するなど、市の景観施策の周知を図っていきます。

また、市民と行政が一緒に景観づくりを考えしていく場として、[景観フォーラム等を開催](#)します。

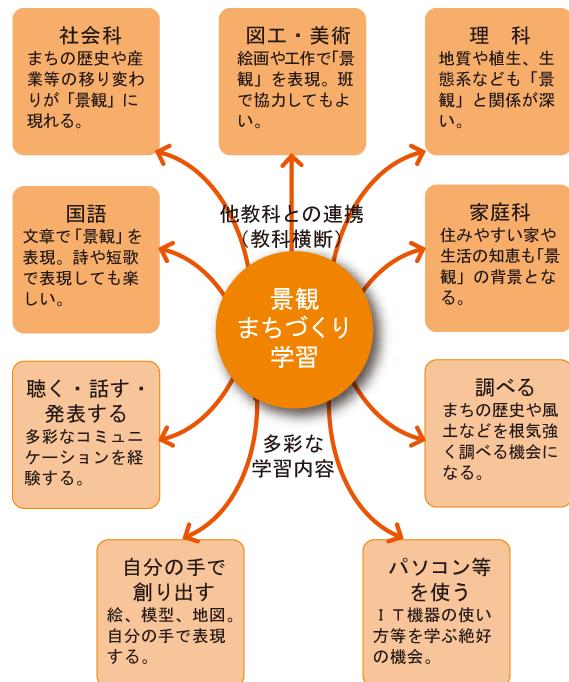
(2) 景観学習の場の提供

弘前市の景観を担う人材を育成していくため、各世代に向けた景観教育を推進していきます。

市民に対しては、今後も、弘前市出前講座制度を活用するなどして、積極的に景観づくりへの意識を高めていきます。

また、次世代を担う子供たちについては、街並みや郷土の風景への愛着をはぐくむため、学校教育との連携を図り、景観についての学習の場を設けることに努めます。内容は、景観の専門家や市職員等が講師となって屋外観察等体験型の授業を行うなど、[景観について楽しく学ぶ](#)ことができるようになります。

○図：学校教育における各教科との連携について



(出典) 国土交通省都市地域整備局「景観まちづくり学習」ホームページ

(3) 「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」の募集

市民の景観に対する意識を醸成するとともに、今後の景観施策に役立てていくため、市内の大目にしたいと思う風景を[通年で募集](#)し、ホームページ等で公表していきます。

(4)景観協議会・景観整備機構の活用

良好な景観づくりを進めていくため、市民や事業者、NPO、他の行政機関等との連携に努め、景観協議会や景観整備機構などの活用を図っていきます。

景観協議会は、景観重要公共施設を整備する場合などにおいて、利害が異なる様々な団体等が良好な景観づくりを図るための協議を行う場として活用することができます。

景観整備機構は、地域で景観づくりに取り組むNPOや公益法人が市の指定を受けることで、市に代わって景観重要建造物や景観重要樹木の管理や景観学習などを行うことができます。

(5)市民の景観づくりの活動に対する支援

市民の景観づくりの活動に対して、ソフト・ハード面で支援していきます。

ハード面では、景観重要建造物等を景観づくりに活かしていくため、外観の保存等や構造耐力上主要な部分に係る経費等について、市が一部費用を負担する助成制度を創設し、**所有者の負担の軽減**を図ります。

ソフト面では、個人・団体等による、良好な景観づくりに貢献している活動への支援を検討していきます。

(6)その他景観に資する事業の実施

(1)～(5)に掲げた施策を行うほか、景観計画に掲げた目標像の実現に向けて各種事業を実施します。

以下は想定される事業の一例です。

- ・田園景観に影響を与えていた耕作放棄地に対応するための事業
- ・商店街にぎわいのある景観を生む店舗づくりのための事業 など

事業例① 私の好きな・大切にしたい弘前の風景募集



◆身の周りにある弘前の景観の中で、「好きな」「大切にしたい」景観とその写真、好きな理由などを募集し、展示します。
◆なぜその景観が気に入ったのか、大切にしたいのかといった、選んだ理由を考えることで、身の周りの景観を興味深く見るようになり、無意識に感じていたその景観の良さを意識し、市民が景観づくりへの関心を持つきっかけとなります。

○対象：限定しない

○目的：身近な風景を改めて見て、考えることで、その良さを意識するきっかけをつくる

○内容：市内の気に入っている眺めや大切にしたい場所などを、写真や絵、好きな理由とともに募集し、展示する。

○平成21年度実施概要

- ・募集方法 広報・市ホームページほか
- ・総数 風景 257点、応募者 52名
- ・風景表現 写真 175点、絵 12点、俳句 15句、短歌 4首、漢詩 2篇、エッセイ 8篇
- ・展示期間 平成22年2月4日～2月26日
- ・作品展示 市の関係施設、JR弘前駅、イトーヨーカドー、ロックタウン

●応募作品



コメント：
田植直前の水のはった水田に夕日があたる時
が美しい。岩木山の姿も美しい



コメント：
建物は新しくなり、城下町らしさが薄らいだ
が、ここにくると昔はどんな街なみで人の通
行はどんなだったのか考えたくなる

事業例② 景観まちづくり学習の実施



◆誇りと愛着を持つことのできる美しいまちをつくり、育て、次の世代へと伝えていくためには、子どもの頃から身近なまちや景観に対する関心を持ち、景観やまちづくりに対する意識を高めていくことが必要です。

◆市では、「総合的な学習の時間」を用いて、景観まちづくり学習のモデルプログラムなどを実施します。

○対象：市内の小学校高学年

○目的：まちの景観を知り、それを大切にする意識を持った人を増やすことで、個性ある良好なまちづくりを進める。

○実施時間数の目安：10時間前後

○内容：

①ひそんでいるぞ！力才・かお・顔

身近な景観の中から、「顔」に見立てられる風景や建物を発見し、身近な景観に関心を持ちその面白さを味わうことができる。

②地域カルタをつくろう

自分の暮らす地域の景観の中にもいろいろな要素があるということに気付くとともに、地域への愛着を深めていく。

③わたしたちのまちに言葉の贈りもの

学校の周りの自慢したい所を、探検計画に沿って具体的に調査し、その結果を写真や絵を使ってわかりやすくまとめ、発表する。



身近なまちを周り、地域の人などに取材するなど、多様なコミュニケーションを図りながら学習を進める

パソコン等を使って学習の成果を取りまとめ、発表会を行う。
※地域の人たちにも参加を呼びかける



事業例③ 弘前景観見まわり隊



※写真はイメージです

◆地域の住民が、住み慣れた場所を景観の専門家と一緒に歩きながら、地域の景観をチェックする「弘前景観見まわり隊」。

◆普段見慣れた街並みも、意識して見直してみると、新しい発見や気になる点がたくさんあります。理想の景観を思い浮かべながら見まわりをすると、景観に対する意識や愛着が生まれてきます。

◆地域の景観づくりを担う人材を育成するとともに、景観ニーズを把握していきます。

○対象：市内在住・在勤・在学者

○目的：市民（参加者）の目線で地域の景観を評価することで景観を考えるきっかけとともに、地域の景観づくりを担う人材の育成を目指す。

○内容：

参加者は、講師（専門家など）の説明を聴きながら、あらかじめ定められたルートを歩き、与えられた評価項目に沿って地域の景観を評価する。実施例は次のとおり。

- ・特定の地域を対象に見まわり
↓
 - ・景観上良いと思う点、景観上悪いと思う点などを発見（メモ、写真撮影）
↓
 - ・班ごとに意見を述べ合う
↓
 - ・発表（誰がどうすればよいかなどの対処法も含め）



※見まわりのイメージ

<評価項目の例>

- これまで気がつかなかった良い建物や眺望があるか？
- 弘前公園周辺の建物は、高さや色彩などの調和がとれているか？
- 広告物の大きさ、色彩は、建物や周辺の街並みと調和しているか？
- 眺望を阻害しているものはないか？
- 街路灯のデザインは、周辺の街並みと調和しているか？
- 駐車場などは、周辺の景観に配慮しているか？

参加者はこのような評価項目について、確認を行い、評価を行うとともに、改善策を話し合う。

4. 都市計画制度の活用

良好な景観づくりを図るために、景観計画の他に都市計画法に基づく景観地区・高度地区や地区計画制度など景観づくりに関わる既存の制度の活用を検討します。

(1) 景観地区の指定

景観地区は、より積極的に良好な市街地の景観づくりを進めていくために、建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画制度です。

景観地区的指定により、地区内において建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、定められた形態意匠等の制限に適合するかどうかについて、市長の認定（認定証の交付）を受ける必要があります。

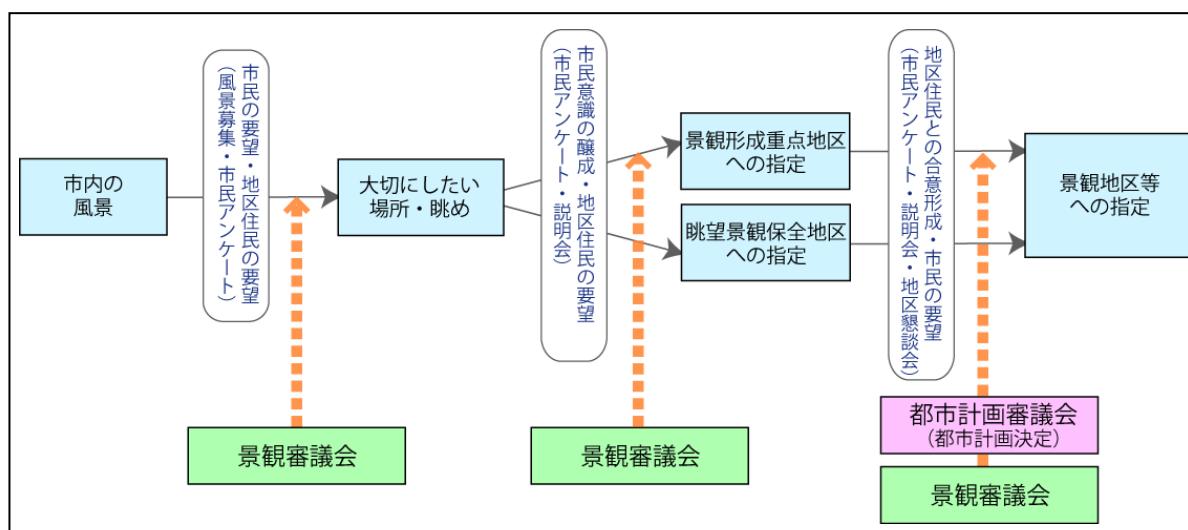
市では、景観計画に位置づける景観形成重点地区や眺望景観保全地区のうち、**良好な景観づくりが特に必要と判断される地区**については、景観づくりに対する**地域住民の賛同**が得られるなどの条件が整った場合、景観地区制度の活用を検討します。

(2) 高度地区の指定

高度地区は、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定め、地域特性に応じた建築物の高さの規制・誘導を行う都市計画制度です。

良好な居住環境の保全や、既成市街地における魅力的な都市景観の形成が特に必要と判断される地区については、地域住民の賛同が得られるなどの条件が整った場合、高度地区制度の活用を検討します。

○図：大切にしたい場所・眺め、景観形成重点地区・眺望景観保全地区、景観地区等の指定の流れ



(3)地区計画の指定

地区計画は、用途の制限や建ぺい率など、地区ごとにまちづくりのルールを定める都市計画制度です。

市内には、昭和 59 年(1984)の千年地区計画を始め、これまでに住居系、商業系、工業系、業務系合わせ ~~17~~ 18 か所に地区計画が定められ、地区の特性を活かしたまちづくりが進められています。

今後も、建物の用途等を規制することにより計画的な整備が必要な地区では、地区計画制度を活用し、景観にも配慮した地区のまちづくりを行います。

5. 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの推進

(1) 景観づくりにおける協働の考え方

弘前ならではの景観を守り、創り、はぐくんでいくためには、市民や事業者の主体的な取り組みが大きな推進力となるため、市は、市民や事業者の景観づくりの意識を醸成するためには必要な施策を継続的に実施していきます。

また、景観づくりを進める上では、市民・事業者・行政が情報を共有し、適切な役割分担のもとに連携・協働していくことが大切です。

(2) 市民・事業者主体の景観づくりの推進

市民や事業者が弘前市の景観に誇りと愛着を持ち、住みよい、働きやすい街にしていこうとする主体的な活動が、よりよい景観づくりへつながっていきます。

景観づくりの活動を積極的に行っているNPO法人や公益法人は、「景観整備機構」に指定されることにより、景観教育や、景観重要建造物・樹木の管理など地域の景観づくり活動を担っていくことができます。

また、市民や事業者は、住宅や事業所の新築や改築等の際に景観計画のルール（景観形成基準）を順守することはもちろんですが、例えば、日常生活でできる住宅や事業所周辺の緑化やガーデニング、身近な公園や河川敷などの草刈りや清掃活動、地域のシンボルとなっている樹木の手入れなども立派な景観づくりの活動です。

市民・事業者主体の景観づくりは、自分の身の回りの景観に関心を持ち、手軽にできるところから実践していくことが大切です。

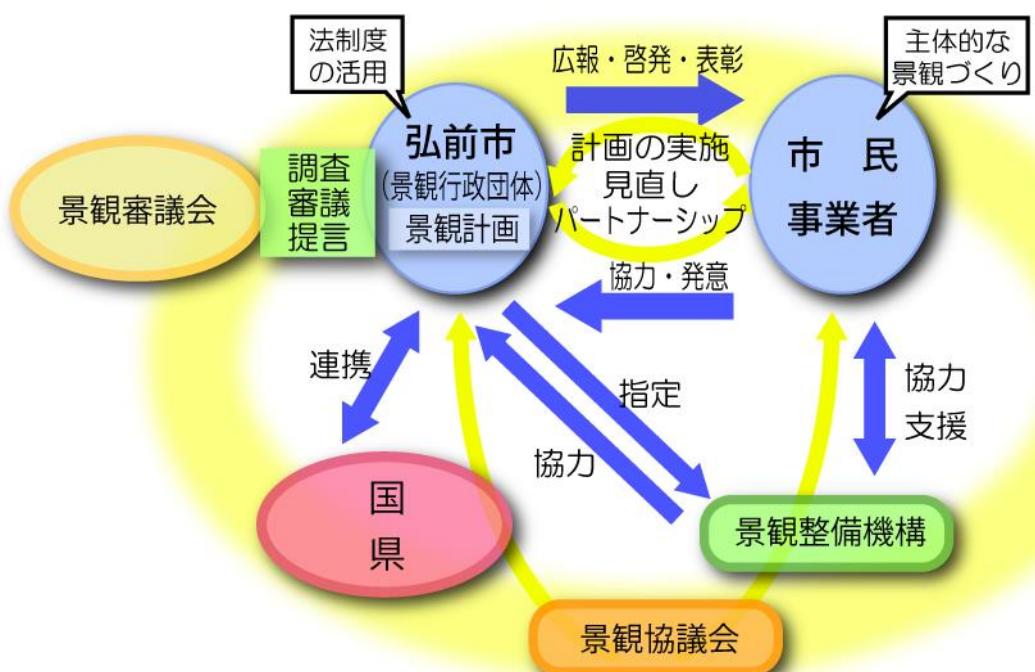
(3) 市の果たすべき役割

市は景観計画に従い、地域特性に配慮した施策を実施していきますが、市民や事業者が景観づくりの様々な活動へ積極的に参加し、主体的に取り組むことで、景観づくりの目標は達成できます。

市では、市民や事業者が弘前市の景観に誇りや愛着を持ち、主体的に取り組んでもらうために、景観フォーラムや景観まちづくり学習等景観に関わる機会を提供するなど、必要とされる施策を適切に実施します。

「自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち 弘前」の実現に向けて、長期的な展望に立ち、市民や事業者による景観づくりの活動を積極的に支援し、市として担うべき役割を果たしていきます。

○図：協働による景観づくり



○計画変更の経緯

- ・平成 26 年 2 月 「大切にしたい場所」に「大森勝山遺跡周辺」を追加
- ・令和 2 年〇月 「景観形成重点地区」に「大森勝山遺跡周辺地区」を追加
「眺望景観保全地区」に「大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区」を追加

